

第二期鹿児島市
子ども・子育て支援事業計画（案）

令和 2 年 3 月
鹿 児 島 市

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
(1)	策定の趣旨	1
(2)	計画の位置づけ	1
2	計画の対象・期間	2
(1)	子どもの範囲	2
(2)	計画の対象となる者	2
(3)	計画の対象とする分野	2
(4)	計画期間	2

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1	わが国における少子化の状況	3
(1)	少子化の現状	3
(2)	少子化の原因と背景	4
(3)	国の動き	7
2	本市における状況	8
(1)	少子化の現状	8
(2)	将来人口推計	15
(3)	世帯の状況	17
(4)	母子保健水準の状況	26
(5)	主な子育て支援施策の状況	31
(6)	子ども・子育ての地域資源	53
(7)	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の 取組状況	55
(8)	第二期子ども・子育て支援事業計画策定に向けた利用ニーズ 把握のための調査結果（概要）	57

第3章 計画の基本的考え方

1	基本理念	66
2	基本的視点	66

第4章 施策の展開

1	施策の体系	68
2	施策の概要	70
	(1) 幼児教育・保育の充実	70
	(2) 地域における子育て支援	73
	(3) 母性及び乳幼児等の健康の確保及び増進	80
	(4) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	99
	(5) 子育てを支援する生活環境の整備	106
	(6) 職業生活と家庭生活との両立の推進	109
	(7) 子どもの安全の確保	111
	(8) 児童虐待対策の推進	116
	(9) ひとり親家庭の自立支援等の推進	120
	(10) 障害のある子どもへの支援	123
	(11) 配偶者等からの暴力に対する対策の推進	126
	(12) 子育てに対する経済的支援	128

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

1	提供区域	131
2	教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び その実施時期	133
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の 確保の内容及びその実施時期	143
4	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び 当該教育・保育の推進等に関する体制の確保の内容	169

第6章 計画の推進にあたって

(1)	行政の役割	171
(2)	家庭の役割	172
(3)	地域の役割	172
(4)	企業・職場の役割	172
(5)	各種団体の役割	172

資料編

第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画の策定経過	173
鹿児島市子ども・子育て会議条例	176
鹿児島市子ども・子育て会議委員名簿	178
鹿児島市子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会設置要綱	179

第 1 章

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 策定の趣旨

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化の中で、本市が永続的に活気にあふれ、一人一人の子どもが健やかに成長できるまちであり続けるためには、総合的に子育て支援対策を図り、男女がともに、家庭を築き、子どもを生み育てることに夢を持てる環境づくりを社会全体で進めることが必要となります。

国においては、子どもを生み育てやすい環境を整備するために、平成24年制定の「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年度から子ども・子育て支援新制度を実施し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図っています。

本市においても、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、子ども・子育て支援に関する総合的な計画として、平成27年3月に「鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」（第一期）を策定し、様々な施策の推進に取り組んできたところです。

このような中、国は、「ニッポン一億総活躍プラン」などに基づく働き方改革や待機児童解消に向けた保育の受け皿整備、「新しい経済政策パッケージ」に基づく幼児教育・保育の無償化など、取組の充実を図っています。

このようなことから、本市においても、妊娠・出産期から切れ目ない、子ども・子育て支援に関する総合的な計画として、「第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画として策定します。

また、母子保健の分野については、計画の対象、策定の趣旨・内容が市町村行動計画に包括されることから、この計画を母子保健計画としても位置づけることとします。

なお、効果的効率的な施策推進の観点から、地域福祉、障害者福祉等に関する他の計画と連携し、整合性を図ります。

2 計画の対象・期間

(1) 子どもの範囲

この計画における子どもとは、18歳未満の者をいいます。
(子ども・子育て支援法第6条第1項に掲げる子ども)

(2) 計画の対象となる者

この計画は、子ども自身はもとより、その家族、地域、学校、企業、各種団体など社会全体を対象とします。

(3) 計画の対象とする分野

この計画の対象とする分野は、福祉、保健、教育、医療、労働、住宅、都市計画、生活環境など子育てにかかわる社会のあらゆる分野とします。

(4) 計画期間

この計画は、令和2年度から令和6年度までの5か年計画とします。

第 2 章

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1 わが国における少子化の状況

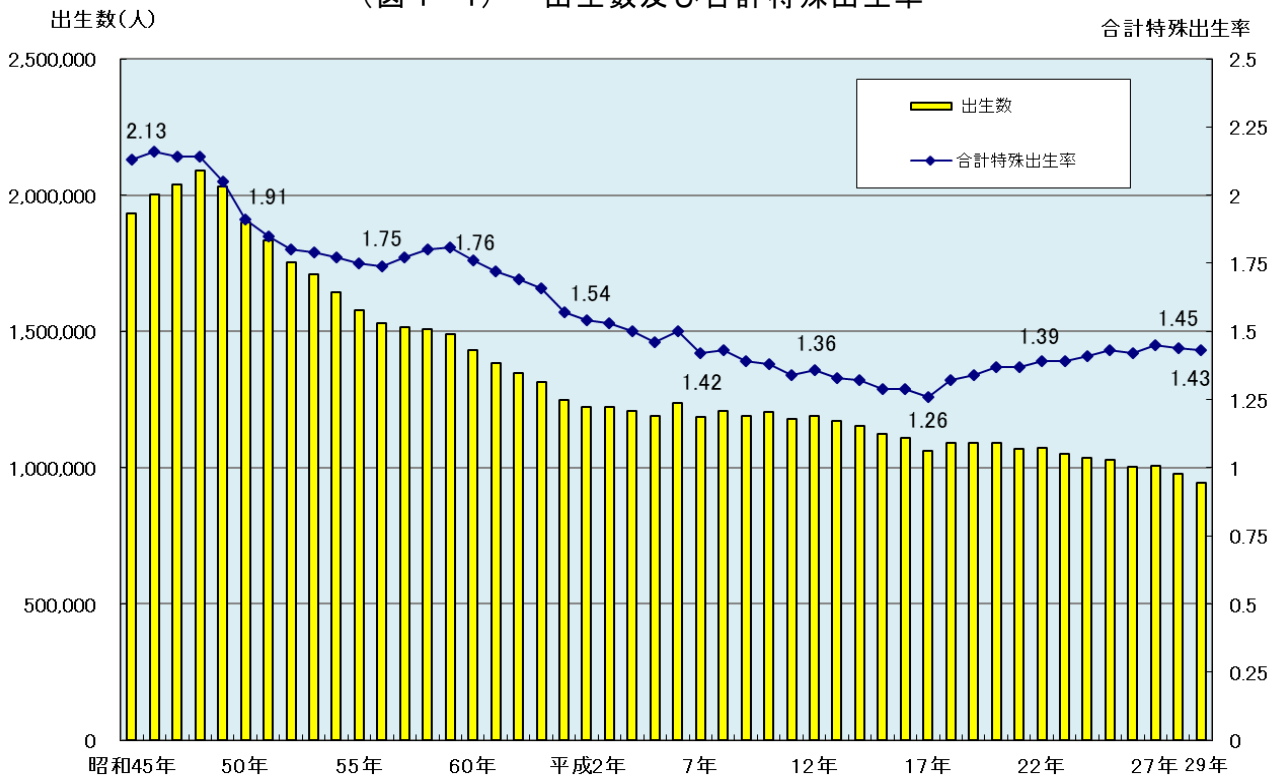
(1) 少子化の現状

厚生労働省の「人口動態統計」によると、図 1-1 のとおり、わが国の出生数は、平成元年以降で見ますと、120 万人前後で推移していたものが、平成 28 年には 100 万人を割り込み、平成 29 年は 94 万 6,146 人となっています。

また、1 人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均を示す合計特殊出生率※は、昭和 50 年に 2.0 を下回り、50 年代後半を除いて低下傾向が続いていましたが、平成 18 年から微増に転じ、平成 27 年からは、ほぼ横ばいで推移しており、平成 29 年は 1.43 となっています。

しかしながら、現在の人口を維持する水準とされる 2.07 前後を大きく下回る状況が続いており、主な国（アメリカ、フランス、スウェーデン、英国等）と比較しても、低い水準にとどまっています。

(図 1-1) 出生数及び合計特殊出生率



資料：厚生労働省「人口動態統計」

※合計特殊出生率：その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数のこと

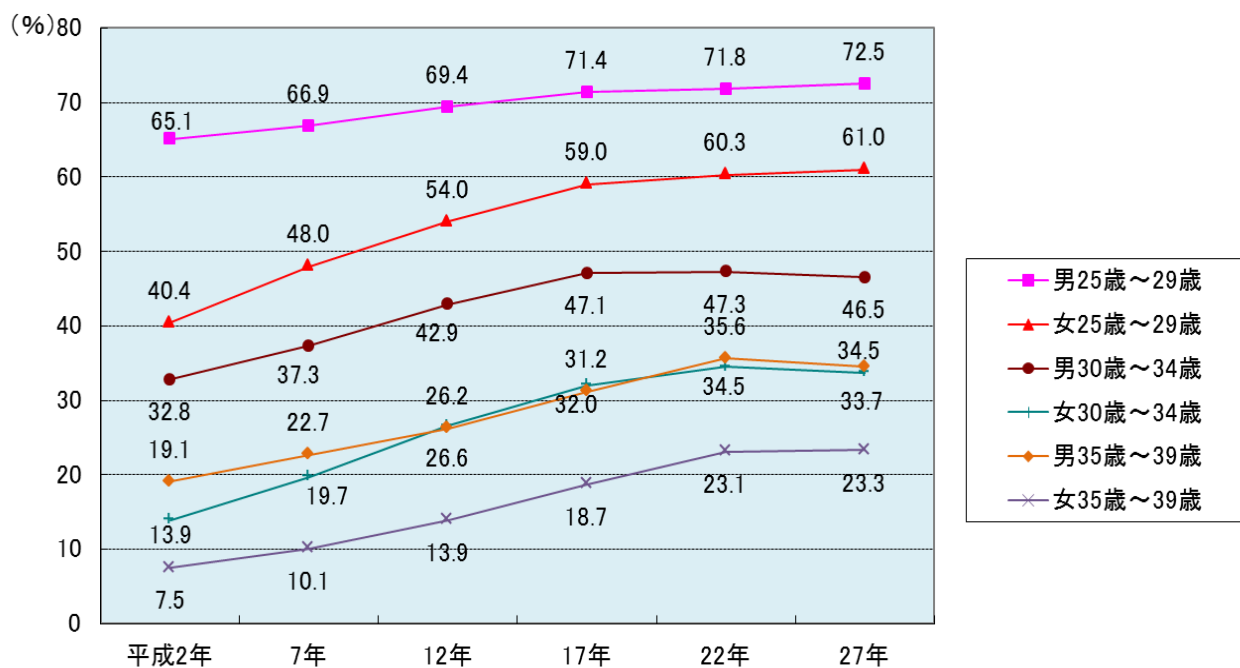
少子化は、経済面で成長の制約要因であるとともに、地域・社会の担い手の減少や現役世代の負担増加など、深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。

(2) 少子化の原因と背景

少子化の原因は、多くの事象が複雑にからみ合っているため、それを特定することは困難ですが、その原因の一つに未婚化・晩婚化の進行が考えられます。

総務省の「国勢調査」によると、図 1-2 のとおり、25 歳から 29 歳の未婚率は、女性で平成 2 年の 40.4%が平成 27 年には 61.0%、男性で平成 2 年の 65.1%が平成 27 年には 72.5%、30 歳から 34 歳の未婚率は、女性で平成 2 年の 13.9%が平成 27 年には 33.7%、男性で平成 2 年の 32.8%が平成 27 年には 46.5%とそれぞれ上昇しています。

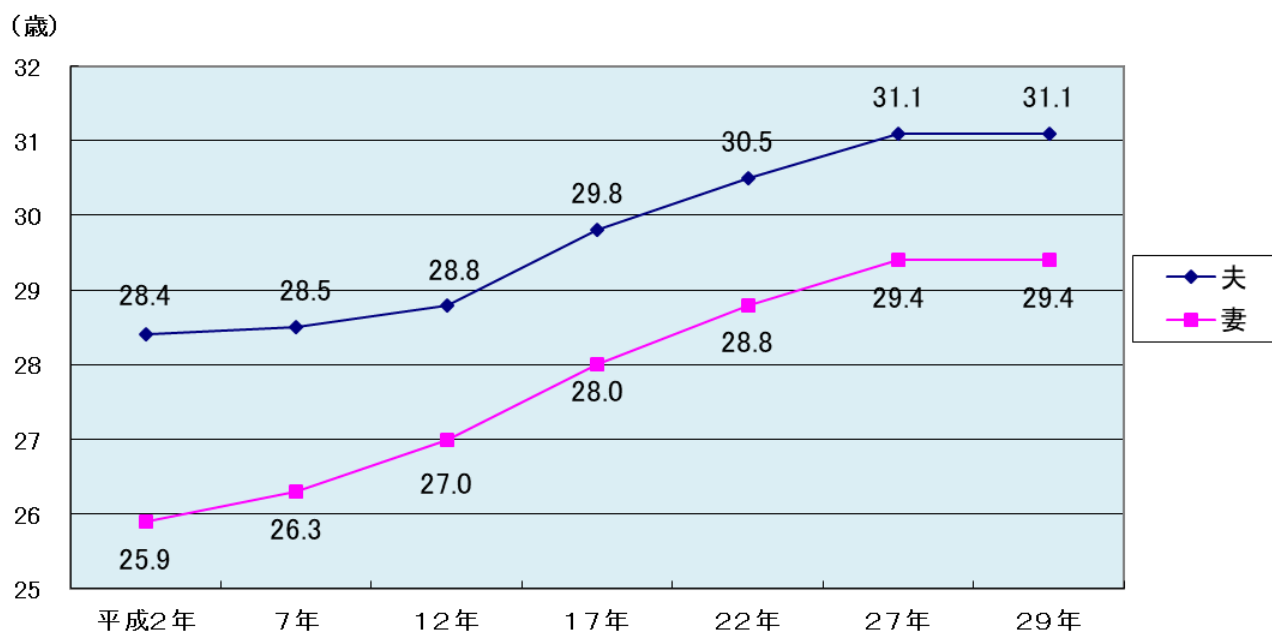
(図 1-2) 男女年齢別未婚率の推移



資料：国勢調査

また、厚生労働省の「人口動態統計」によると、図 1-3 のとおり、平均初婚年齢は、女性で平成 2 年の 25.9 歳が平成 29 年には 29.4 歳、男性で平成 2 年の 28.4 歳が平成 29 年には 31.1 歳とそれぞれ上昇しています。

(図 1-3) 夫婦の平均初婚年齢の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

国立社会保障・人口問題研究所が平成 27 年 6 月に行った「出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）」の中で、若者たちの結婚離れについて、

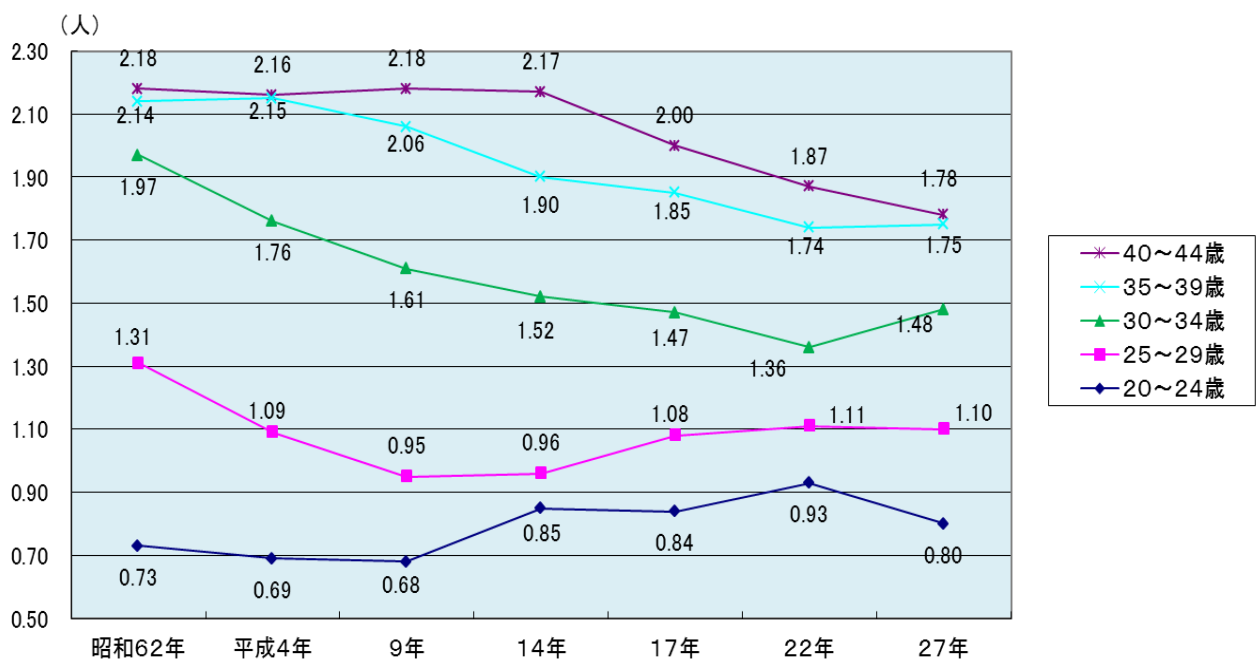
- いずれは結婚しようとする未婚者の割合は、依然として高い水準にあり、18～34 歳の男性では 85.7%、同女性では 89.3%である。一方、「一生結婚するつもりはない」と答える未婚者の微増傾向は続いており、男性では 12.0%、女性では 8.0%となっている。
- 一年以内に結婚する意思のある未婚者の割合は、全調査期間を通じて、女性の方が男性よりも高い。前回調査と比べると、男性ではすべての年齢層で微増し、18～34 歳では 45.5%となった。女性では 20 代後半のみで微増した。
- 独身生活の利点は、男女ともに「行動や生き方が自由」を挙げる人が圧倒的に多く、男性では 69.7%、女性では 75.5%であった。それ以外では「金銭的に裕福」、「家族扶養の責任がなく気楽」、「広い友人関係を保ちやすい」が比較的多い。これらの傾向は 1987 年の調査以降ほとんど変わっておらず、結婚すると行動や生き方、金銭、友人関係などが束縛されるとい

う未婚者の感じ方は根強い。ただし女性では、友人関係が束縛されるという意識は弱まってきている。

- 現在、独身にとどまっている理由について、25歳未満の若い年齢層では、「まだ必要性を感じない」など、結婚をするための積極的な動機がないことが多く挙げられている。一方、25歳～34歳の年齢層では、「適当な相手にまだめぐり会わない」などの結婚の条件が整わないことを半数程度の者が挙げているが、この年齢層でも「自由さや気楽さを失いたくない」、「まだ必要性を感じない」と考える未婚者は多い。
- といった調査結果を報告しています。

このほか、妻の年齢別の平均出生子ども数の推移をみると、図 1-4 にあるとおり、40歳～44歳の年齢層は減少傾向にありますが、30歳～34歳では平成 22 年から平成 27 年にかけて増加しています。20～29歳では、平成 9 年以降増加傾向にありますが、平成 22 年から平成 27 年にかけては、25～29歳でほぼ横ばいとなり、20～24歳では減少しています。

(図 1-4) 妻の年齢別にみた、平均出生子ども数の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

(3) 国の動き

国においては、次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通じて、次世代育成支援対策の推進を図ってきましたが、この取組をさらに充実するために、平成 26 年 4 月の法改正により、同法の有効期限が 10 年間延長されました。

しかしながら、我が国では、出生率の低下に伴い少子化が進んでおり、子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。

また、保育所に子どもを預けたいと考えていても、希望する保育所が保育士不足等により、受け入れが困難であることから、多くの待機児童が生じていることや、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等が問題となっており、そうした状況を前に、子どもが欲しいという希望をかなえられない人も多くなっています。

これらの課題に対応するため、子ども・子育て関連 3 法に基づき平成 27 年 4 月に本格施行された子ども・子育て支援新制度の実施により、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図り、子どもを生み育てやすい環境の整備に取り組んでいます。

また、結婚や妊娠・出産・子育てに関する国民一人一人の希望がかなう社会を実現するため、平成 27 年 3 月に決定された「少子化社会対策大綱」や平成 28 年 6 月に決定された「ニッポン一億総活躍プラン」などに基づき、長時間労働の是正や同一労働同一賃金の実現等の働き方改革、待機児童解消に向けた保育の受け皿整備などの施策に取り組んでいます。

特に、子育て世代への経済的支援については、平成 29 年 12 月に決定された「新しい経済政策パッケージ」により、これまで段階的に進めてきた幼児教育の無償化について一気に進めるなど、子育て世代、子どもたちに大胆に政策資源を投入することとしています。

さらに、昨今の虐待相談件数の増加や、相次ぎ発生する児童虐待による痛ましい事件を踏まえ、令和 2 年度から児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が施行され、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講じることとしています。

2 本市における状況

(1) 少子化の現状

① 人口の推移

平成 30 年 10 月 1 日現在の鹿児島市の人口は 597,193 人です。平成 27 年の国勢調査の結果によると、本市の人口は 599,814 人で、人口規模では全国で 23 番目、中核市で 2 番目の都市になっています。

本市の人口の推移をみると、表 2-1（図 2-1）のとおり、平成 25 年の 607,604 人をピークに、人口が減少しており、平成 27 年以降は、60 万人を下回っています。

一方、鹿児島県の人口は、平成 2 年以降減少傾向が続いており、平成 27 年国勢調査では、1,648,177 人で、県全体における本市の人口割合では、36.4%と県人口の 3 割以上を占めており、年々割合が増加しています。

（表 2-1） 人口の推移

年次	人口			増減	増加率(%)	備考
	総数	男	女			
平成2	536,752	252,127	284,625	—	—	第15回国勢調査
3	536,895	251,648	285,247	143	0.0	
4	537,775	251,691	286,084	880	0.2	
5	539,911	252,677	287,234	2,136	0.4	
6	542,932	254,110	288,822	3,021	0.6	
7	546,282	255,999	290,283	3,350	0.6	第16回国勢調査
8	548,392	256,932	291,460	2,110	0.4	
9	549,977	257,543	292,434	1,585	0.3	
10	550,557	257,646	292,911	580	0.1	第17回国勢調査
11	550,815	257,766	293,049	258	0.0	
12	552,098	258,135	293,963	1,283	0.2	
13	552,817	258,320	294,497	719	0.1	
14	554,007	258,805	295,202	1,190	0.2	
15	555,116	259,173	295,943	1,109	0.2	編入合併(11月1日) 新市発足
16	605,308	282,542	322,766	50,192	9.0	
平17	604,367	281,389	322,978	△ 941	△ 0.2	第18回国勢調査
18	604,480	281,180	323,300	113	0.0	
19	604,571	280,827	323,744	91	0.0	
20	604,619	280,519	324,100	48	0.0	
21	605,424	280,878	324,546	805	0.1	
22	605,846	281,133	324,713	422	0.1	第19回国勢調査
23	606,890	281,325	325,565	1,044	0.2	
24	607,203	281,195	326,008	313	0.1	
25	607,604	281,456	326,148	401	0.1	
26	606,750	281,012	325,738	△ 854	△ 0.1	
27	599,814	279,108	320,706	△ 6,936	△ 1.1	第20回国勢調査
28	599,136	278,876	320,260	△ 678	△ 0.1	
29	597,932	278,319	319,613	△ 1,204	△ 0.2	
30	597,193	278,012	319,181	△ 739	△ 0.1	

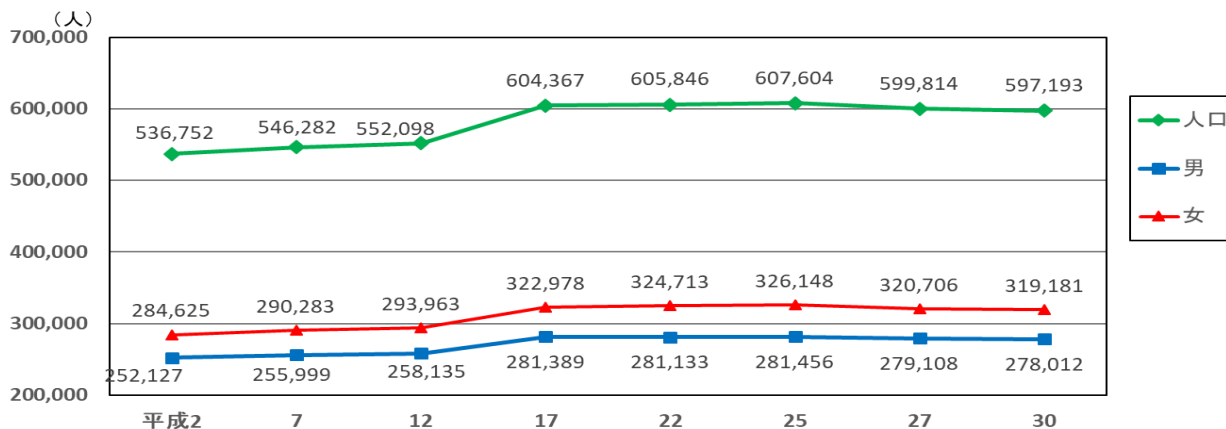
注1)10月1日現在の推計人口。ただし、国勢調査年次については、国勢調査人口を記載。

注2)平成16年は、平成16年11月1日現在の推計人口。

資料：国勢調査、市推計人口

※この計画における市町村合併（H16.11.1）以前の数値は、旧鹿児島市の統計データを使用

(図 2-1) 人口の推移



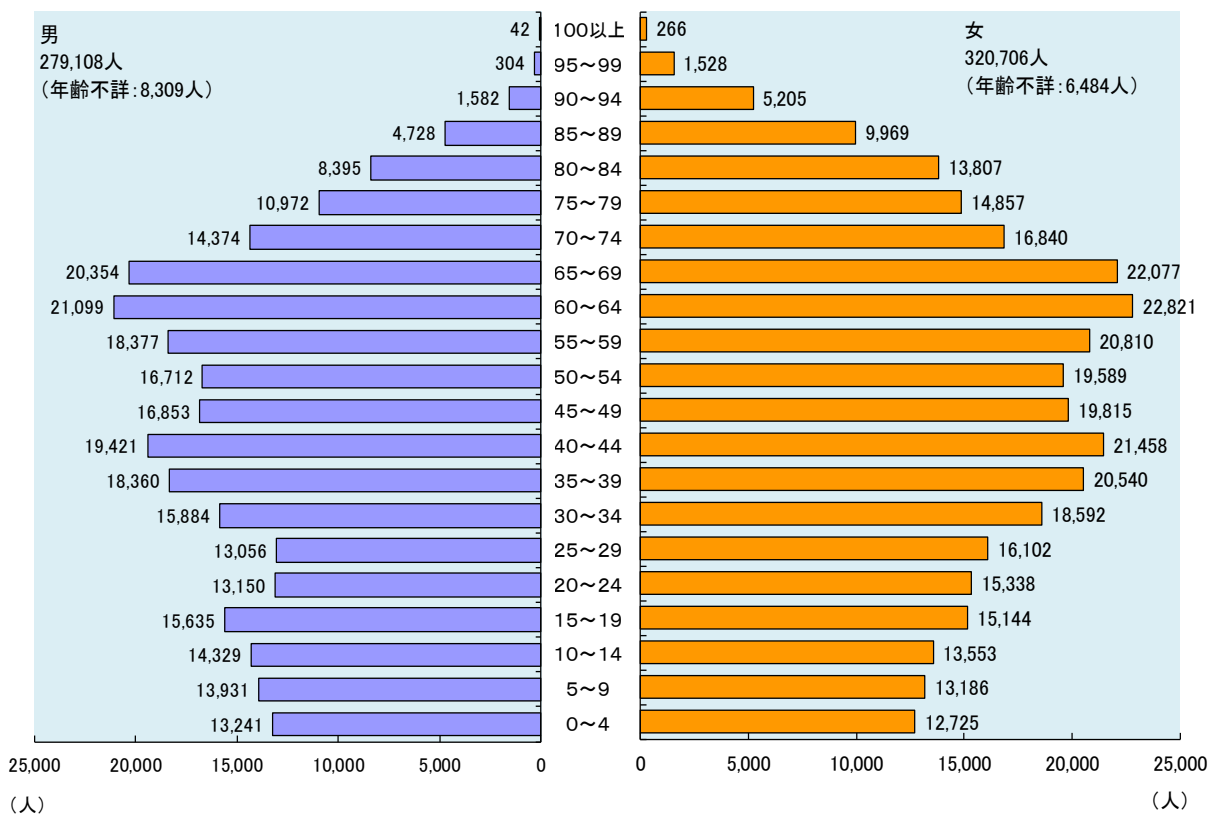
※資料等については、表 2-1 に同じ

② 人口ピラミッド

平成 27 年国勢調査における 5 歳階級ごとの人口ピラミッドは、図 2-2 のとおりです。昭和 20 年代前半と昭和 40 年代後半のベビーブームの時期に出生数が多かったことを反映し、人口構成としては 2 つのピークを形成しており、本市の人口ピラミッドの形態は、2 段階の膨らみをもった「ひょうたん型」に近い形となっています。

また、19 歳以下の人口は階級ごとに減少しており、将来、親となる世代の全体数が減少していくことから、一層の少子化が懸念されます。

(図 2-2) 5 歳階級別人口ピラミッド



資料：国勢調査

③ 年齢別人口

国勢調査によると、年少人口（15歳未満）は、表2-2のとおり、平成2年に109,433人であったものが、平成27年では80,965人と28,468人減少し、総人口に占める割合で20.4%が13.8%と6.6ポイント減少しており、年々減少傾向にあります。

一方、老年人口（65歳以上）は、平成2年に59,004人であったものが、平成27年では145,300人と86,296人増加し、総人口に占める割合で11.0%が24.8%と13.8ポイント増加しており、少子高齢化が進行していることがうかがえます。

(表2-2) 年齢3区分別人口

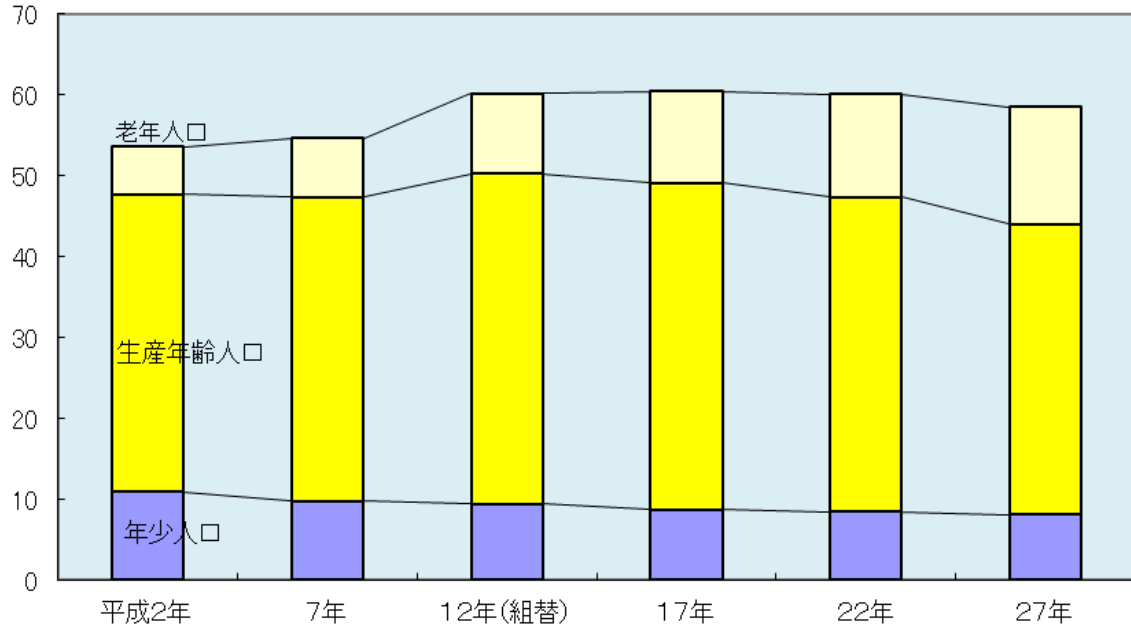
	年少人口		生産年齢人口		老年人口		総人口
	人口	割合(%)	人口	割合(%)	人口	割合(%)	
平成2年	109,433	20.4	367,197	68.4	59,004	11.0	536,752
7年	97,851	17.9	375,257	68.7	73,160	13.4	546,282
12年	86,269	15.6	377,347	68.3	88,475	16.0	552,098
12年(組替)	94,234	15.7	407,852	67.8	99,597	16.6	601,693
17年	87,591	14.5	403,208	66.7	113,505	18.8	604,367
22年	84,416	14.1	388,674	64.7	127,446	21.2	605,846
27年	80,965	13.8	358,756	61.3	145,300	24.8	599,814

注1) 区分別人口割合は総人口から「不詳」を除いて算出

資料：国勢調査

(万人)

(図2-3) 年齢3区分別人口の推移

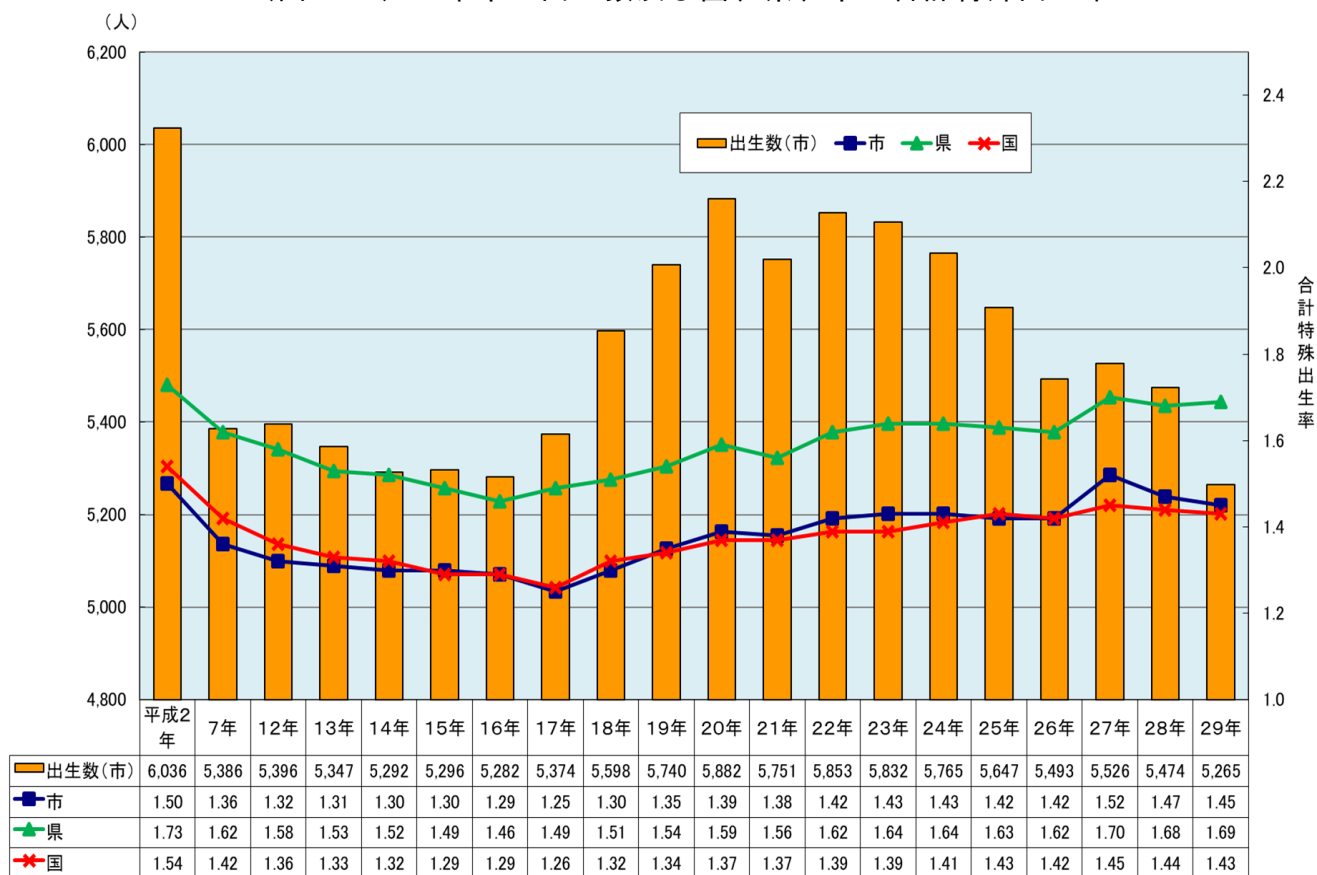


資料：国勢調査

④ 出生数及び合計特殊出生率

本市において、出生数は図 2-4 のとおり、平成 17 年の 5,374 人が平成 29 年には 5,265 人に、合計特殊出生率は、平成 17 年の 1.25 が平成 29 年には 1.45 と、近年微増傾向にあります。国の状況と同様に低い水準であり、少子化が進行している状況です。

(図 2-4) 本市の出生数及び国、県、市の合計特殊出生率



資料：かごしま市の保健と福祉

⑤ 母親の年齢階級別出生数

母親の年齢別、年次別出生数は図 2-5 のとおりです。

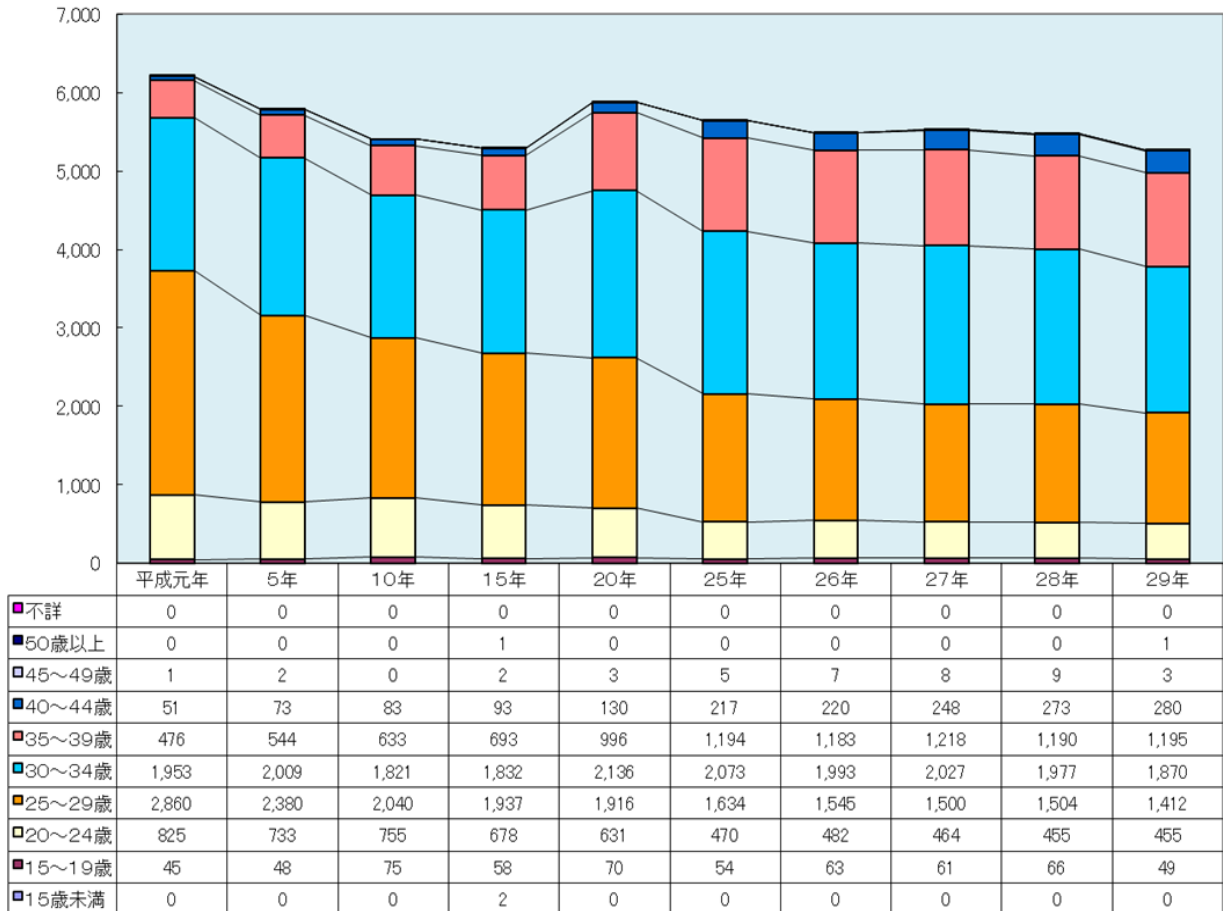
平成元年以降における母親の 5 歳階級ごとの出生数は、平成 15 年までは 25～29 歳の出生数が最も多く、次いで 30～34 歳の階級が続いていたものが、平成 20 年以降はそれが逆転し、30～34 歳の出生数が最も多く、次いで 25～29 歳の階級が続いています。

20～24 歳の階級では、平成元年に 825 人であったものが平成 29 年で 455 人と減少し、構成比では 13.3%が 8.6%と 4.7 ポイント減少しています。

25～29 歳の階級では、平成元年に 2,860 人であったものが、平成 29 年では 1,412 人と減少し、構成比では、46.0%が 26.8%と 19.2 ポイント減少しています。

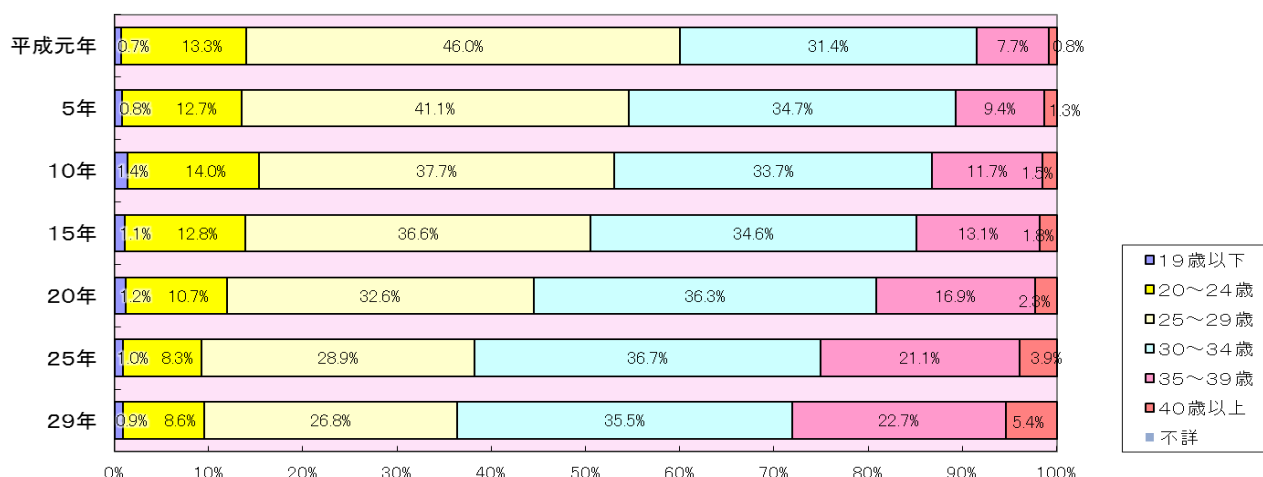
35～39 歳の階級では、平成元年に 476 人であったものが平成 29 年では 1,195 人と増加し、構成比も 7.7%が 22.7%と 15.0 ポイント増加しています。

(人) (図 2-5) 母親の年齢階級・年次別出生数



資料：かごしま市の保健と福祉

(構成比)



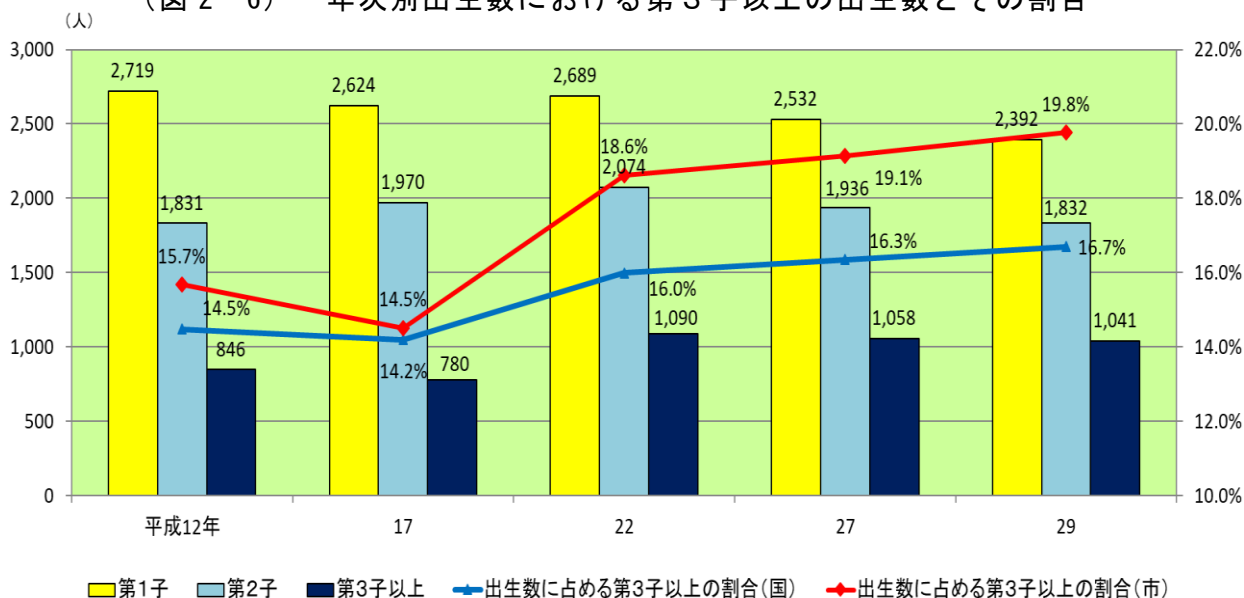
資料：かごしま市の保健と福祉

⑥ 出生数に占める第3子以上の割合

図 2-6 のとおり、近年、第1子・第2子の出生数は減少傾向にあり、第3子以上の出生数も、微減となっています。

出生数に占める第3子以上の割合は、平成17年に14.5%であったものが上昇しており、平成29年は19.8%と国の16.7%と比較して3.1ポイント高くなっています。

(図 2-6) 年次別出生数における第3子以上の出生数とその割合



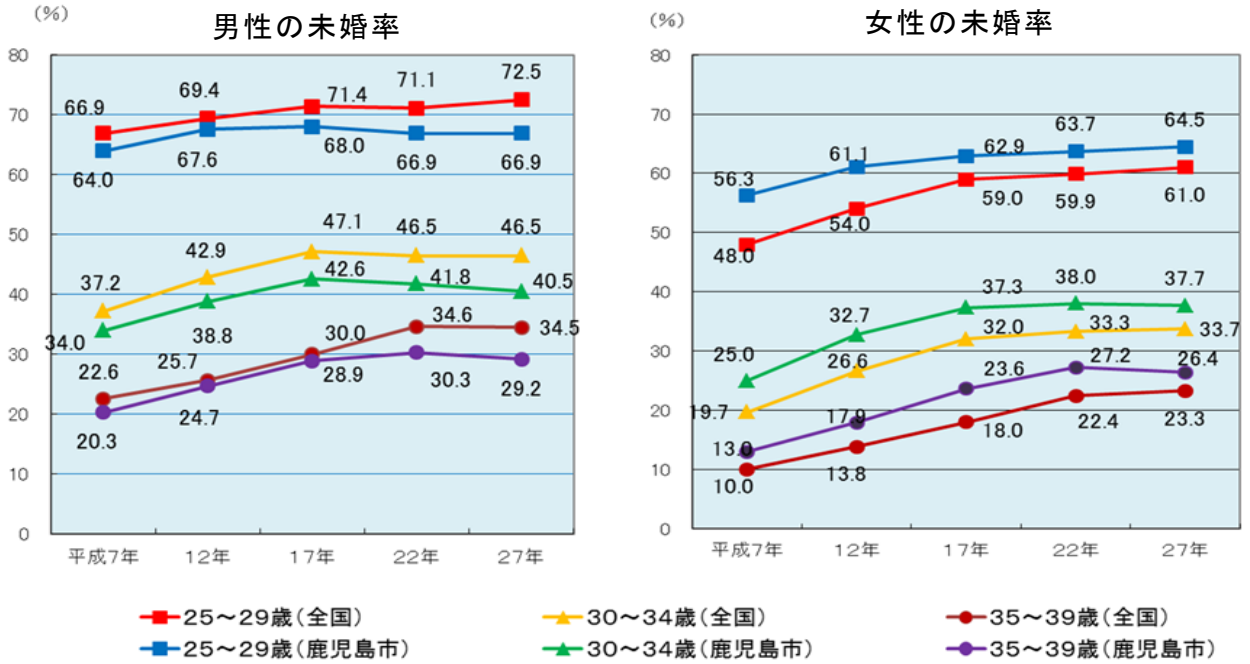
資料：厚生労働省人口動態統計、かごしま市の保健と福祉

⑦ 未婚率・初婚平均年齢の状況

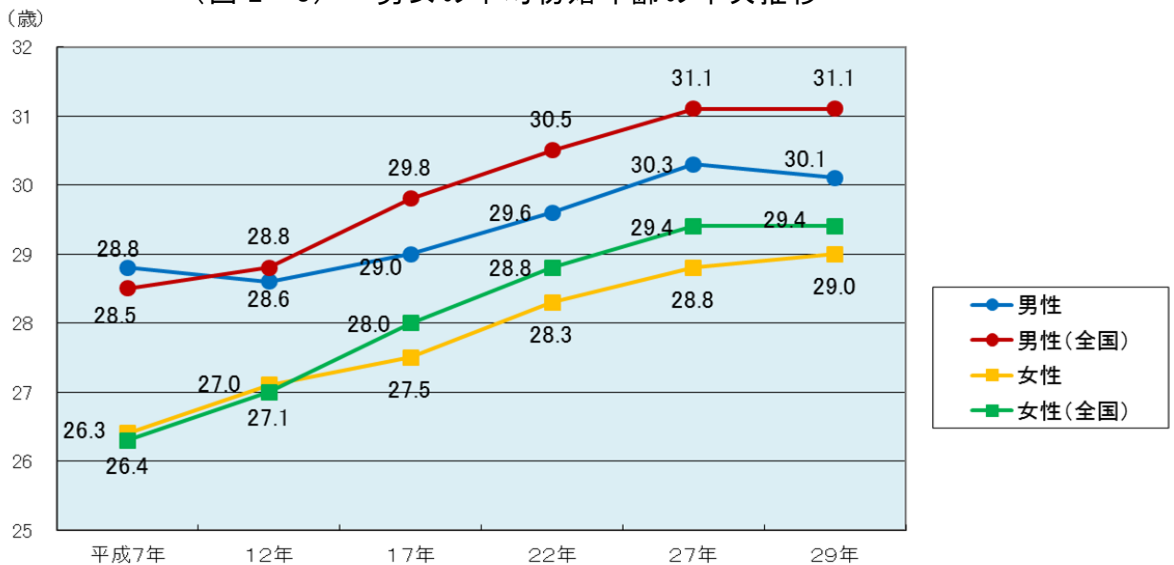
男性、女性の未婚率は、図 2-7 のとおり、全国同様、男女ともに、上昇傾向にあります。全国平均との比較では、男性は低く、女性は高くなっています。

また、平均初婚年齢は、図 2-8 のとおり、男女ともに上昇傾向にあり、晩婚化傾向にあるといえます。

(図 2-7) 未婚率の推移



(図 2-8) 男女の平均初婚年齢の年次推移



(2) 将来人口推計

本市の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法※により将来の人口を推計した結果、本市の人口は、表 2-3 のとおり、平成 31 年 4 月 1 日末現在で 602,359 人であったものが、令和 6 年では 592,467 人となると思われます。

将来人口の推移をみると、総人口とともに、年少人口（0 歳～14 歳）及び生産年齢人口（15 歳～64 歳）は年々減少していく一方で、高齢人口（65 歳以上）は増加していくものと思われます。

年齢 3 区分で見ると、まず、年少人口（0 歳～14 歳）は、令和元年に 83,878 人であったものが、令和 6 年では 80,619 人、総人口に対する構成比では、令和元年に 13.9%であったものが、令和 6 年では 13.6%と緩やかに減少していくと思われま

す。次に、生産年齢人口（15 歳～64 歳）は、令和元年に 358,226 人であったものが、令和 6 年では 342,053 人、構成比で令和元年に 59.5%であったものが、令和 6 年では 57.7%と減少していくと思われま

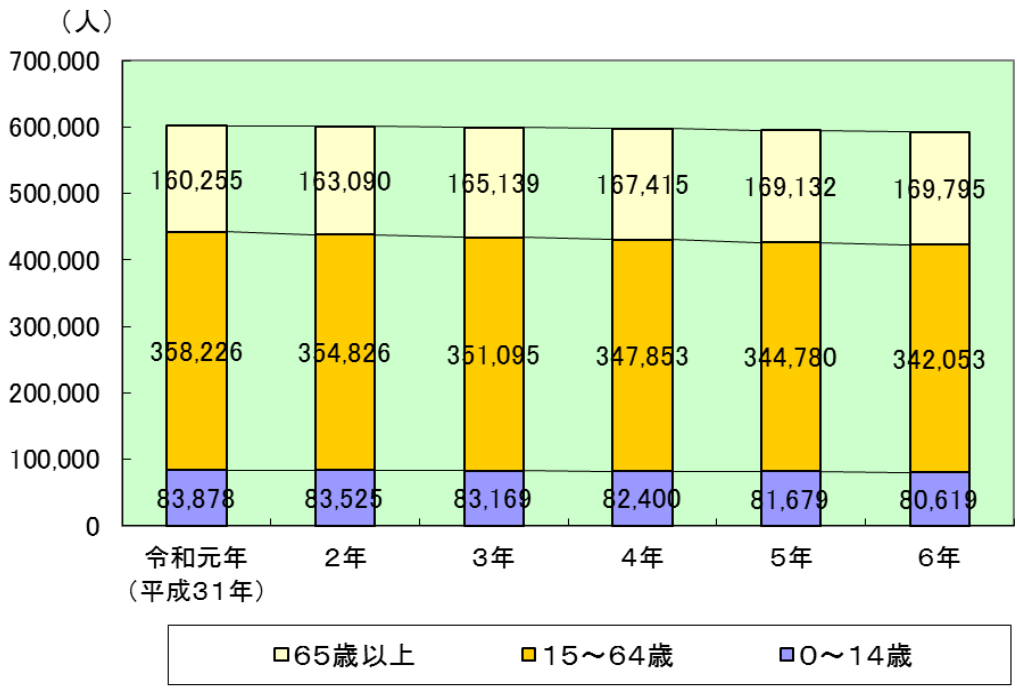
す。最後に、高齢人口（65 歳以上）は、令和元年に 160,255 人であったものが、令和 6 年では 169,795 人、構成比で令和元年に 26.6%であったものが、令和 6 年では 28.7%に増加し、少子高齢化が進行していくと思われま

(表 2-3) 将来人口の推移

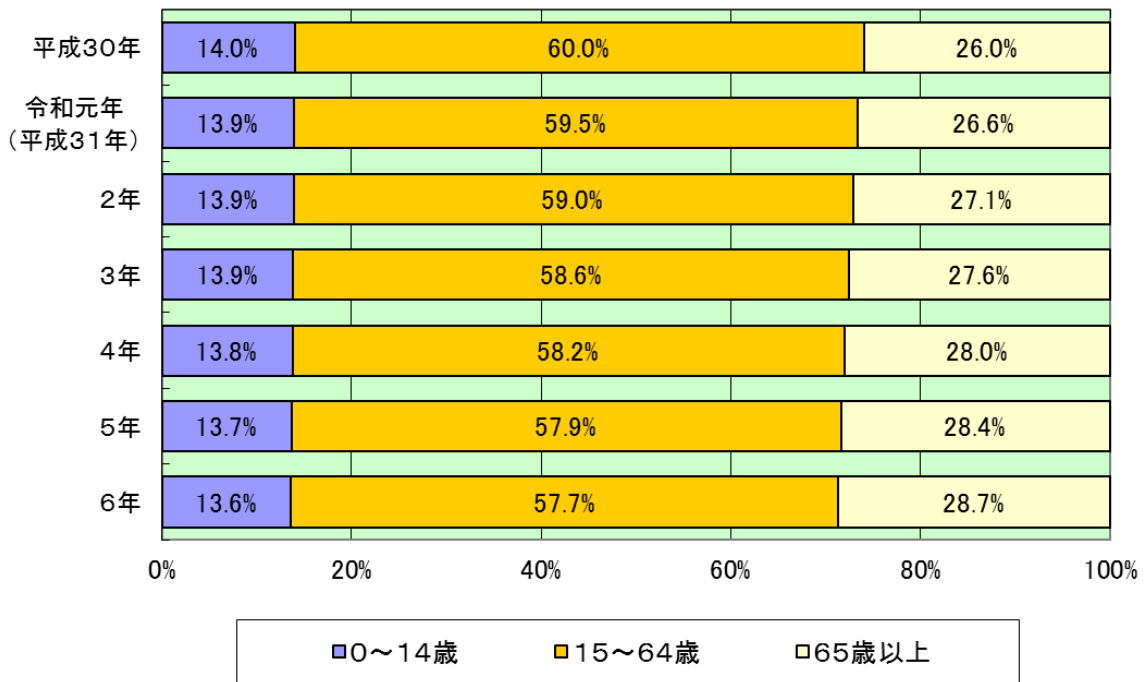
	平成30年	令和元年 (平成31年)	2年	3年	4年	5年	6年
総人口	603,733	602,359	601,441	599,403	597,668	595,591	592,467
0～14歳	84,517	83,878	83,525	83,169	82,400	81,679	80,619
15～64歳	362,509	358,226	354,826	351,095	347,853	344,780	342,053
65歳以上	156,707	160,255	163,090	165,139	167,415	169,132	169,795
構成比							
0～14歳	14.0%	13.9%	13.9%	13.9%	13.8%	13.7%	13.6%
15～64歳	60.0%	59.5%	59.0%	58.6%	58.2%	57.9%	57.7%
65歳以上	26.0%	26.6%	27.1%	27.6%	28.0%	28.4%	28.7%
人口増加率	-	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%

※コーホート変化率法：同年又は同期間に出生した集団（コーホート）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

(図 2-9) 将来人口の推移



(構成比)



資料：市子ども政策課

(3) 世帯の状況

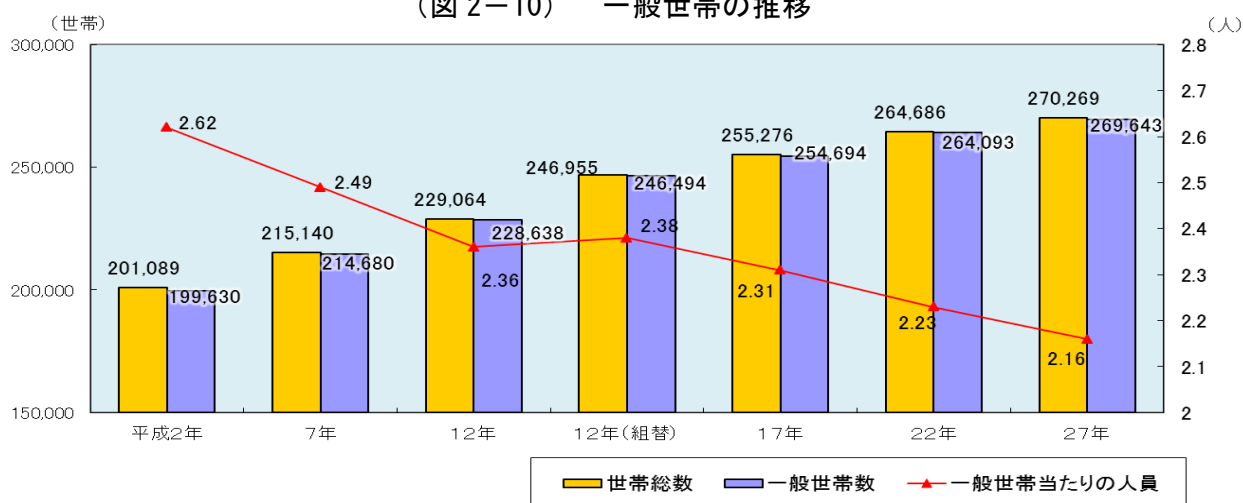
① 世帯及び世帯人員の推移

平成27年10月1日現在の本市の世帯数は図2-10のとおり、270,269世帯であり、そのうち一般世帯が269,643世帯で、残りは施設等の世帯です。

また、一般世帯のうち、18歳未満親族のいる世帯は56,171世帯で一般世帯の20.8%となっています。

世帯総数、一般世帯数の推移は、ともに増加傾向ですが、一般世帯の1世帯当たりの人員は、平成2年に2.62人であったものが、平成27年には2.16と減少してきています。

(図2-10) 一般世帯の推移



資料：国勢調査

また、世帯人員分布をみると、表2-4のとおり、平成27年には1人世帯が105,105世帯で一般世帯の39.0%と最も多く、4人以下の世帯が全体の95.2%を占めています。

(表2-4) 世帯人員別一般世帯

区分	一般世帯人員	世帯人員1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
平成2年	199,630	58,036	46,303	34,984	39,564	16,565	3,267	911
7年	214,680	68,447	53,057	37,178	37,032	15,288	2,946	732
12年	228,638	78,874	59,468	39,541	34,838	12,963	2,362	592
12年(組替)	246,494	82,549	65,110	42,853	37,933	14,552	2,761	736
17年	254,694	88,232	69,958	44,780	36,298	12,409	2,408	609
22年	264,093	96,554	74,559	45,320	34,190	10,986	1,930	554
27年	269,643	105,105	76,741	43,478	31,357	10,493	1,945	524

(構成比)

区分	一般世帯人員	世帯人員1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
平成2年	100%	29.1%	23.2%	17.5%	19.8%	8.3%	1.6%	0.5%
7年	100%	31.9%	24.7%	17.3%	17.2%	7.1%	1.4%	0.3%
12年	100%	34.5%	26.0%	17.3%	15.2%	5.7%	1.0%	0.3%
12年(組替)	100%	33.5%	26.4%	17.4%	15.4%	5.9%	1.1%	0.3%
17年	100%	34.6%	27.5%	17.6%	14.3%	4.9%	0.9%	0.2%
22年	100%	36.6%	28.2%	17.2%	12.9%	4.2%	0.7%	0.2%
27年	100%	39.0%	28.5%	16.1%	11.6%	3.9%	0.7%	0.2%

資料：国勢調査

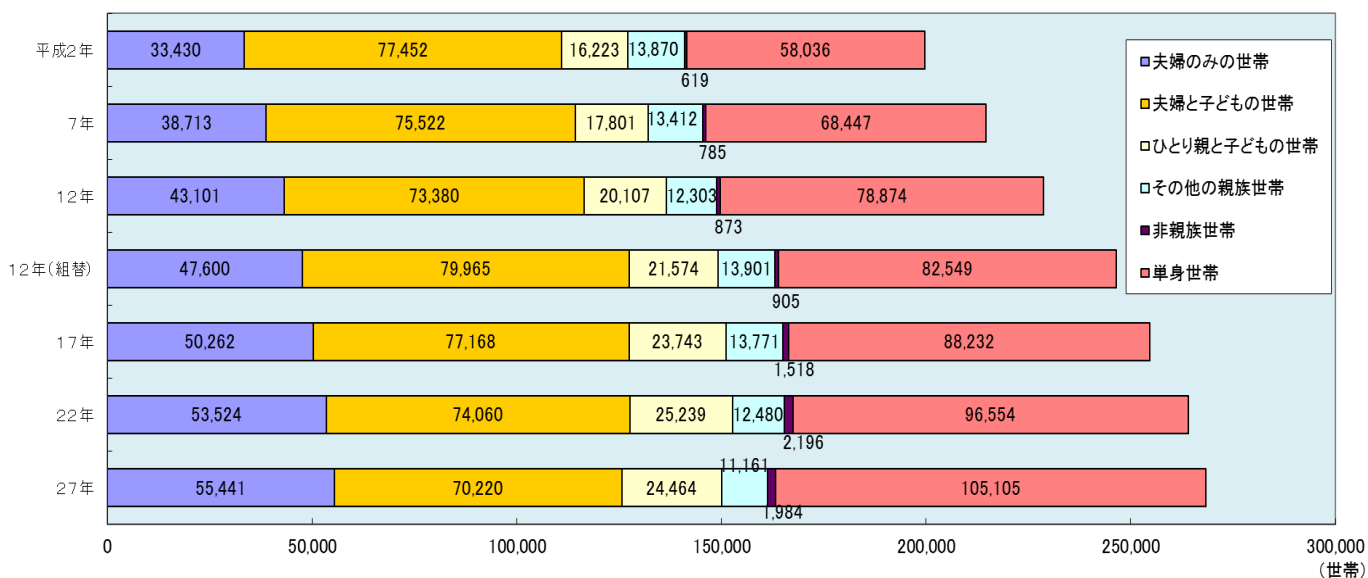
② 類型別の世帯数の推移

平成 27 年の一般世帯を家族類型別にみると、図 2-11 のとおり、世帯主の親族関係にある世帯員のいる世帯（親族世帯）が、161,286 世帯で、全体の 59.8% を占め、世帯主と親族関係にある者がいない世帯（非親族世帯）が 1,984 世帯で 0.7%、世帯人員が 1 人の世帯（単身世帯）が 105,105 世帯で、39.0% となっています。

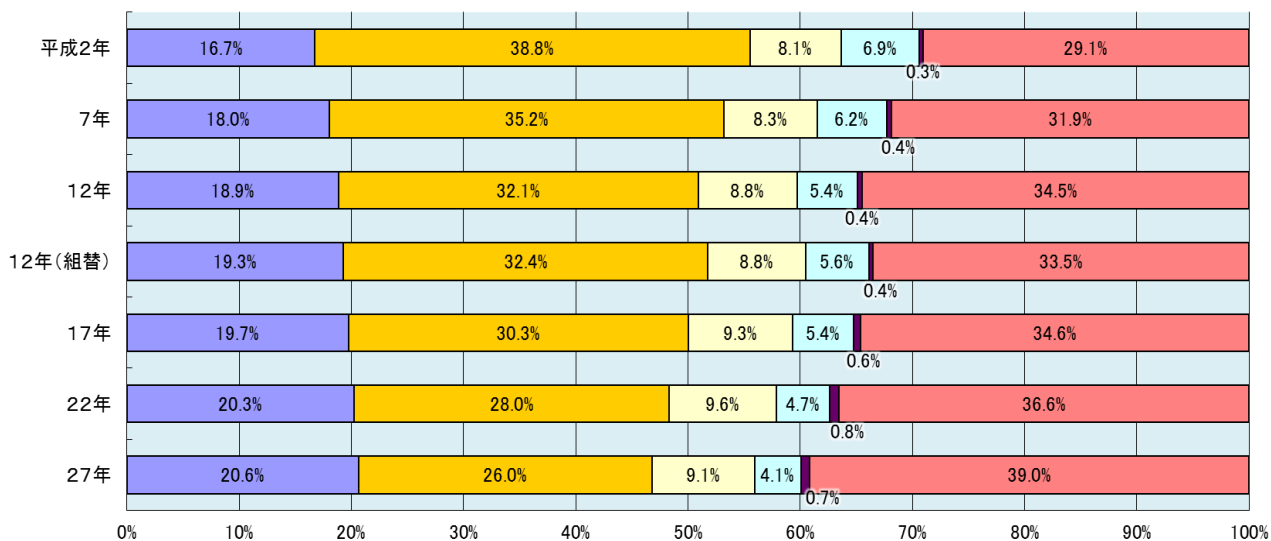
また、親族世帯のうち、核家族世帯は 150,125 世帯で一般世帯の 55.7% を占め、その他の親族世帯は、11,161 世帯となっています。

家族類型別の世帯数の推移は、夫婦のみの世帯、ひとり親と子どもの世帯、単身世帯がそれぞれ増加傾向にあり、夫婦と子どもの世帯が減少傾向にあります。

(図 2-11) 家族類型別世帯数の推移



(構成比)



※平成 22 年以降は、総数に世帯の家庭類型「不詳」含む

資料：国勢調査

③ 人口動態

表 2-5 のとおり、出生数は平成 2 年に 6,103 人であったものが、平成 29 年では 5,265 人と減少しています。

一方、死亡数は、平成 2 年に 3,046 人であったものが、平成 29 年では 6,035 人と増加しています。

この結果、出生数及び死亡数の関係である自然動態は、出生数の減少と死亡数の増加により、平成 2 年に 3,057 人の増であったものが、平成 29 年では 770 人の減と減少に転じています。

次に、転入者数は、平成 2 年に 31,204 人であったものが、平成 29 年では 21,013 人と減少しています。また、転出者数は、平成 2 年に 33,930 人であったものが、平成 29 年では 21,443 人と減少しています。

この結果、転入者数及び転出者数の関係である社会動態は、転入者数と転出者数が近似していることから年により増減があります。

人口動態は、平成 22 年まで人口増となっていました、平成 27 年には、減少に転じています。

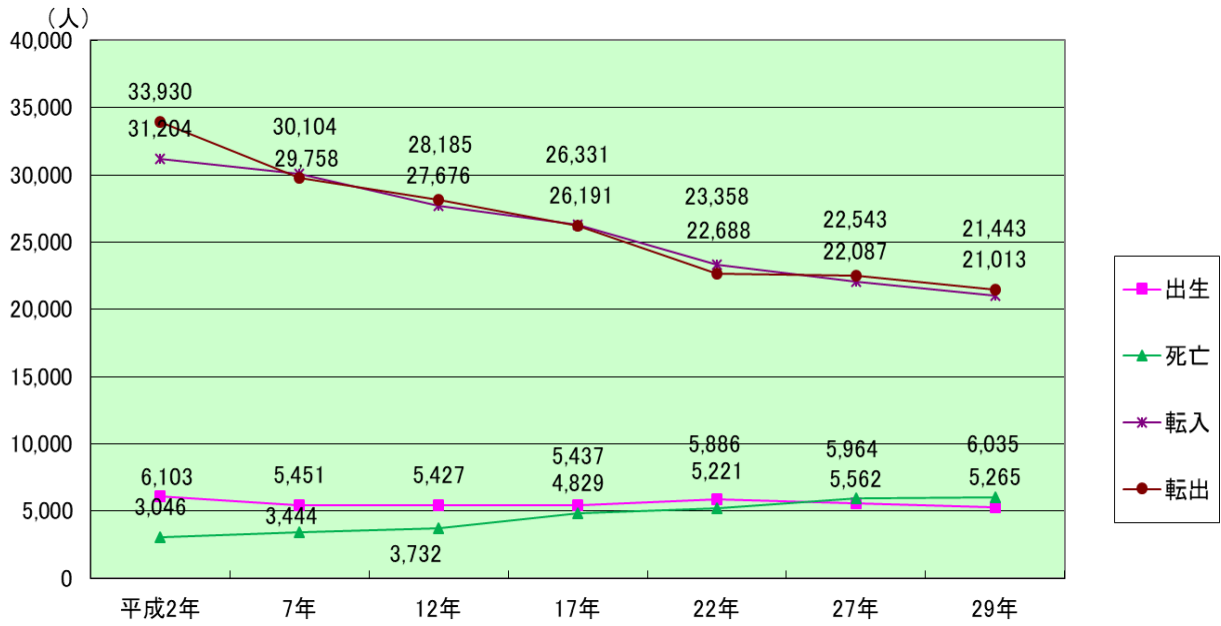
(表 2-5) 人口動態の推移

(単位:人)

	自然動態			社会動態			人口増減数
	自然増減	出生	死亡	社会増減	転入	転出	
平成2年	3,057	6,103	3,046	▲ 2,726	31,204	33,930	331
7年	2,007	5,451	3,444	346	30,104	29,758	2,353
12年	1,695	5,427	3,732	▲ 509	27,676	28,185	1,186
17年	608	5,437	4,829	140	26,331	26,191	748
22年	665	5,886	5,221	670	23,358	22,688	1,335
27年	△ 402	5,562	5,964	△ 456	22,087	22,543	△ 858
29年	△ 770	5,265	6,035	△ 430	21,013	21,443	△ 1,200

資料：市市民課（毎月推計人口調査より）

(図 2-12) 人口動態の推移



資料：国勢調査

④ 就業状況

15歳以上の就業者数は、表2-6のとおり、平成27年では269,760人で、就業率（15歳以上の人口に占める「就業者」の割合）は、56.1%となっています。

男女別にみると、男性の就業者数は、平成22年に150,303人であったものが平成27年では141,929人と8,374人減少し、就業率も68.3%から65.4%へと2.9ポイント減少しています。一方、女性の就業者数は、平成22年に129,427人であったものが平成27年では127,831人と1,596人減少し、就業率も49.3%から48.5%と0.8ポイント減少しています。

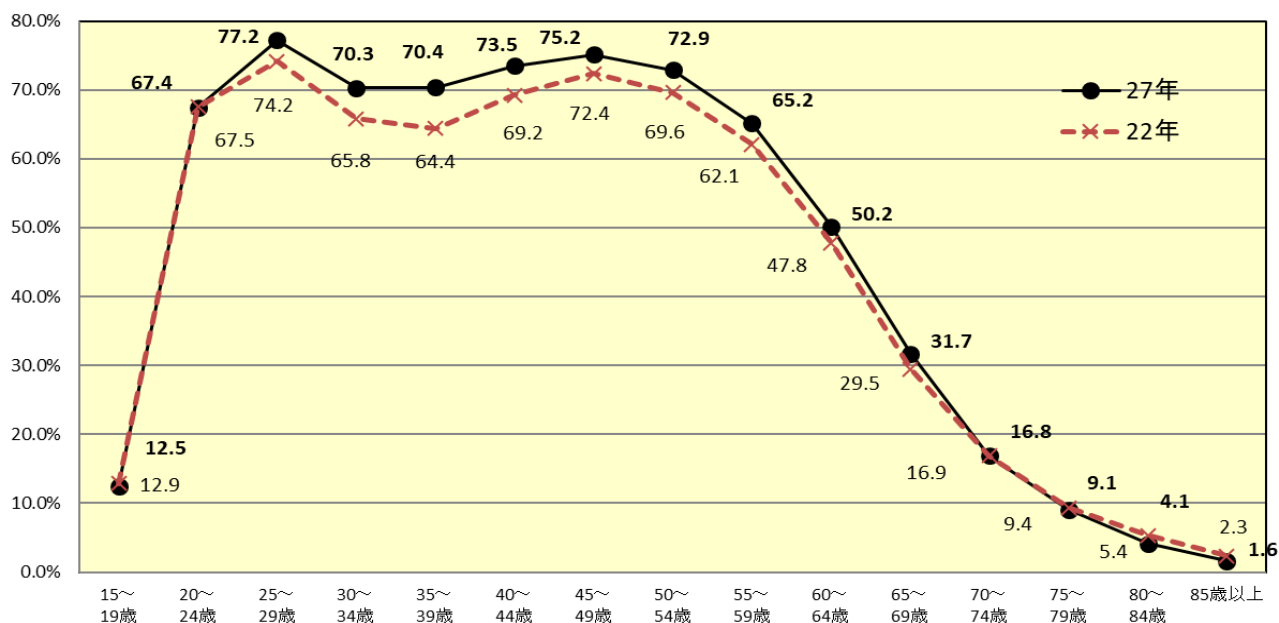
また、図2-13のとおり、女性の就業率は、平成22年と平成27年国勢調査ともに、25～29歳、及び45～49歳をピークとするM字型を示していますが、35～39歳の就業率が6.0ポイント増加しているほか、ほとんどの年代で増加しており、全体的に底上げされていると思われます。

(表2-6) 就労の状況

区 分		2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	増 減
総数(15歳以上)	就業者数(人)	279,730	269,760	▲ 9,970
	就業率(%)	57.9	56.1	▲ 1.8
男性(15歳以上)	就業者数(人)	150,303	141,929	▲ 8,374
	就業率(%)	68.3	65.4	▲ 2.9
女性(15歳以上)	就業者数(人)	129,427	127,831	▲ 1,596
	就業率(%)	49.3	48.5	▲ 0.8

資料：国勢調査

(図2-13) 女性の年齢階層別（5歳階級）の就業率



資料：国勢調査

⑤ 育児休業等の状況

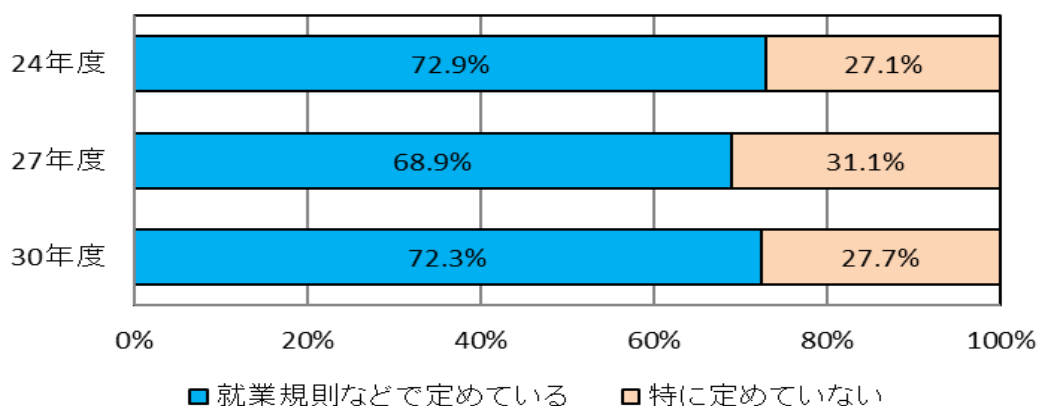
育児休業等については、国等を中心に育児・介護休業法に係る制度の普及・定着の取組が進められています。このような制度は、子どもの養育を支援するとともに、子どもを養育する労働者の雇用の継続の促進に寄与するものであり、子育てと仕事とを両立させる上で大きな役割を果たすものです。

少子高齢化が急速に進行する社会情勢のなかで、将来にわたって安定した労働力を確保し、未来を担う子ども達が健全に成長していくためには、育児休業制度等の普及と定着を図り、育児等を行う男女労働者が制度を安心して利用できる職場環境の整備がますます必要不可欠となっています。

ア. 事業所における育児休業制度の導入状況

本市が平成30年度に実施した事業所に対する調査結果(対象1,000事業所、回答509事業所)では、図2-14のとおり、育児休業制度の有無について、約7割の事業所が「就業規則などで定めている」と回答しています。

(図2-14) 育児休業制度の有無

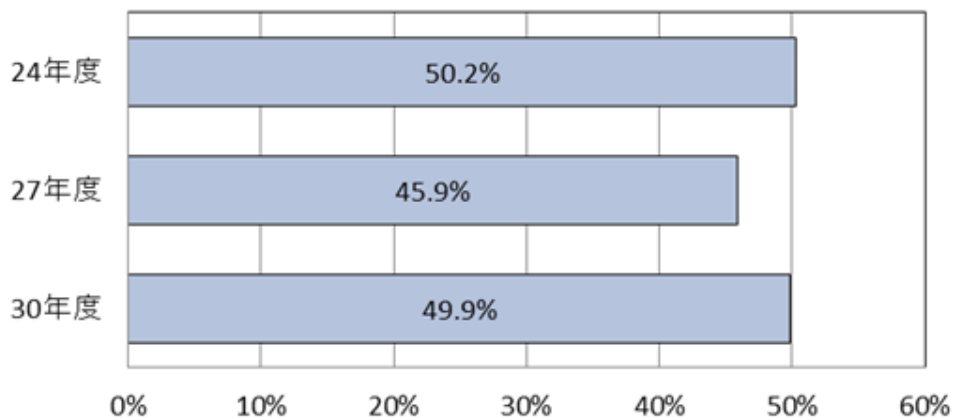


資料：鹿児島市労働基本調査

イ. 育児休業の取得状況

育児休業の取得率は、平成 30 年度調査において、49.9%となっています。

(図 2-15) 育児休業の取得状況

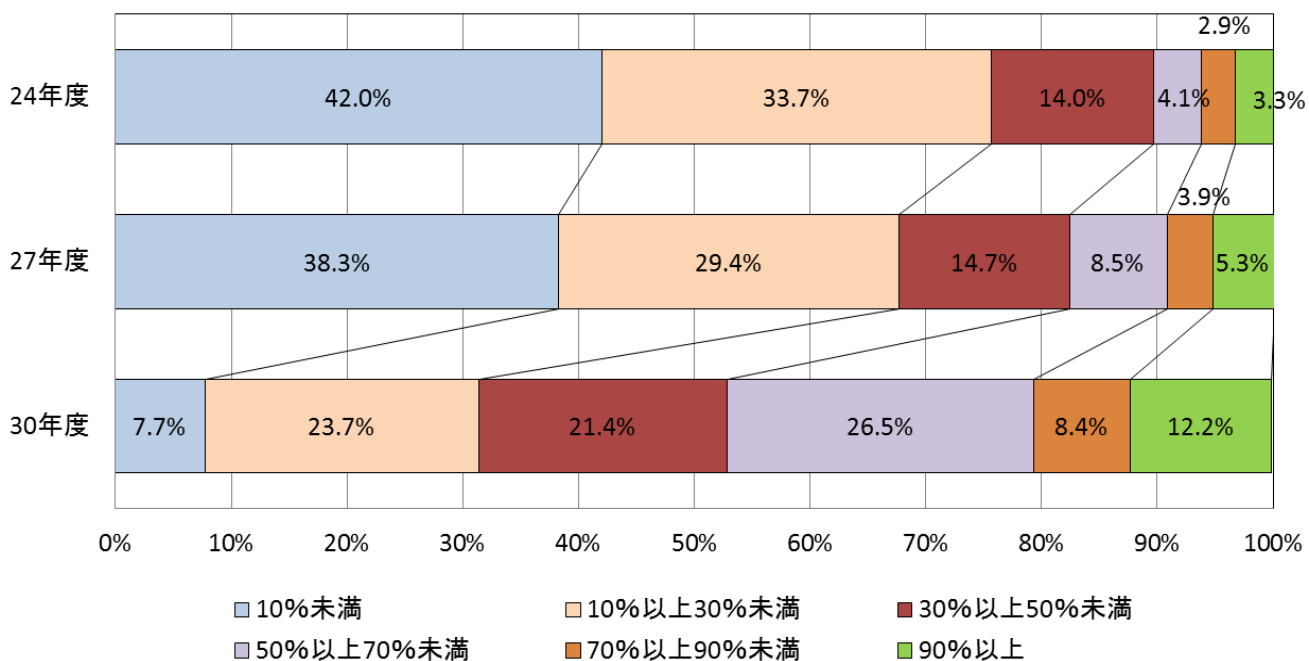


資料：鹿児島市労働基本調査

ウ. 年次有給休暇の取得状況

年次有給休暇の取得率について、平成 24 年度調査と比較すると、取得率 50%以上の事業所の割合が約 1 割から約 5 割に増加するなど、全体的に取得率が向上しています。

(図 2-16) 年次有給休暇の各事業所における取得状況



資料：鹿児島市労働基本調査

⑥ ひとり親家庭の状況

ア. 母子及び父子世帯数の推移

表2-7の子どものいる世帯別の状況をみると、未婚、死別又は離別の親と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる母子世帯数、父子世帯数は、それぞれ減少しております。6歳未満の子どものいる世帯の割合は減少傾向にあり、平成27年は母子世帯で19.1%、父子世帯で7.1%となっています。1世帯当たりの子どもの数の平均は、母子世帯、父子世帯ともに横ばいで推移しています。

表2-8の平成27年の配偶者別の内訳をみると、離別は、母子世帯6,317世帯のうち4,964世帯で78.6%、父子世帯751世帯のうち480世帯で63.9%と、最も多くなっています。年齢別でみると、母子世帯は40～44歳、父子世帯は45～49歳が最も多く、母子世帯では次いで35～39歳、45～49歳の順となっています。

(表2-7) 子どものいる世帯別母子及び父子世帯数

	母子世帯数				父子世帯数			
	総数	1世帯当たりの子どもの数	6歳未満の子どものいる世帯		総数	1世帯当たりの子どもの数	6歳未満の子どものいる世帯	
			世帯数	構成比			世帯数	構成比
平成17年(※)	5,052	1.6	1,167	23.1	573	1.6	61	10.6
平成22年(※)	4,935	1.6	1,012	20.5	459	1.5	50	10.9
平成27年(※)	4,791	1.6	916	19.1	450	1.5	32	7.1
平成27年 (他の世帯員がいる世帯を含む)	6,317	1.5	1,320	20.9	751	1.5	88	11.7

(※)未婚、死別または離別の親と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯

(表2-8) 年齢、配偶者関係別母子及び父子世帯数

	総数	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55歳以上
母子世帯数	6,317	13	135	397	946	1,423	1,662	1,149	459	133
死別	348	0	1	3	17	40	85	98	78	26
離別	4,964	0	69	274	773	1,157	1,342	928	331	90
未婚	1,005	13	65	120	156	226	235	123	50	17
父子世帯数	751	3	3	28	66	102	177	187	106	79
死別	158	0	0	0	4	10	25	49	35	35
離別	480	0	0	21	38	73	124	125	59	40
未婚	113	3	3	7	24	19	28	13	12	4

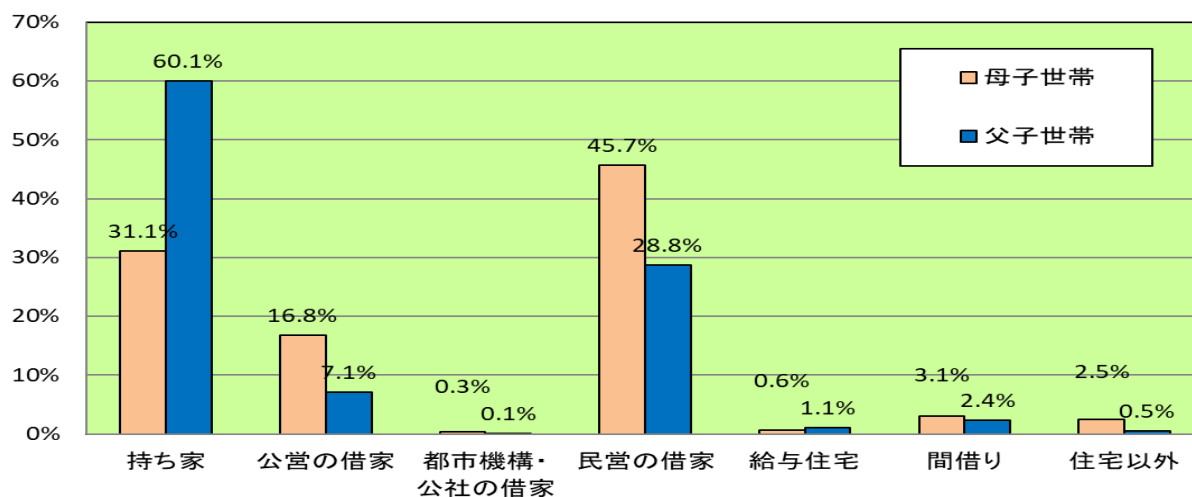
資料：国勢調査（平成27年）

イ. 母子及び父子世帯の住居の状況

母子世帯では、民間の借家が 45.7%と最も多く、次いで持ち家が 31.1%、公営の借家が 16.8%となっています。

父子世帯では、持ち家が 60.1%と最も多く、次いで民間の借家が 28.8%、公営の借家が 7.1%となっています。

(図 2-17) 母子及び父子世帯の住居の状況



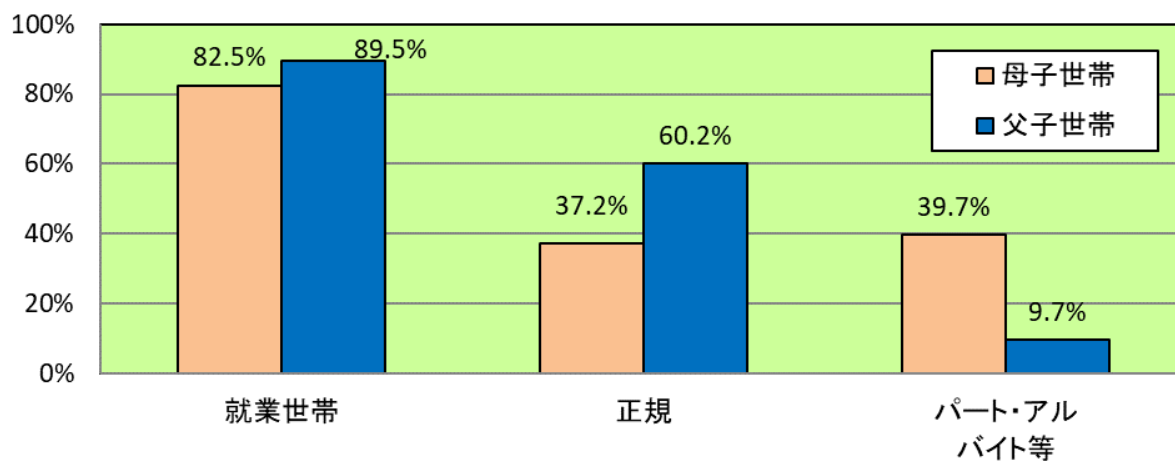
資料：国勢調査（平成 27 年）

ウ. 母子及び父子世帯の就業状況

母子世帯では、5,213 世帯（就業率：82.5%）が就業しており、うち、正規の職員等が 2,352 世帯、パート・アルバイト等が 2,508 世帯となっています。

父子世帯では、672 世帯（就業率：89.5%）が就業しており、うち、正規の職員等が 452 世帯、パート・アルバイト等が 73 世帯となっています。

(図 2-18) 母子及び父子世帯の就業の状況



資料：国勢調査（平成 27 年）

(4) 母子保健水準の状況

① 周産期死亡、新生児死亡及び乳児死亡の推移

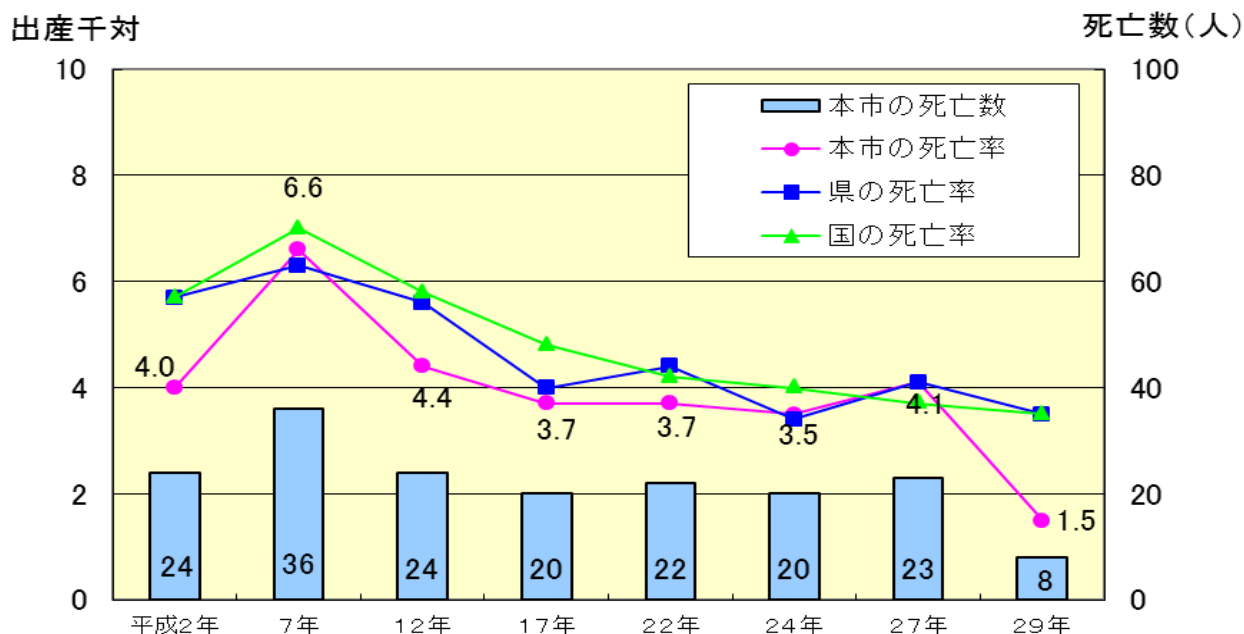
妊娠満 22 週以後の死産数に、生後 1 週未満の乳児の死亡数を加えたものを周産期死亡といいます。周産期死亡の推移を図 2-19 に示していますが、本市の周産期死亡率は、国より低率で推移し、増減を繰り返しながらも減少傾向にあります。

また、新生児死亡（生後 4 週未満の死亡）の推移は、図 2-20 のとおりです。本市の新生児死亡率は、多少の変動はあるものの全体としては減少を続けています。

乳児死亡（生後 1 年未満の死亡）の推移は、図 2-21 のとおりです。本市の乳児死亡率は、平成 7 年頃までは減少傾向にあり、その後多少の変動はあるものの全体としては減少を続けています。

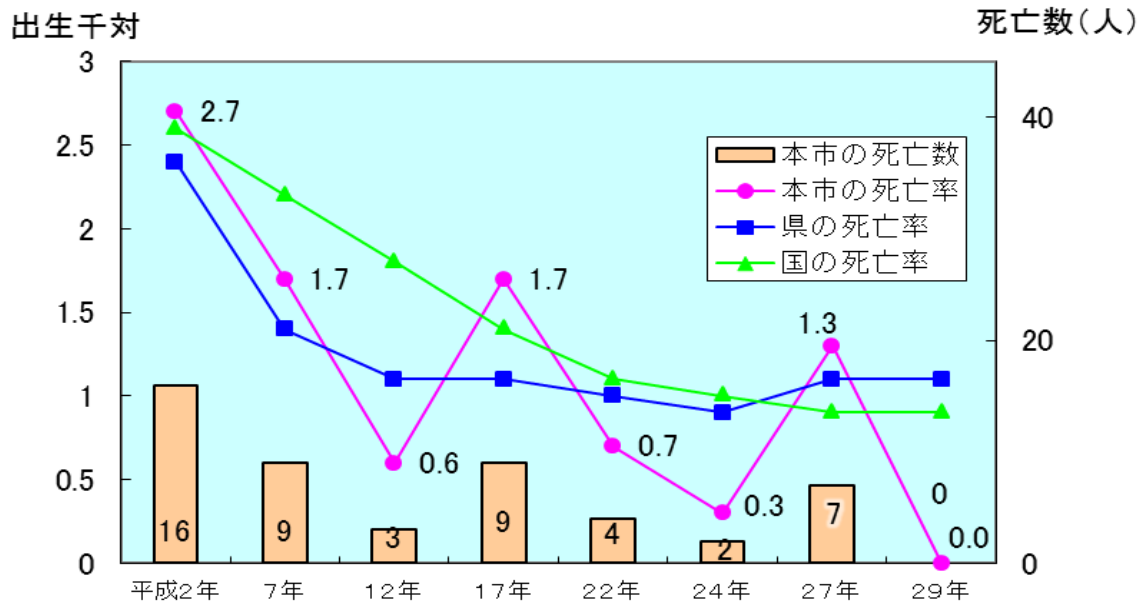
このように、これまでの周産期医療体制の整備や母子保健対策の取組によって、周産期死亡、新生児死亡及び乳児死亡は着実に改善されており、今後も高水準を維持させていくことが望まれます。

(図 2-19) 周産期死亡率の推移



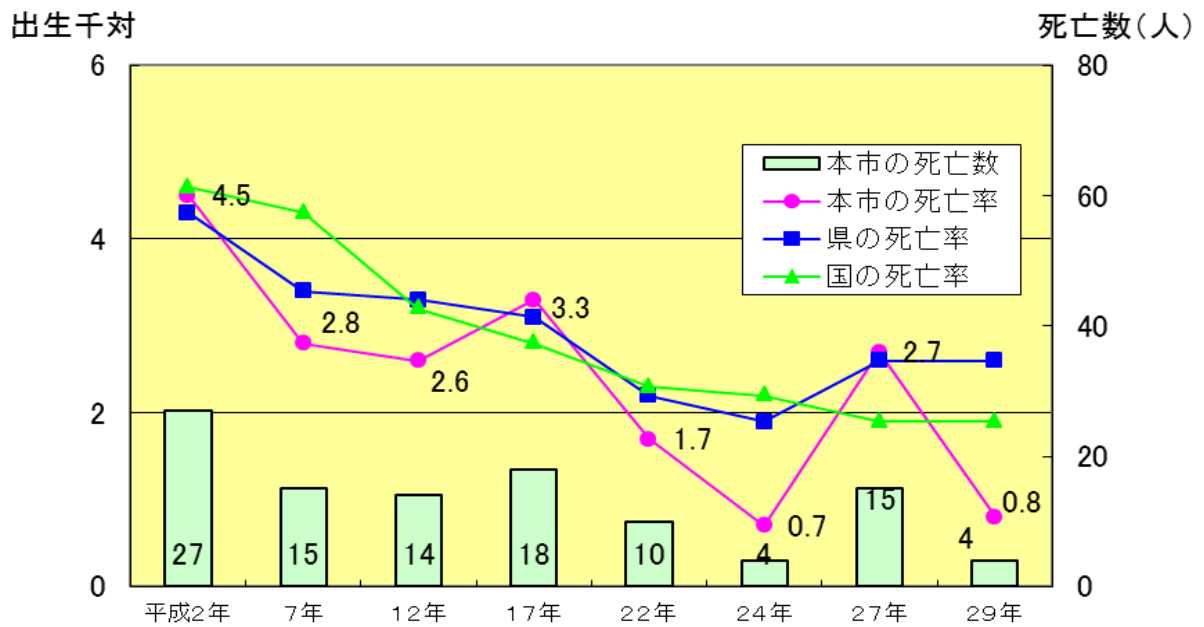
資料：人口動態統計

(図 2-20) 新生児死亡の推移



資料：人口動態統計

(図 2-21) 乳児死亡の推移



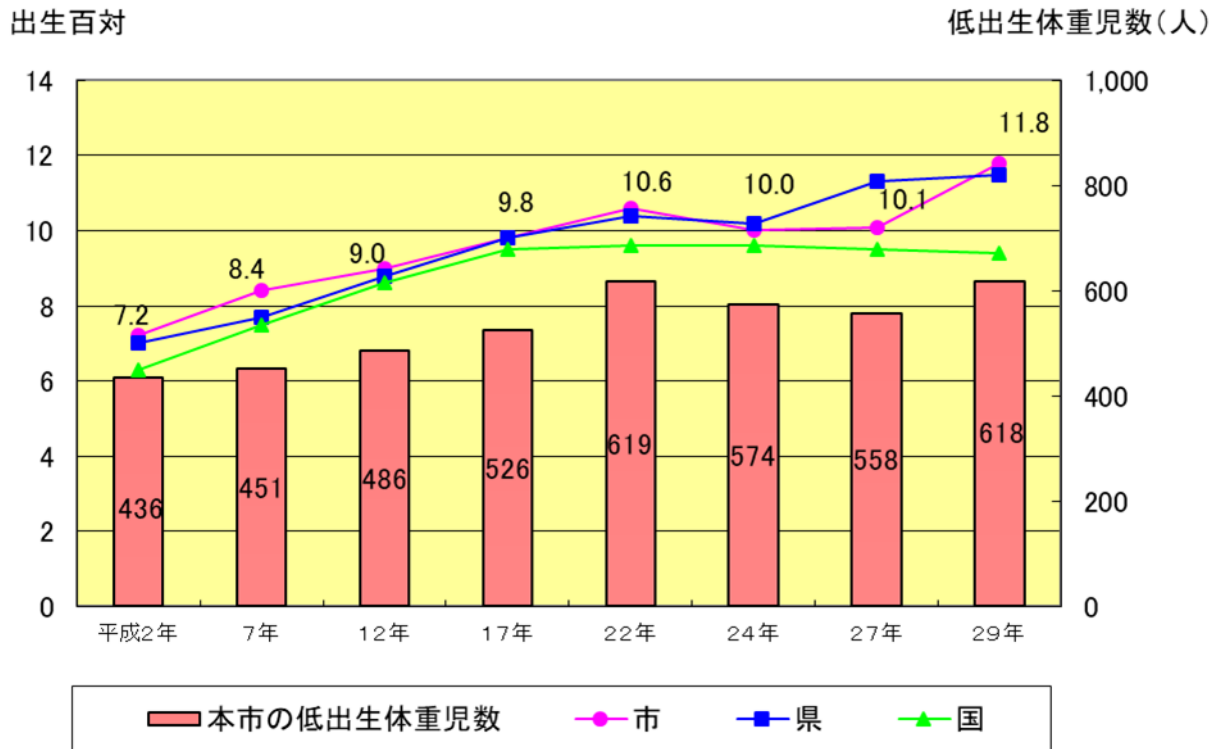
資料：人口動態統計

② 低出生体重児の出生割合の推移

本市の全出生数に対する低出生体重児の出生割合は、図 2-22 のとおりです。本市では、国の平均を上回って推移し、上昇傾向が続いています。

低出生体重児の出生については、妊婦の年齢や体重、妊娠中の喫煙等が関係していると指摘されており、母子保健指導の強化等の予防活動が必要です。

(図 2-22) 低出生体重児の出生割合の推移



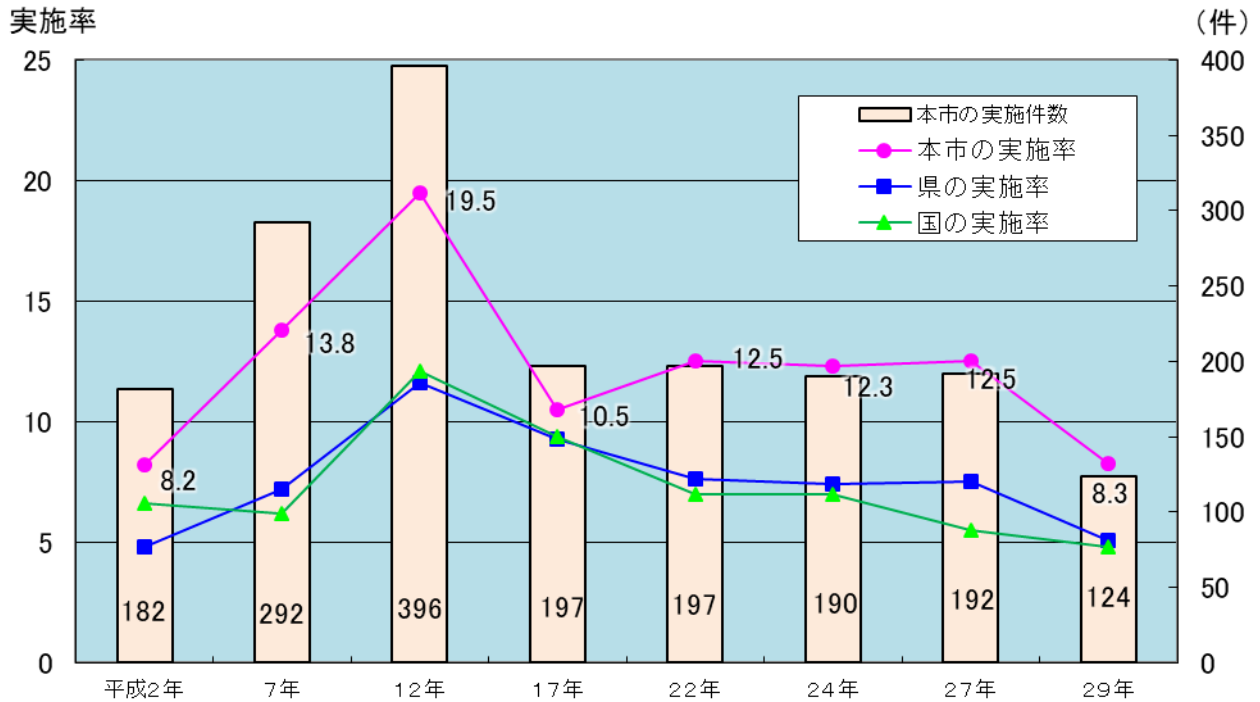
資料：人口動態統計

③ 10代の人工妊娠中絶の推移

10代の人工妊娠中絶の推移は、図2-23のとおりです。本市の10代の人工妊娠中絶実施率は、県や国を上回って推移しています。

自分や相手の身体について正確な知識を身につけて、自分で判断し自ら健康管理できるように、家庭、学校や地域における性教育や健康教育を充実させることが望まれます。

(図2-23) 10代の人工妊娠中絶の推移

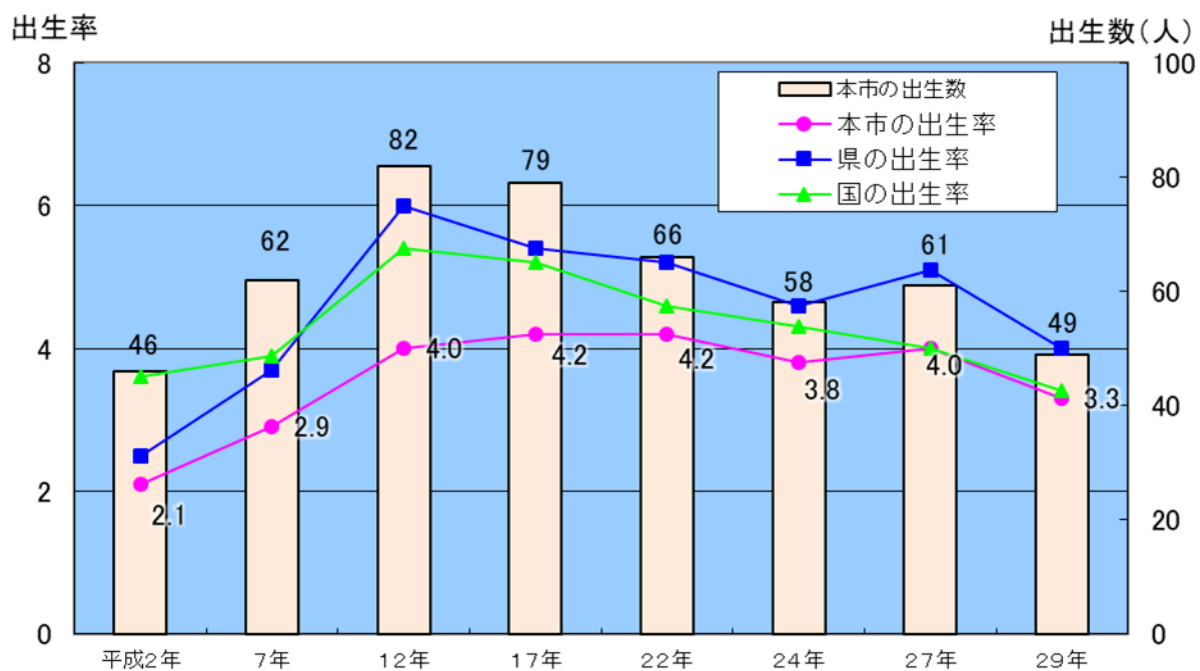


資料：母体保護統計

④ 15～19歳の母親からの出生の推移

15～19歳の母親による出生数を当該年齢女子総人口1,000人当たりの率に置き換えた出生率の推移は、図2-24のとおりです。本市の15～19歳の母親による出生率は、平成2年以降増加傾向にありましたが、平成22年以降は減少傾向で推移しています。

(図2-24) 15～19歳の母親からの出生の推移



資料：人口動態統計

(5) 主な子育て支援施策の状況

① 保育の提供状況

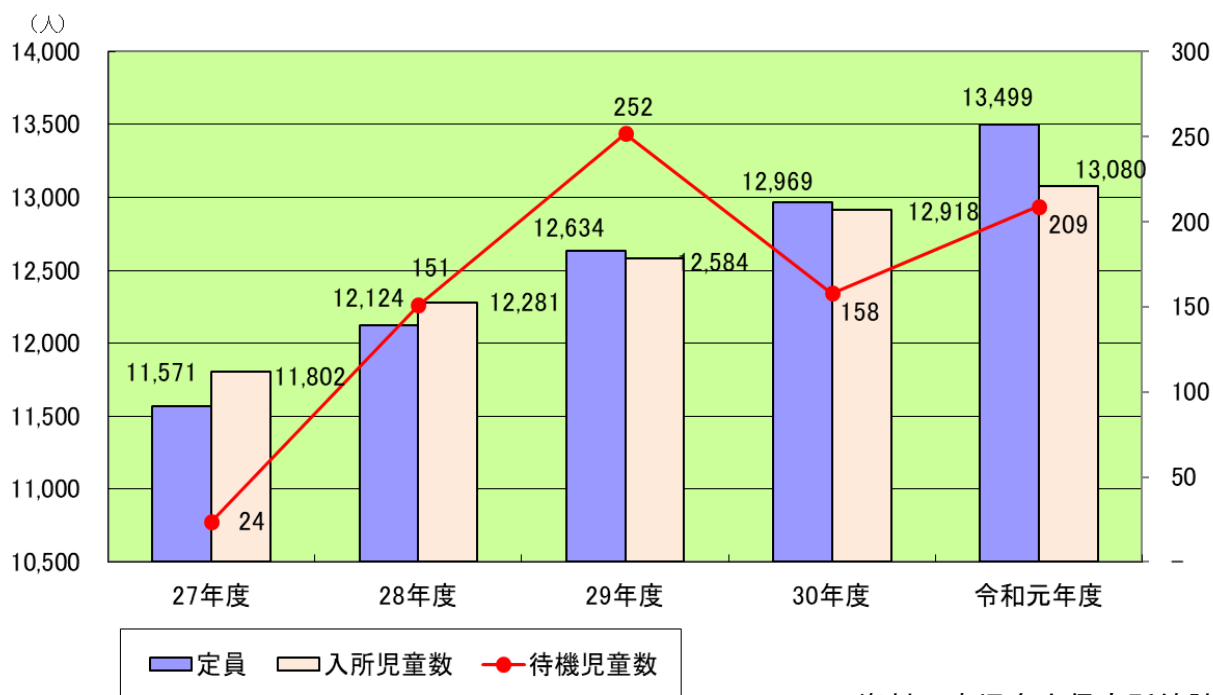
保育所は日々保護者の委託を受けて、保護者の就労等のため家庭で保育が行えない児童を保育することを目的とする児童福祉施設です。平成27年4月の子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の施行に伴い、教育と保育を一体的に行う施設として、学校と児童福祉施設の位置づけを持つ単一の施設である「幼保連携型認定こども園」と幼稚園に保育所機能を設ける「幼稚園型認定こども園」など、子どもの年齢や保護者の就労状況などに応じた保育サービスの受け皿が拡大しました。

新制度移行後の保育所・認定こども園の定員、入所児童数及び待機児童数の推移を図2-25に、保育所・認定こども園数と一時預かり事業などの特別保育の実施状況の推移を図2-26に示しています。

本市では、保育を必要とする保護者の需要への対応として、保育所等の新設などによる定員増を行っているところですが、就学前児童数が減少しているにもかかわらず、共働き世帯の保育所等への申込者数が増加し、保育ニーズが年々高まっており、待機児童が発生している状況にあります。

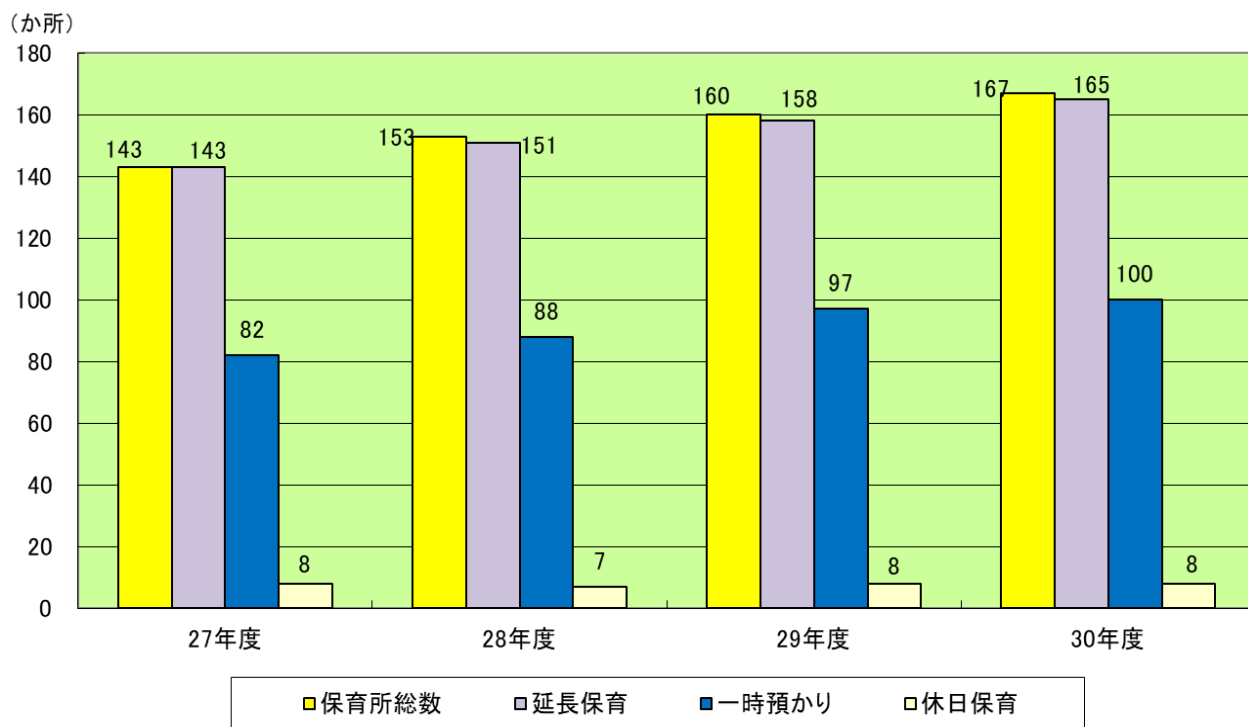
また、午後6時以降の延長保育、日曜・祝日に保育を行う休日保育の実施など、保護者の就労状況に応じた保育サービスの提供を行うとともに、一時的に保育の必要な保護者に対応する一時預かり事業や、保育所等の入所児童等が病気の回復期にあり、家庭で保育ができない場合に一時的に施設で預かる病児・病後児保育事業など、多様な保育サービスの拡充を図っています。

(図 2-25) 保育所等の定員、入所児童数及び待機児童数 (各年度 4 月 1 日現在)



資料：鹿児島市保育所統計

(図 2-26) 保育所等総数と特別保育等の実施保育所数 (各年度 3 月 1 日現在)



資料：鹿児島市保育所統計

② 教育の提供状況

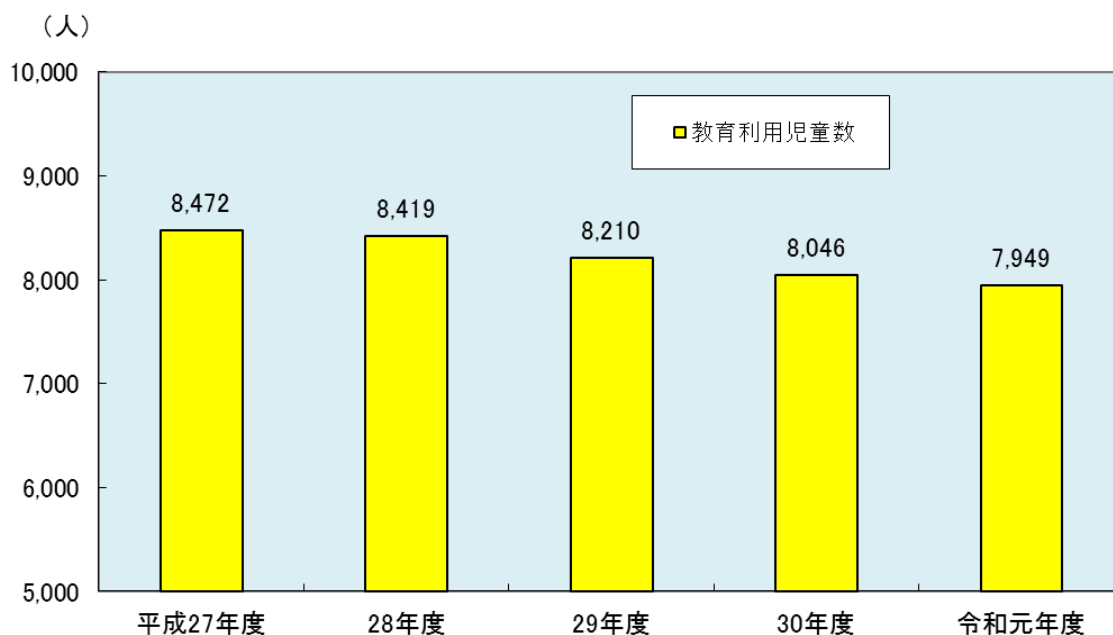
満3歳から小学校就学前の幼児を保育し、健やかな成長のために適当な環境を与えてその心身の発達を助長するための教育を提供する場として、認定こども園、幼稚園（以下「認定こども園等」という。）が設けられています。

本市の教育利用児童数（認定こども園の教育機能・幼稚園を利用）を図2-27に示しています。

認定こども園等では、地域の実態や保護者の要請により、通常の教育時間の前後や長期休業中などに希望する者を対象に行う預かり保育などを行っています。

認定こども園等については、施設型給付費や補助金による運営費の支援を行うほか、新制度に移行していない幼稚園に通園する保護者に対しても負担軽減を図っています。

（図2-27） 教育利用児童数（各年度5月1日現在）



資料：鹿児島市幼稚園統計

③ 放課後児童健全育成事業の状況

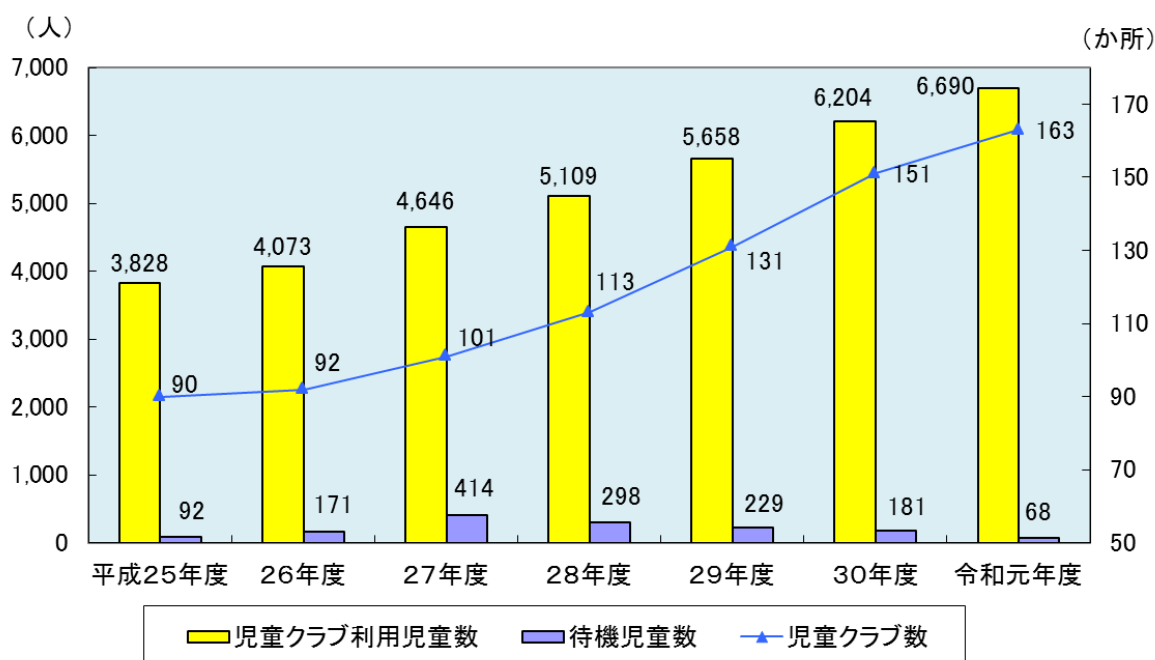
核家族化の進展や、共働き家庭の増加と働き方の多様化など、子育てをめぐる環境が大きく変化している状況の中、就労等により昼間保護者のいない家庭の小学校に就学する児童に対して、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供することで、保護者が安心して子どもを育て、仕事等との両立が可能となるよう支援するとともに、これらの児童の健全育成を図ることを目的として、児童クラブを設置しています。

共働き家庭の増加や、平成27年4月の児童福祉法一部改正で、対象児童が小学校低学年（1年生～3年生）から小学校に就学している児童に拡大されたこと等により、利用児童数は年々増加しています。

本市では、これまで、待機児童の状況や未就学児の状況等を分析し、校区ごとの利用希望の把握に努め、計画的かつ積極的に児童クラブの設置に取り組み、待機児童の解消を図ってきました。

本市が設置する児童クラブは、令和元年5月1日現在で、市内全79校区（うち1校区は休校）のうち72校区、163か所で、利用児童数は6,690人、待機児童数は68人となっています。

（図2-28） 児童クラブ利用児童数、待機児童数、児童クラブ数の推移
（各年度5月1日現在）



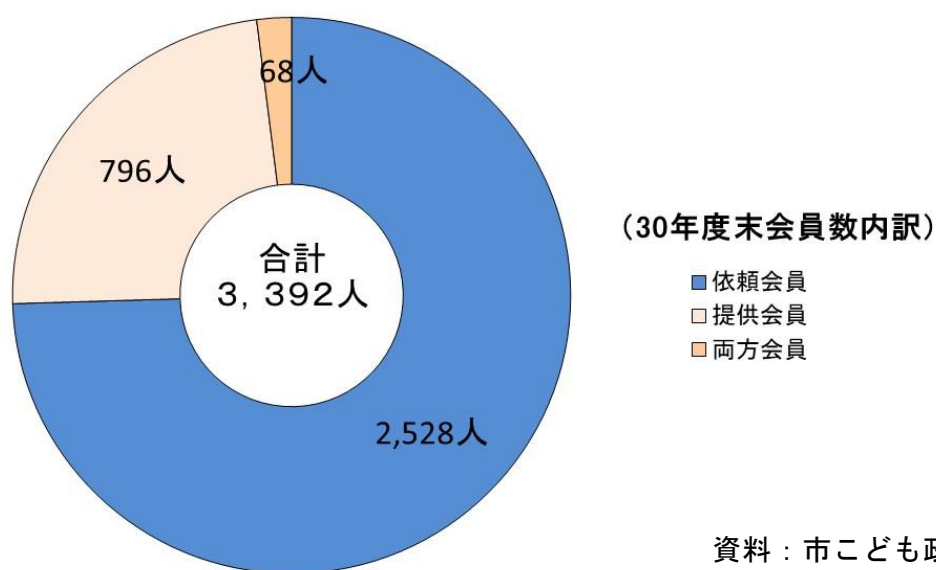
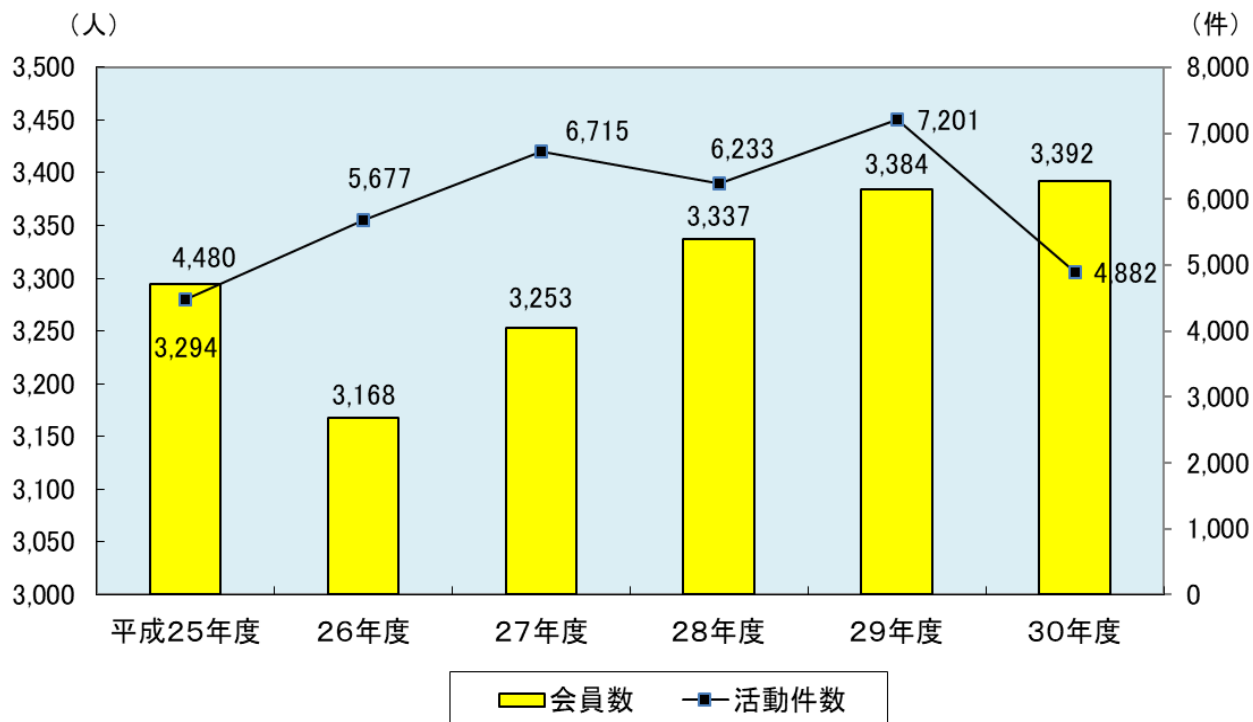
資料：市こども政策課

④ ファミリー・サポート・センター事業の状況

本市では、育児の援助を依頼する依頼会員、育児の援助を行う提供会員及びどちらも可能な両方会員で組織されるファミリー・サポート・センターを設置し、会員同士による育児の相互援助活動を実施しています。

同センターの会員数は、3,392人に達し、平成26年度以降年々増加しています。

(図2-29) 会員数及び活動件数及び30年度末会員内訳(各年3月31日現在)

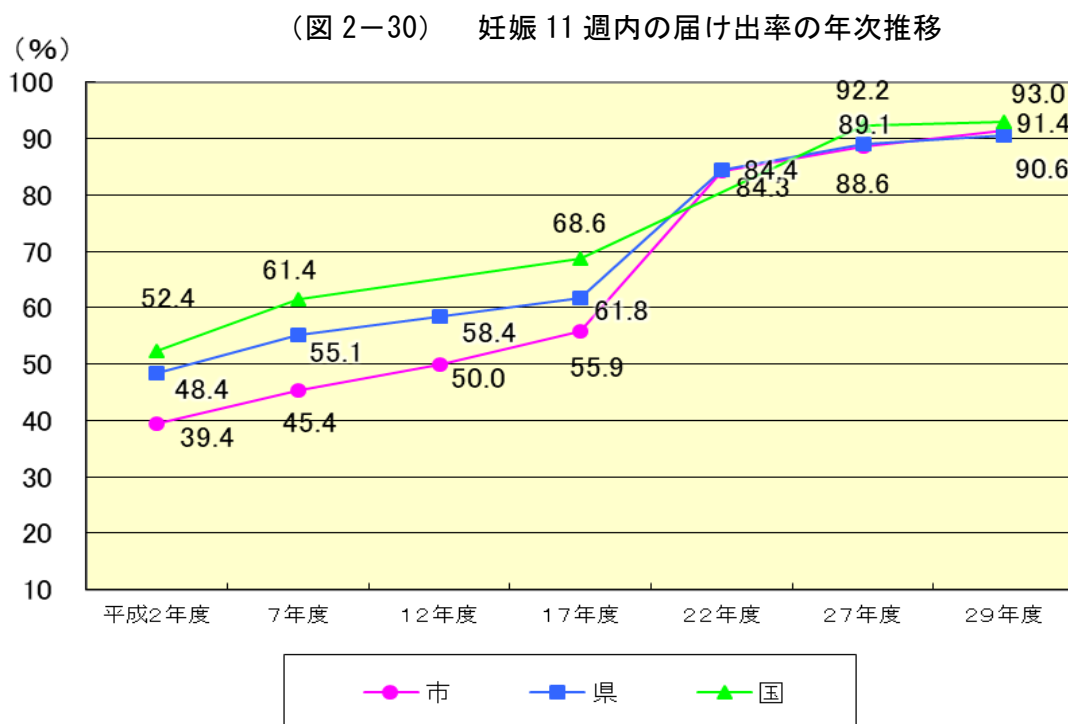


資料：市こども政策課

⑤ 妊産婦健康相談の状況

母子健康手帳交付時に妊婦を把握し、妊娠中から乳幼児期までの一貫した母子保健対策を実施するため妊産婦健康相談及び歯科健診を行い、妊産婦の健康教育・母子健康手帳の活用法などの周知に取り組んでいます。

本市の妊娠 11 週以内の届出の年次推移を、図 2-30 に表しました。本市では、平成 2 年度は 39.4% でしたが、年々増加し平成 29 年度は 91.4% です。母子保健の出発点として、妊娠早期からの届出が望まれます。



資料：母子保健の主なる統計、地域保健・健康増進事業報告、

鹿児島県の母子保健、かごしま市の保健と福祉

⑥ 妊婦健康診査の状況

妊婦健康診査では、妊娠中の定期健診の費用の一部を助成し受診を徹底させることで、異常の早期発見・早期対応につながり、より安全な分娩と健康な子どもの出生を図るよう取り組んでいます。平成 30 年度の平均受診回数は、12.6 回でした。今後も異常の早期発見や早期対応につながる健診は重要です。

⑦ 母子保健訪問指導、産後ケア事業の状況

妊産婦・未熟児・低出生体重児・新生児・乳幼児等を対象に保健師・助産師などのほか、市から委託された地域の助産師などが訪問し、家庭環境や住居の状態、経済状態、家族の協力状況などを把握し、個人にあった具体的な保健指導を行っています。

また、平成8年度から産後の身体の回復や育児等に不安を持つ産婦が助産施設へ一定期間入所し保健指導を受けられる産後ケア事業を実施しています。

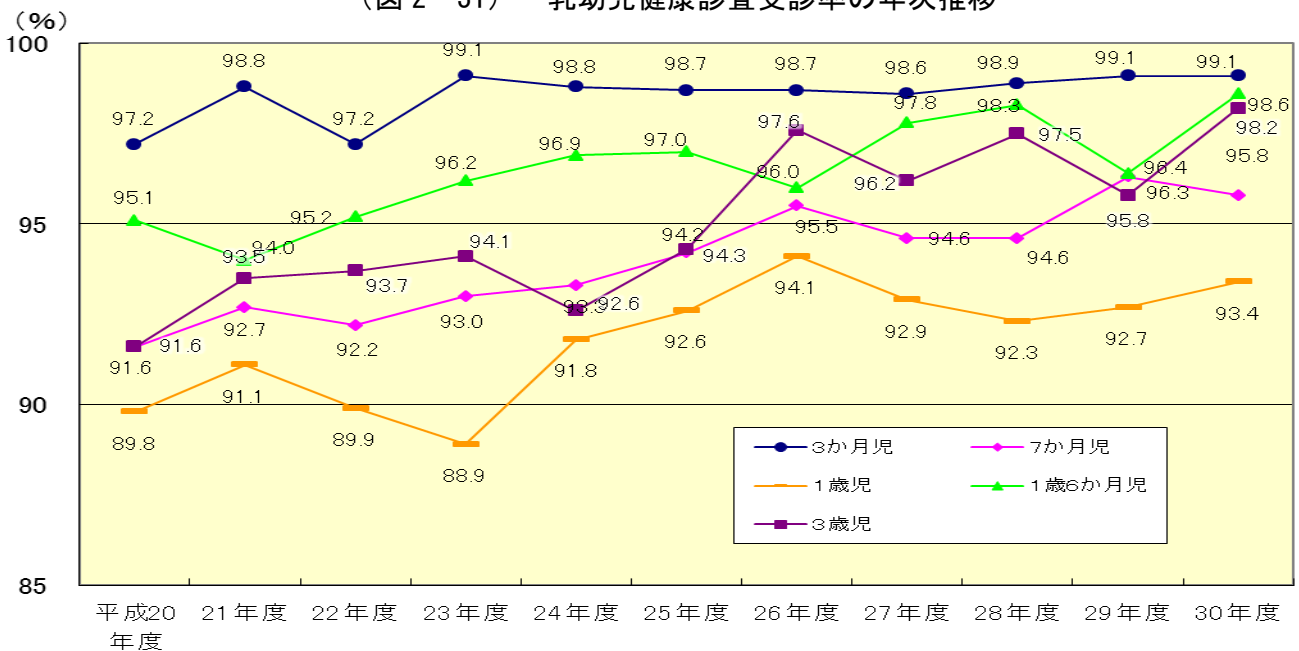
妊娠・出産・産じょく期の女性は、短い期間に心身に非常に大きな変化が起こることに加え、生まれてくる子どもに、父親とともに愛情を注ぎ育てるという長期にわたる責任を負うことになることから、この時期に子育てに対する不安や負担感を軽減する取組を行うことは重要です。

⑧ 乳幼児健康診査の状況

心身の発達・育児の上で最も大切な乳幼児期に異常を早期発見し、適切な措置を講ずるため健康診査を実施しています。3か月、7か月及び1歳児健康診査は、市内の医療機関に委託し、1歳6か月児、3歳児の健康診査は、保健センターなどで実施しています。

乳幼児健康診査受診率の年次推移は、図2-31とおおりです。各健診の受診率は概ね90%以上の間で推移しており、平成30年度は、3か月児99.1%、7か月児95.8%、1歳児93.4%、1歳6か月児98.6%、3歳児98.2%となっています。乳幼児期に異常を早期に発見し、早期治療や訓練が適切に行われるように、受診率の向上に努めていくことが必要です。

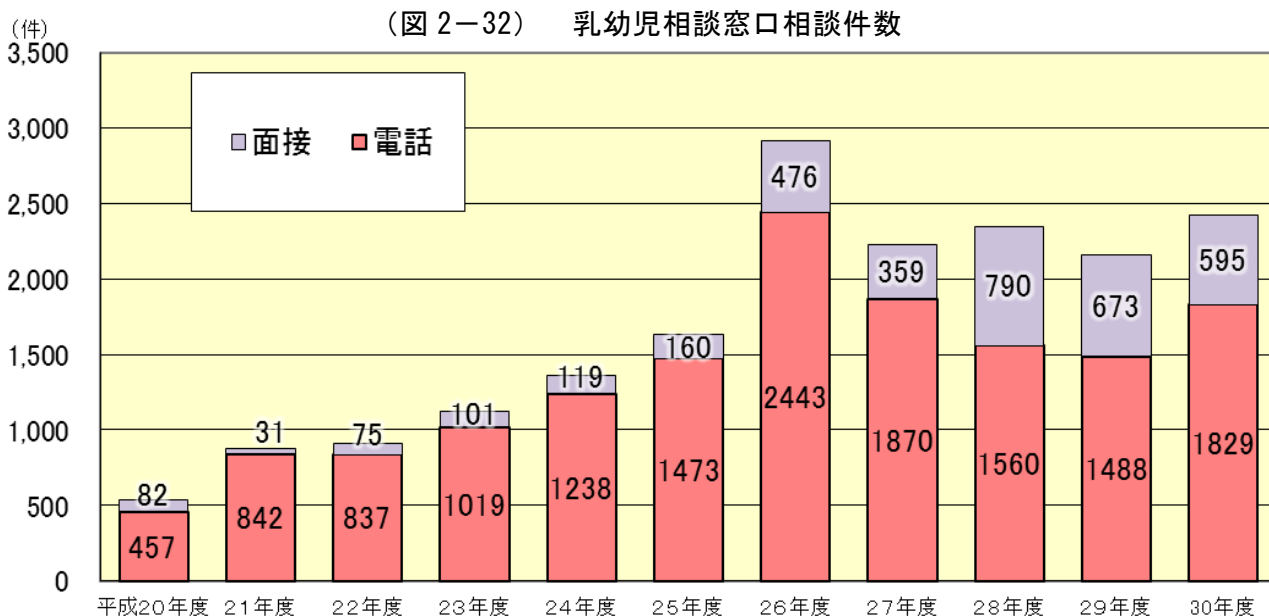
(図2-31) 乳幼児健康診査受診率の年次推移



資料:かごしま市の保健と福祉

⑨ 乳幼児相談窓口の状況

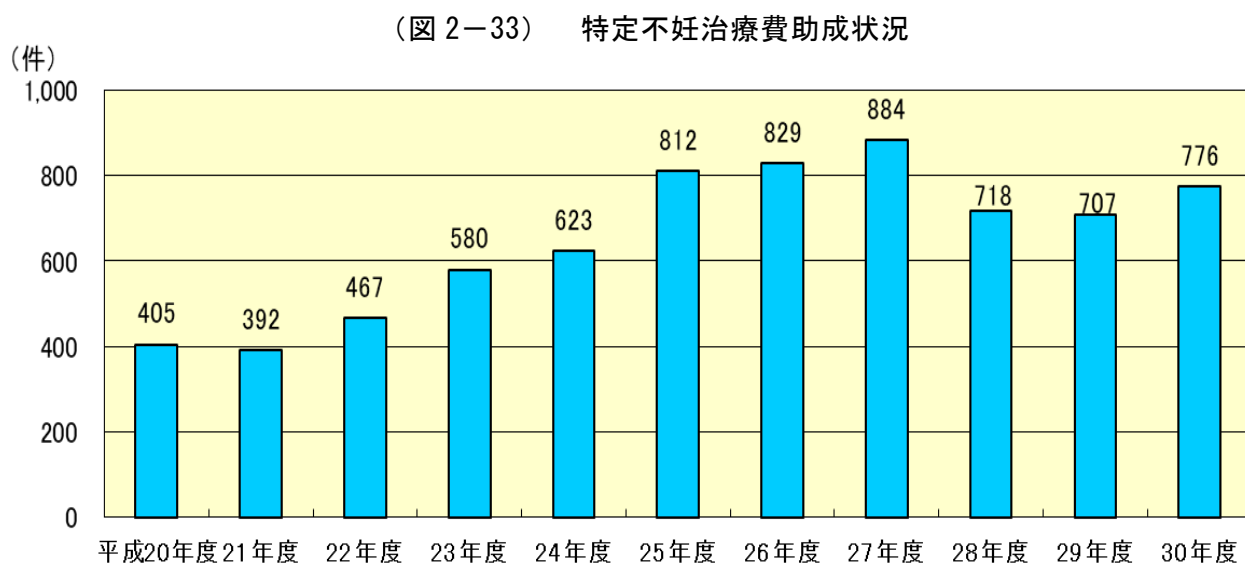
発育、発達の気がかりや育児に関すること、保健福祉のサービス等、相談場所の選択に迷うような問題に相談員が個別に対応しています。平成30年度の相談件数は2,424件でした。今後も、様々な相談に応じるとともに、情報提供を行っていきます。



資料:かごしま市の保健と福祉

⑩ 特定不妊治療費の助成状況

不妊治療の経済的負担の軽減を図るために、医療保険が適用されていないことで高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要する費用の一部を助成しています。平成30年度の助成件数は776件でした。今後も、不妊に悩む方への支援を行っていきます。

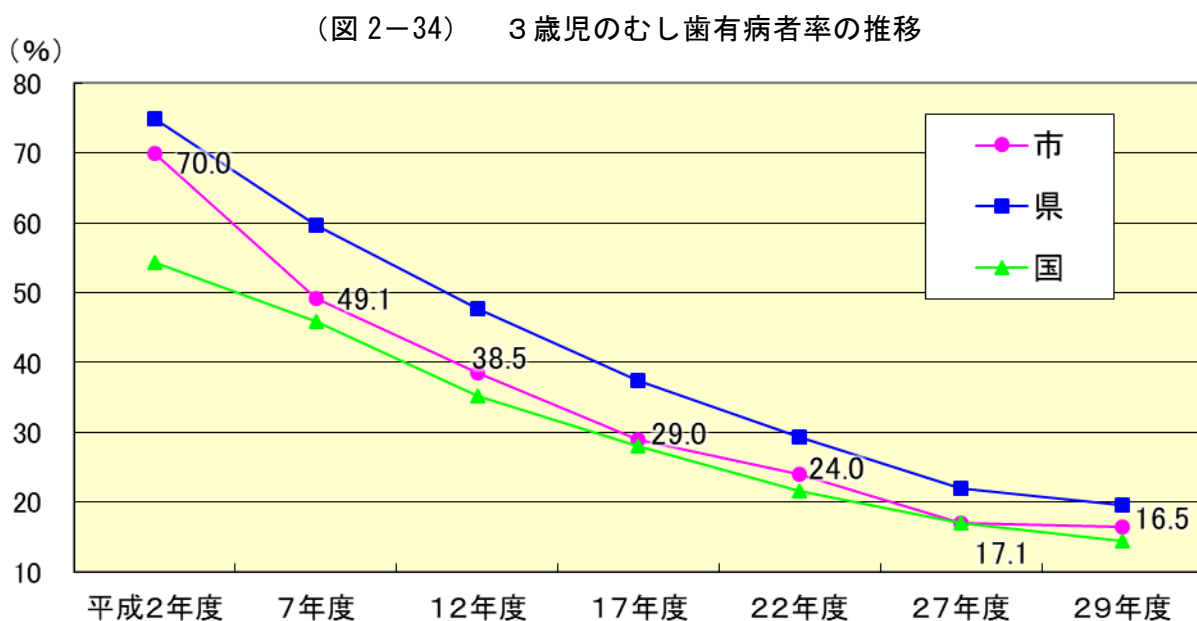


資料:かごしま市の保健と福祉

⑪ 乳幼児歯科健康診査、フッ素塗布の状況

1歳児歯科健診、2歳児・2歳6か月児・翌年度に小学校入学を控えた幼児を対象にした歯科健診とフッ素塗布を医療機関に委託して実施しています。また、保健センターなどで、1歳6か月児及び3歳児を対象に歯科健診を実施しています。

3歳児のむし歯有病者率の推移は、図2-34のとおりです。本市の3歳児のむし歯有病者率は、平成2年度頃までは、60～70%で推移していましたが、その後、乳幼児歯の健康づくり事業等の実施により減少傾向が続き、全国平均に近づいています。



資料：厚生労働省

⑫ 児童虐待の状況

児童虐待は、児童虐待の防止等に関する法律において、保護者による身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の四つのタイプに定義されます。こうした児童虐待は、児童の心身の成長及び人格の形成に大きな影響を与えるばかりではなく、児童が死に至るケースもあり、深刻な社会問題となっています。

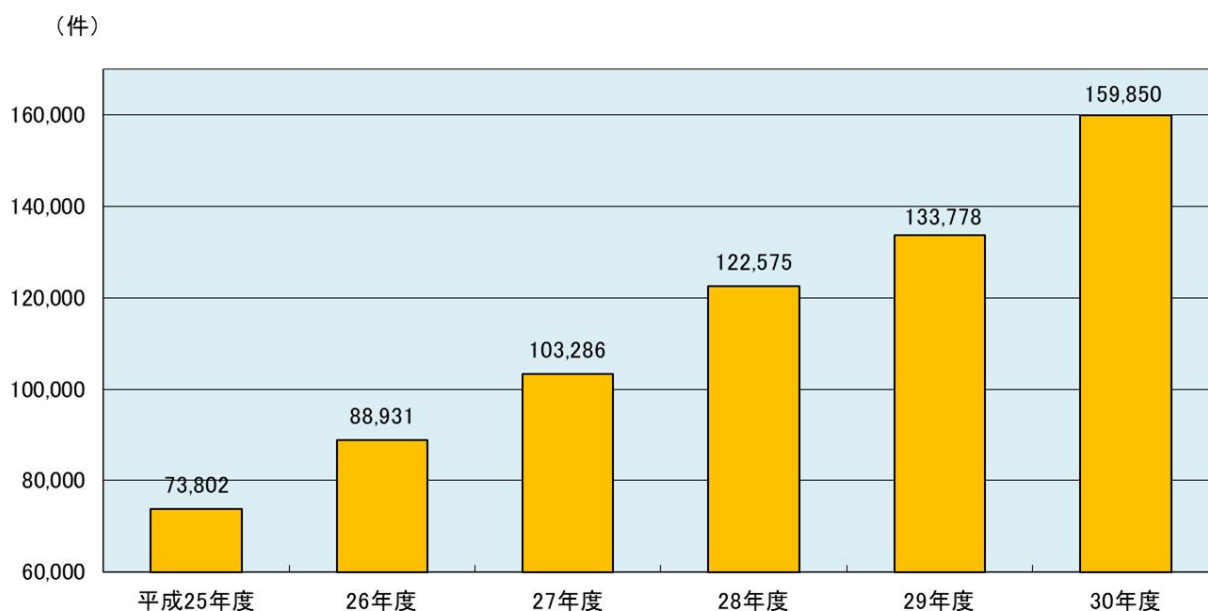
平成30年度の全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、図2-35のとおり、159,850件で、統計を取り始めた平成2年度以来増加を続け、15万件を超えました。

また、県の児童虐待相談件数及び児童虐待認定件数は、図2-36のとおり、平成30年度は、相談件数が2,158件で、認定件数が1,519件となっています。

次に、本市の児童虐待相談件数及び認定件数は、図2-37のとおり、平成30年度は、相談件数が883件で、認定件数が605件となっています。

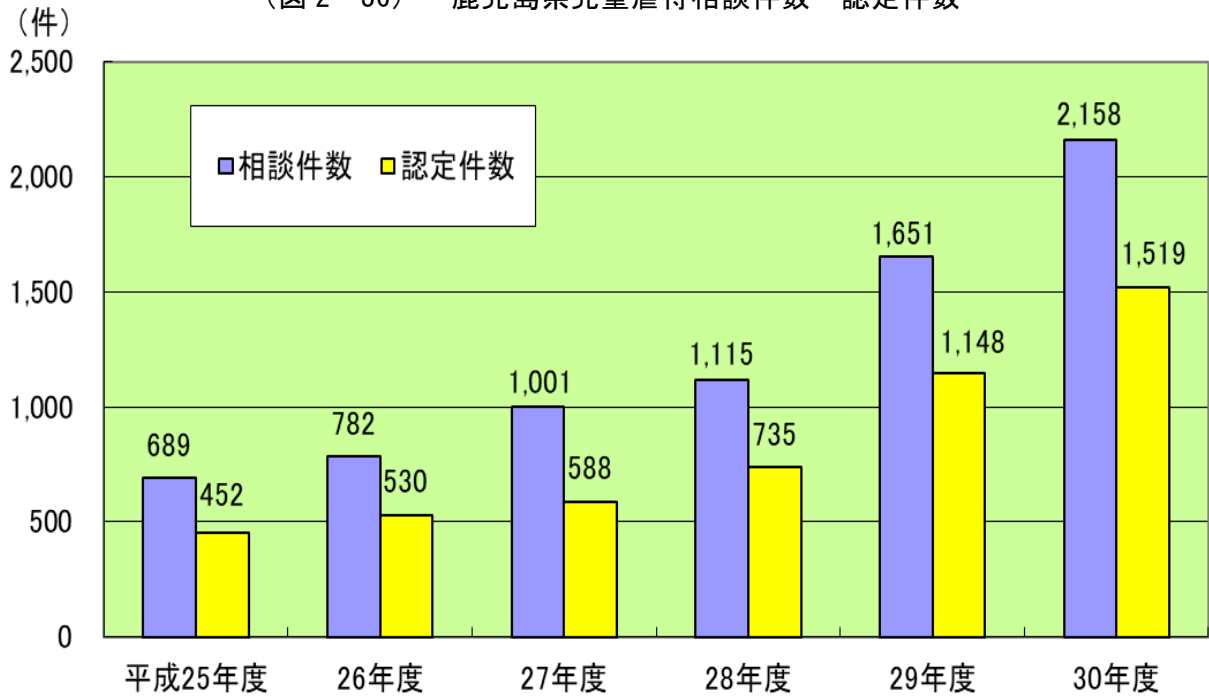
こうした中、本市においては児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を目的とした様々な事業を実施しており、それらの施策を総合的に推進するとともに、関係機関との緊密な連携を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待防止対策の充実を図っています。

(図2-35) 全国の児童虐待相談対応件数



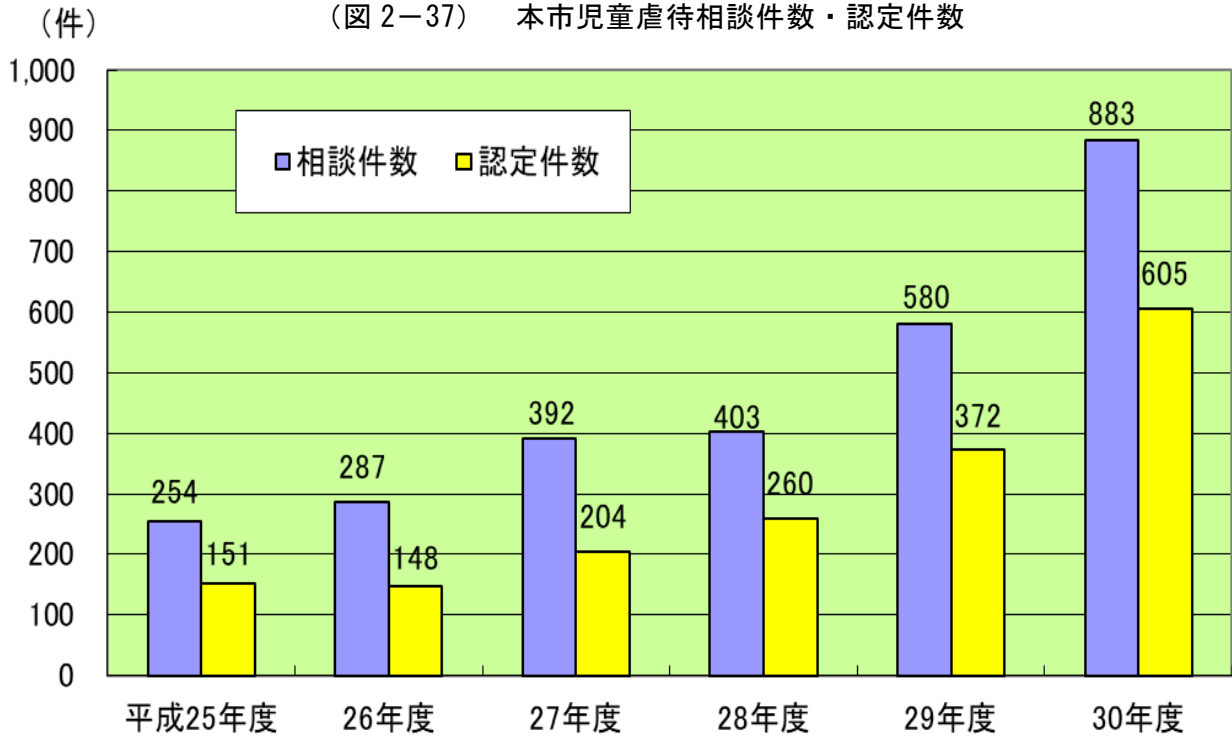
資料：厚生労働省

(図 2-36) 鹿児島県児童虐待相談件数・認定件数



資料：県中央児童相談所

(図 2-37) 本市児童虐待相談件数・認定件数



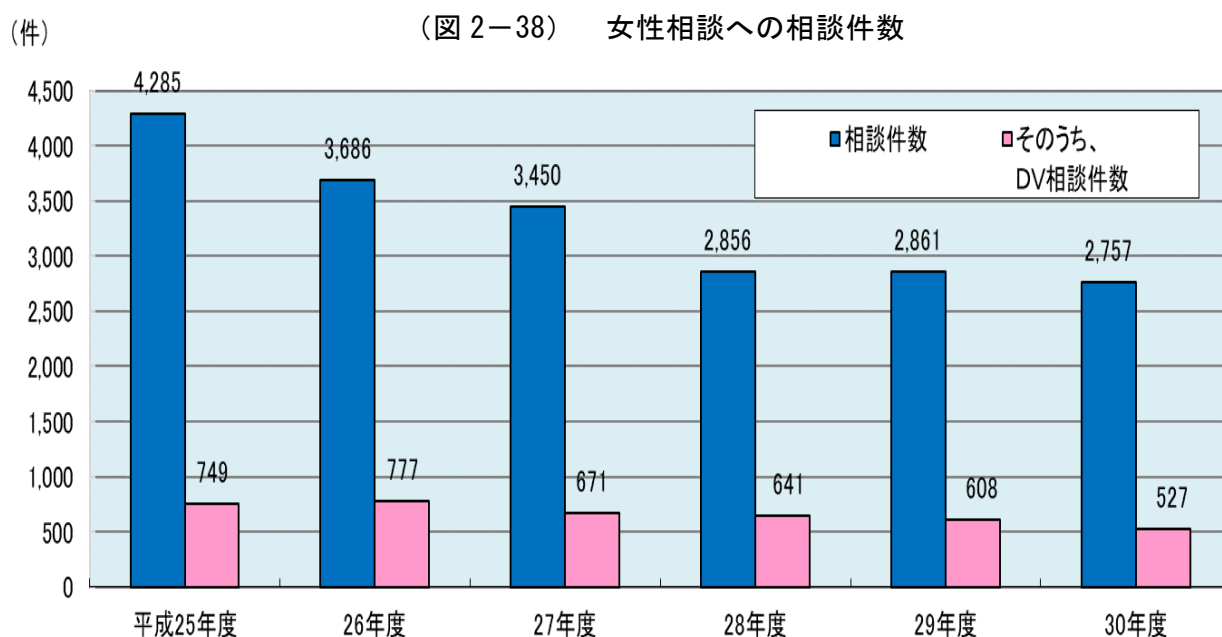
資料：県中央児童相談所、市こども福祉課

⑬ 女性相談の状況

女性相談室では、女性の身上や生活について相談・助言を行うとともに、夫等からの暴力に関する相談・助言なども行っています。

また、男女共同参画センターの相談室では、女性の方を対象にした総合相談と、法律や心理についての専門相談を行っています。

電話や来室での相談件数は、図 2-38 のとおりです。相談内容は、家庭問題、離婚問題、経済問題、夫等からの暴力（DV）、施設入所などがあります。



資料：市男女共同参画推進課・市こども福祉課

⑭ いじめ・不登校の状況

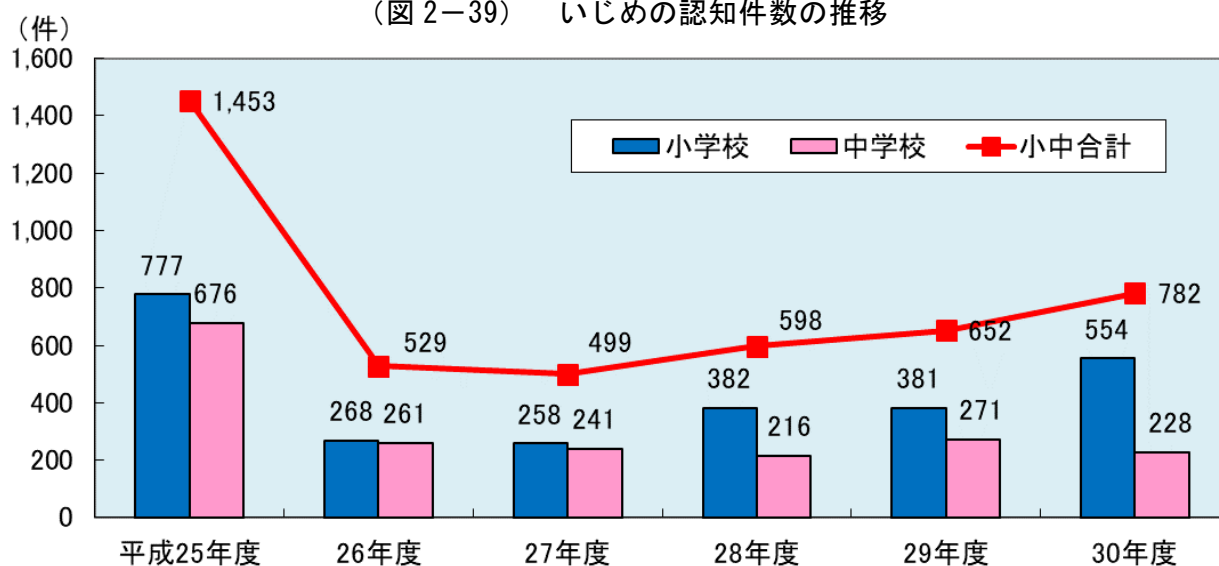
いじめの認知件数の推移は、図 2-39 のとおりです。

「いじめ」とは、「当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義し、学校では、保護者や地域等と連携しながら「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」という認識のもと、早期発見・早期対応に努めています。

平成 29 年 3 月には、文部科学省が「いじめ防止等のための基本的な方針」の見直しを行い、平成 29 年 10 月には、「鹿児島県いじめ防止基本方針」の改定が行われました。

国、県の改定を踏まえ、「鹿児島市いじめ防止基本方針」を平成 30 年 3 月に改定し、市・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携して、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進しています。

(図 2-39) いじめの認知件数の推移



資料：鹿児島市の教育

不登校（年間 30 日以上の欠席）の人数の推移は、図 2-40 のとおりです。

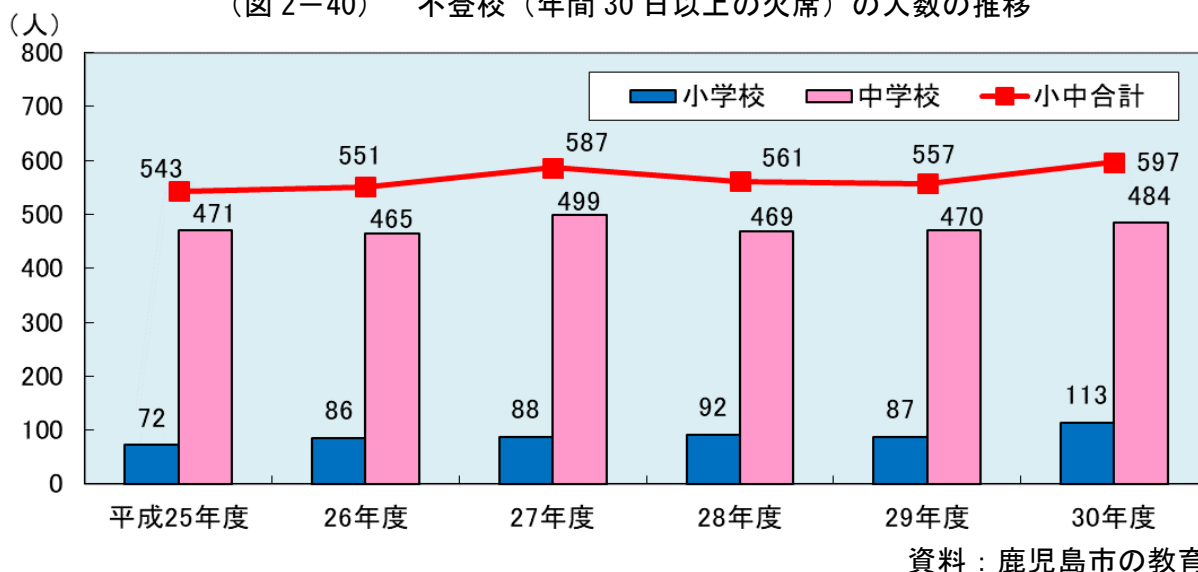
不登校とは、なんらかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）をいいます。

不登校の人数は 500 人を超える数値で推移しており、本市において解決すべき喫緊の課題です。

本市では、教育相談室や適応指導教室を開設しているほか、学校や家庭に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、臨床心理相談員等を派遣し、児童生徒や保護者への相談に応じるとともに、家庭環境の改善も図っています。

また、各学校においては、未然防止や早期対応の取組の充実、定期的な教育相談の設定、学校外の相談窓口の周知などにより、不登校の減少に向けて取り組んでいます。

(図 2-40) 不登校（年間 30 日以上欠席）の人数の推移

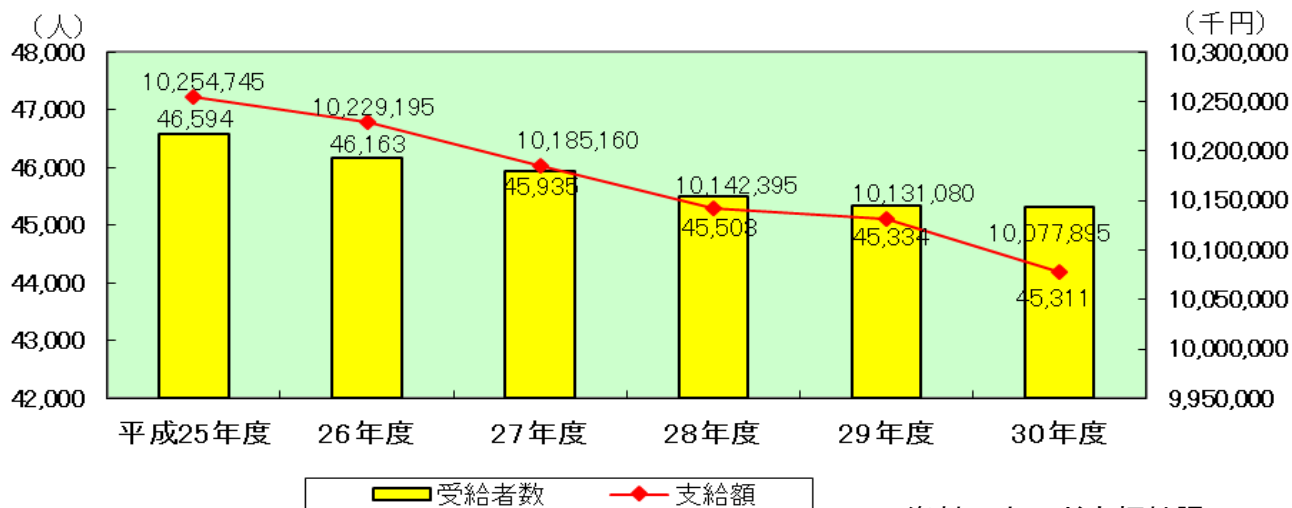


⑮ 児童手当等の状況

児童を養育している家庭の生活の安定、児童の健全な育成及び資質の向上を目的として児童手当を支給しています。

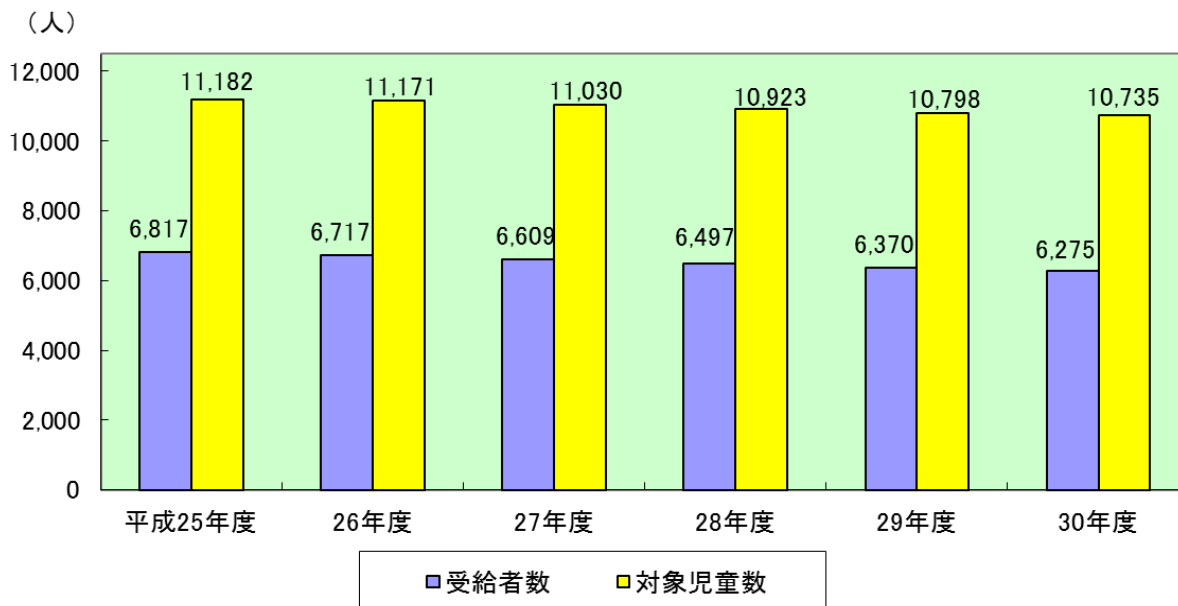
児童手当は、中学校修了前までの児童を養育している人に対して支給され、受給者数及び支給額の推移は図 2-41 のとおりです。

(図 2-41) 児童手当の受給者数と支給額の推移



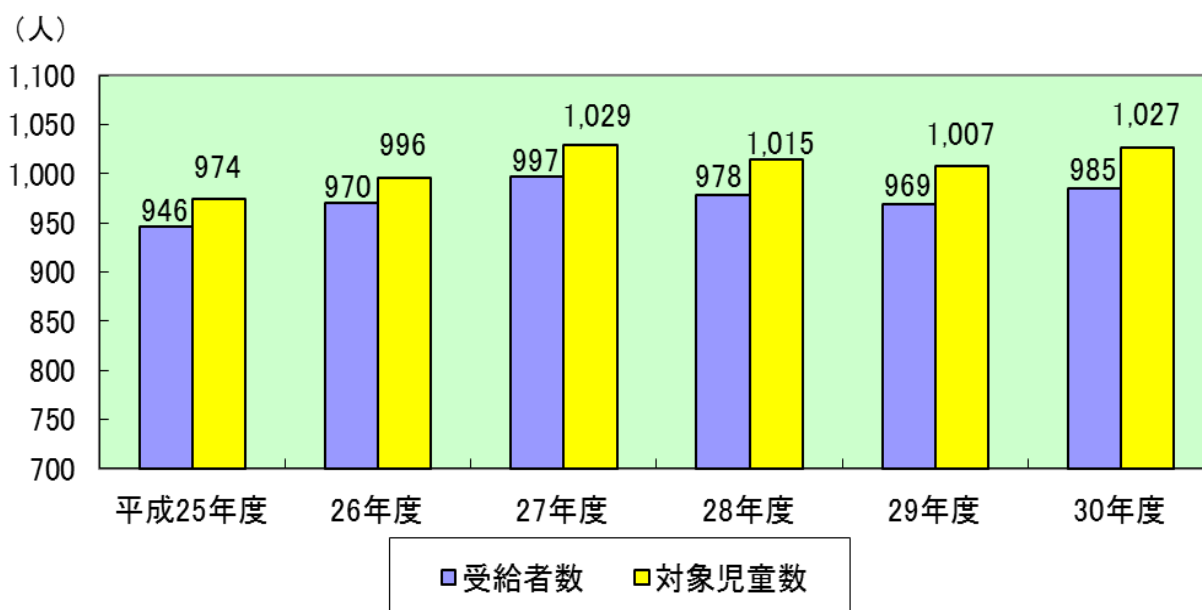
児童扶養手当は、18歳以下の児童（中度以上の障害がある児童については、20歳未満まで）を養育するひとり親家庭等に対して支給され、受給者数及び対象児童数は、図2-42のとおりです。

(図2-42) 児童扶養手当の受給者数と対象児童数の推移



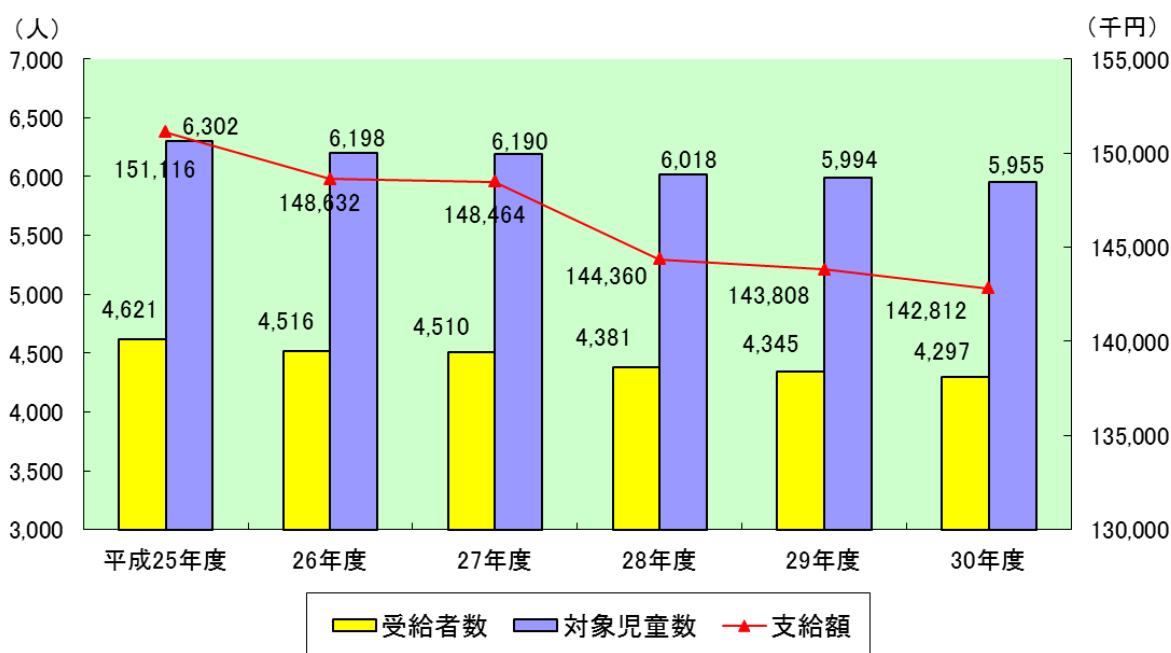
特別児童扶養手当は、精神又は身体に重度又は中度の障害がある20歳未満の児童を養育している人に対して支給され、受給者数及び対象児童数は、図2-43のとおりです。

(図2-43) 特別扶養手当の受給者数と対象児童数の推移



本市独自の制度として、4月1日現在において、本市に引き続き1年以上住所を有するひとり親家庭等で義務教育中の児童を養育している人に対して市民福祉手当（遺児等修学手当）を支給しています。受給者数、対象児童数及び支給額は、図2-44のとおりです。

（図2-44） 遺児等就学手当の受給者数と対象児童数、支給額の推移



資料：市こども福祉課

⑯ 児童医療等の状況

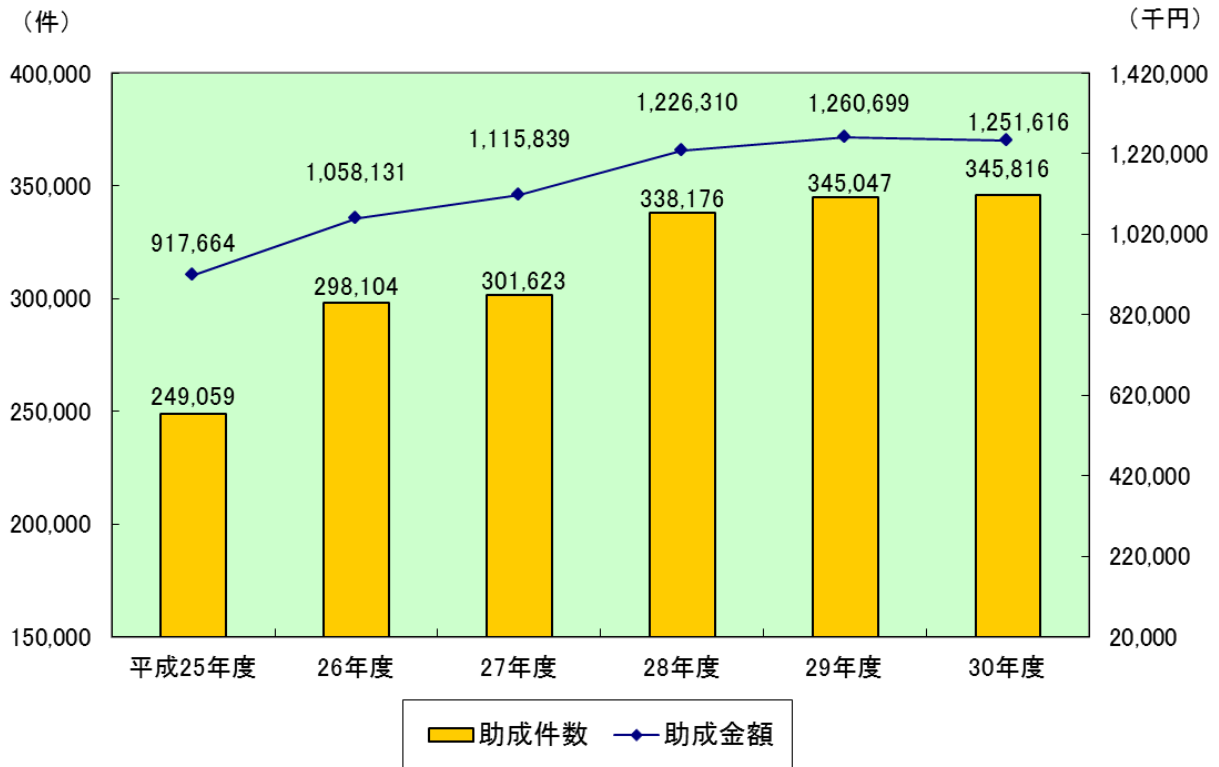
子どもの健康と健やかな育成を図るため、中学3年生までの子どもの保護者に対し、保険診療による医療費の一部を助成しています。

こども医療費助成は、3歳未満児については、保険診療による自己負担金全額を、3歳から中学3年生までの子どもについては、自己負担額から1か月2,000円を控除した額（市町村民税非課税世帯を除く。）を助成しています。

助成方法は、市町村民税非課税世帯の未就学児（母子・父子家庭の子ども及び、障害のある子どもを含む）は現物給付方式、その他の子どもは償還払い方式となっています。（平成30年10月診療～）

助成件数及び助成金額の推移は、図2-45のとおりです。

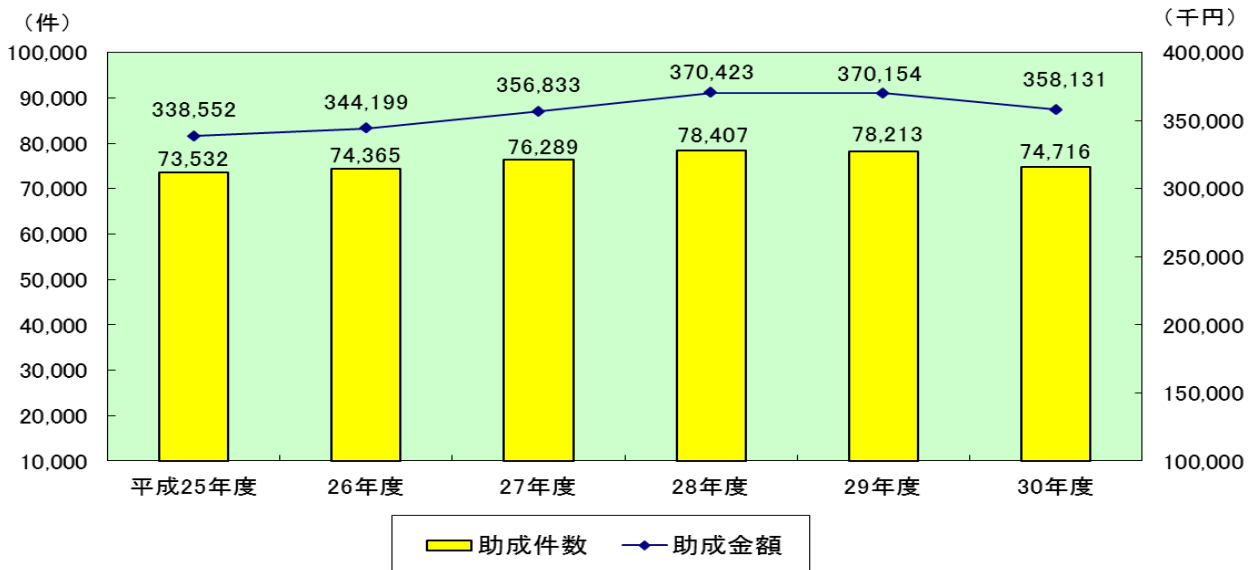
(図 2-45) こども医療費の助成件数と助成金額の推移



(平成 25 年 8 月に未就学児から小学校卒業まで、平成 28 年 4 月に中学校卒業まで支給対象を拡充) 資料：市こども福祉課

母子・父子家庭等医療費助成は、18 歳以下の児童等を有するひとり親家庭等の児童の健康と福祉の増進を図るため、保険診療による自己負担金全額を助成しています。助成件数及び助成金額の推移は、図 2-46 のとおりです。

(図 2-46) 母子・父子家庭等医療費の助成件数と助成金額の推移



資料：市こども福祉課

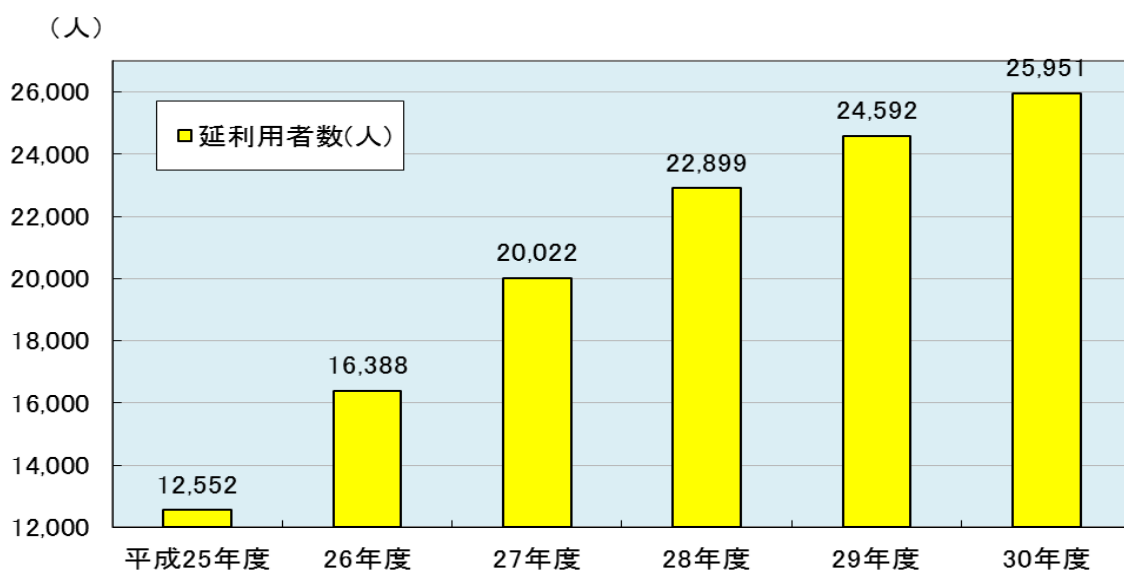
⑰ 障害のある子ども等への支援状況

育ちの弱さの見られる子どもに対する子育て支援では、早期発見、早期対応により、一人一人の状態に応じた最も適切な支援を行うことが重要であり、その後の子どもの成長に、大きな影響を及ぼすと言われています。

現在、本市では、発達遅れの早期発見や障害のある子どもに対する支援として次のような事業を行っています。

- ・「子どもすこやか安心ねっと事業」における乳幼児相談窓口の設置や、保育所等への巡回支援、親子遊びや仲間づくりをとおして子どもの発達を促す親子教室、医師等の専門家による「総合発達相談会」を行っています。
- ・ことばの発達上指導の必要がある幼児とその保護者に対し、鹿児島市心身障害者総合福祉センター（ゆうあい館）で助言、指導、訓練などことばの相談を行い、保護者と幼児が一体となって健やかなことばの発達が図れるよう努めています。
- ・補装具や日常生活用具の給付を行っています。
- ・児童発達支援として、障害のある未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行っており、延利用者数は年々増加しています。

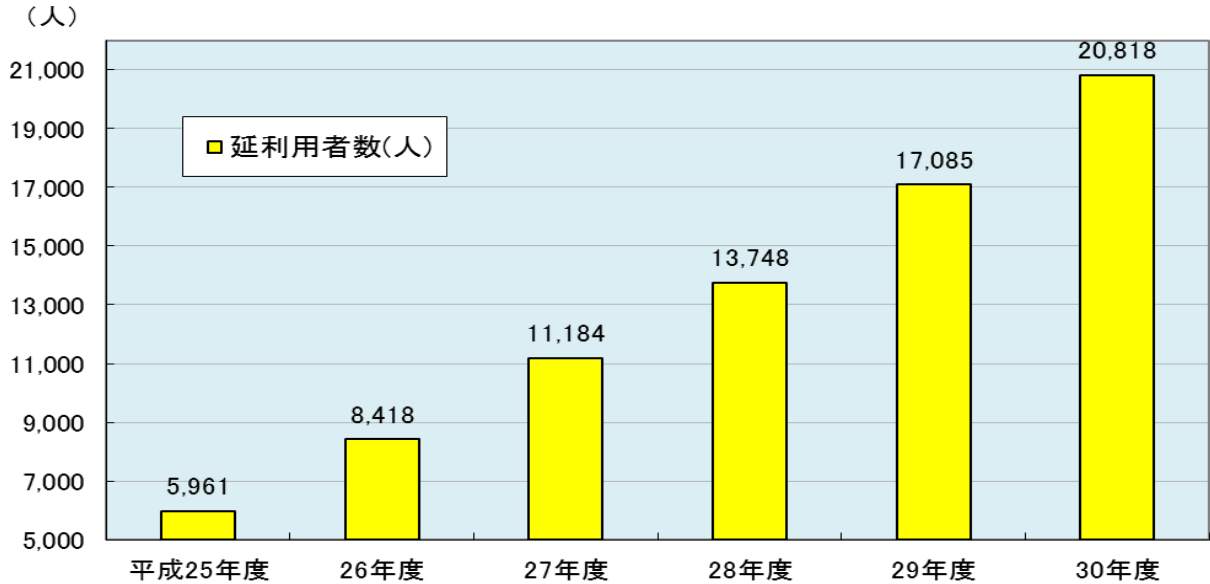
(図 2-47) 児童発達支援における延利用者数



資料：市障害福祉課

- ・放課後等デイサービスとして、障害のある就学児に、授業の終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流のための支援を行っており、延利用者数は年々増加しています。

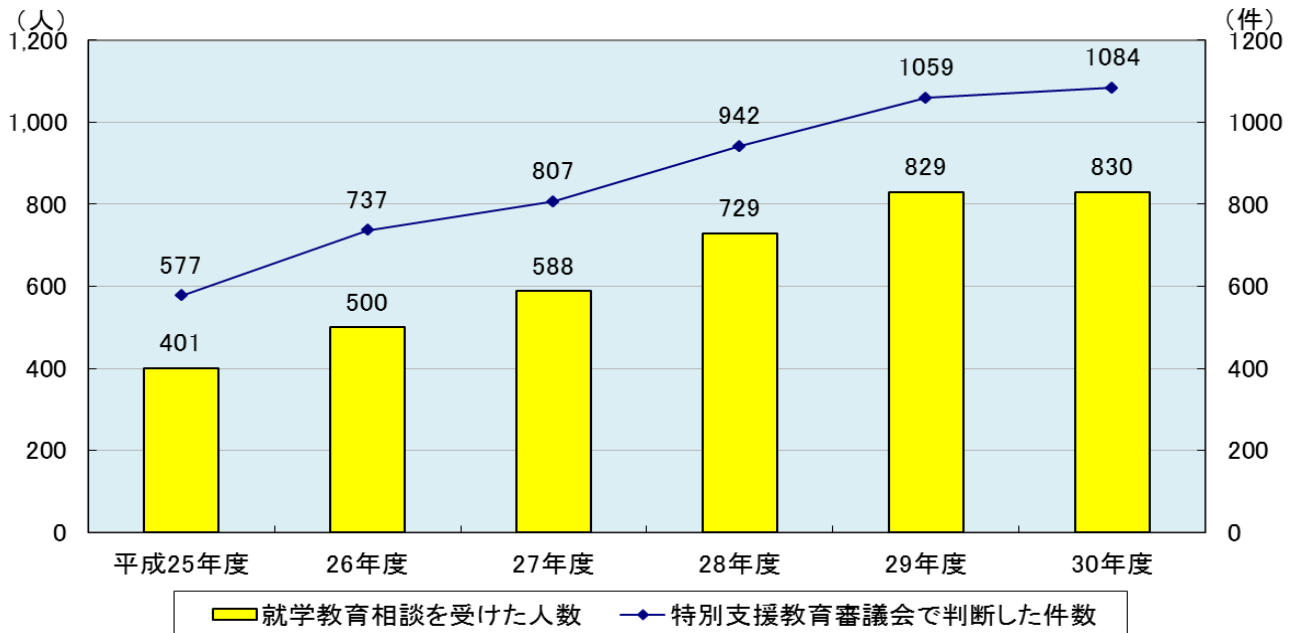
(図 2-48) 放課後等デイサービスの延利用者数



資料：市障害福祉課

- ・障害のある児童生徒一人一人の特別な教育的ニーズに応じた適切な教育が行われるよう、望ましいと思われる就学先を判断するために、専門家による就学教育相談を実施しています。

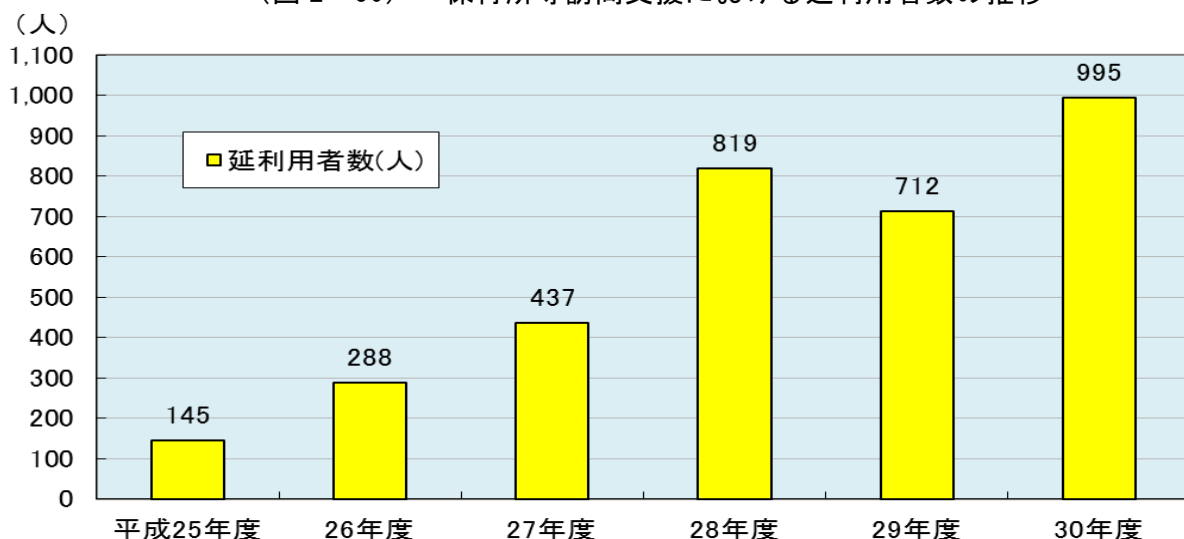
(図 2-49) 就学教育相談を受けた人数及び特別支援教育審議会判断件数



資料：鹿児島市の教育

- ・知的障害や自閉症・情緒障害などのある児童生徒に対して、一人一人の実態に応じたきめ細かな指導を特別支援学級で行っています。
- ・通常の学級に在籍する言語障害や自閉症・情緒障害、難聴などがある児童生徒に対して、障害の状態等に応じた指導を通級指導教室で受けられるようにしています。
- ・学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）など、通常の学級に在籍する特別な教育的支援が必要な子どもたちの実態を把握し、適切な指導が行われるようにしています。
- ・障害のある子どもを受け入れている私立保育園・私立幼稚園等が障害の程度に応じた保育・教育を行った場合に、各保育所・幼稚園に対して助成しています。
- ・保育所等訪問支援として、障害のある子どもが通う保育所や小学校などを支援者が訪問し、集団生活への適応のために支援するサービスを行っており、延利用者数は年々増加しています。

（図 2-50） 保育所等訪問支援における延利用者数の推移



資料：市障害福祉課

⑱ 生活環境の整備状況

住宅や広場、公園などは、明るく楽しい家庭生活や、親子や子ども同士のふれ合いの場として大切なものであり、家族の絆の形成や子どもの心と体の成長に大きな影響を与えるものです。

また、子どもや子育て家庭が安心して外出できるよう、子育てに配慮した施設の整備やバリアフリーへの対応などに加え、犯罪のない明るいまちづくりに向けた取組や未就学児のけがや事故の約半数が家庭内で発生していることから、家庭内でのけがや事故を未然に防ぐための取組も重要です。

これらの観点から、現在、生活環境の整備のため、次のような事業を行っています。

- ・市営住宅の空家募集の際に、新婚・子育て世帯向けの別枠募集を行い、子育て世帯の居住の安定確保を図っています。
- ・市営住宅に、子育てに適した広さや設備等を備えた住宅として子育て仕様住戸等を建設し、安心して子どもを生み育てることができる環境の整備を図っています。

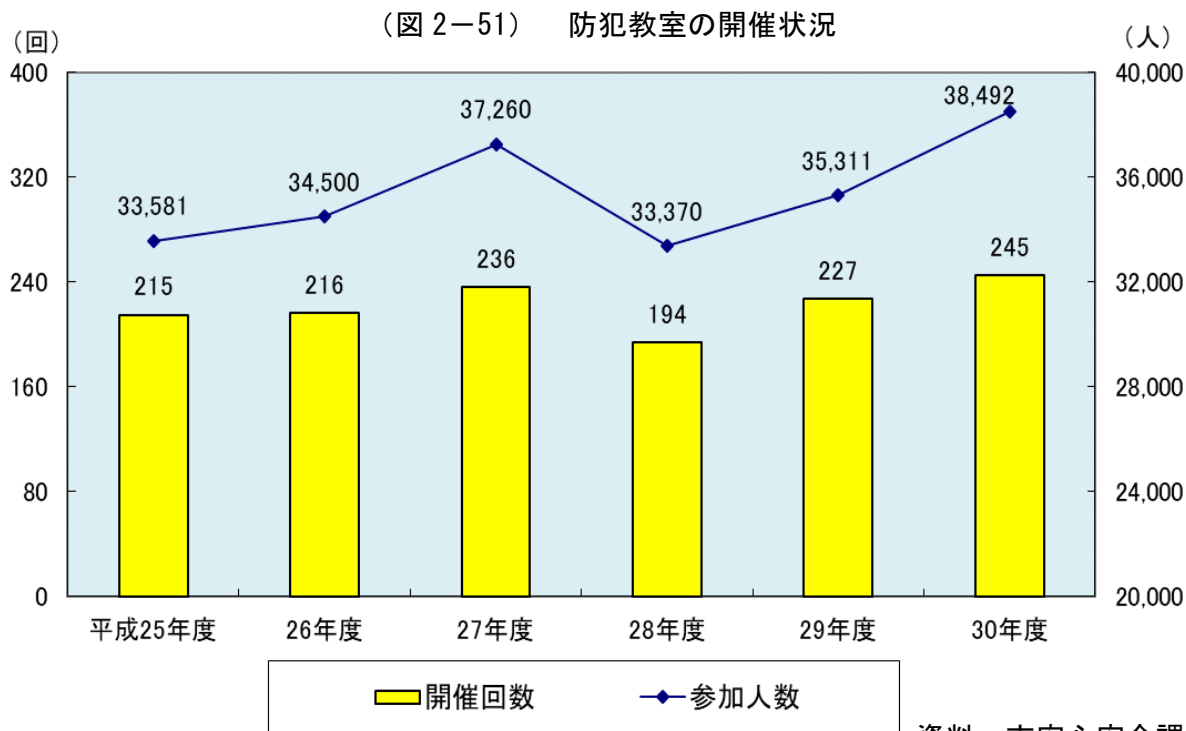
(表 2-9) 子育て世帯向住宅募集戸数と倍率

	空家住戸	新築住戸	倍率
平成25年度	57	11	5.00
26年度	83	0	3.46
27年度	68	0	3.70
28年度	92	1	3.77
29年度	112	0	2.74
30年度	106	0	1.65

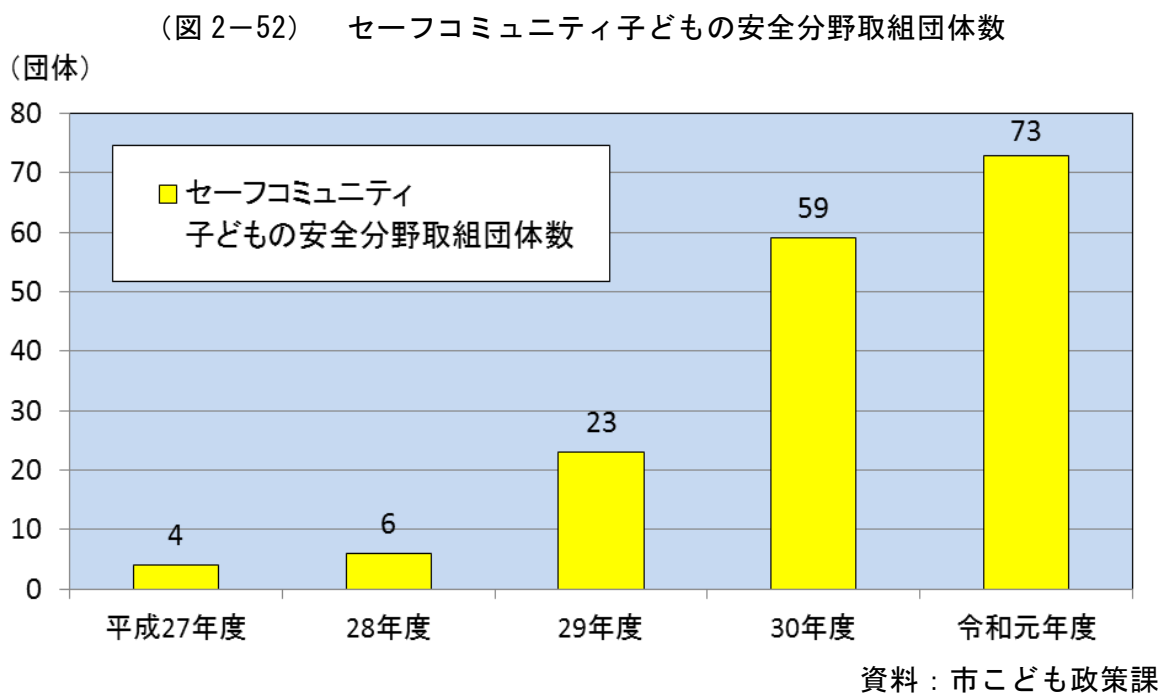
注1)平成28年6月からは花野住宅ほか29住宅を「新婚・子育て世帯」向けとし、対象を拡充

資料：市住宅課

- ・安心安全なまちづくりを進めるため、防犯に対する意識啓発や、防犯団体の育成強化、防犯灯の設置の促進に取り組んでいます。



- ・セーフコミュニティ子どもの安全分野では、市内の保育園や幼稚園、ふれあい子育てサロン等において、保護者に対する家庭内での安全対策についての情報発信や児童への安全教育など、子どもの事故やけがの予防につながる活動の推進を図っています。



(6) 子ども・子育ての地域資源

本市においては、多様な子ども・子育て支援施設の整備が進むとともに、子ども・子育て支援の取組には、多くの市民やボランティアが参加しています。

① 主な子ども・子育て支援施設等

No.	施設名	施設数等
1	幼稚園	26 箇所
2	保育所	118 箇所
3	認定こども園	49 箇所
4	認可外保育施設	115 箇所
	(うち、事業所内保育所)	40 箇所
5	病児・病後児保育施設	8 箇所
6	ショートステイ	10 箇所
7	トワイライト	10 箇所
8	すこやか子育て交流館	1 箇所
9	親子つどいの広場	4 箇所
10	児童センター	3 箇所
11	地域子育て支援センター	9 箇所
12	ファミリー・サポート・センター	1 箇所
13	児童クラブ(公設民営)	153 箇所
14	児童クラブ(民設民営)	26 箇所
15	放課後子ども教室	60 教室
16	放課後等デイサービス	125 施設
17	小児科	83 施設
18	産婦人科(産科、婦人科含む)	49 施設
19	保健センター・保健福祉課	10 箇所
20	子育て世代包括支援センター	5 箇所
21	母子生活支援施設	4 箇所
22	助産施設	2 箇所
23	母子福祉センター	1 箇所
24	婦人保護施設	1 箇所
25	児童心理治療施設	1 箇所
26	児童相談所	1 箇所
27	乳児院	2 箇所
28	児童養護施設	5 箇所
29	児童発達支援事業所	99 事業所
30	居宅訪問型児童発達支援事業所	1 事業所

No.	内容	施設数等
31	保育所等訪問支援事業所	35 事業所
32	基幹相談支援センター	1 箇所
33	障害児相談支援事業所	41 事業所
34	障害児入所施設	4 箇所
35	市立小学校	79 校
36	国立、私立小学校	3 校
37	市立中学校	39 校
38	国立、私立中学校	6 校
39	市立高校	3 校
40	県立高校	11 校
41	私立高校	9 校
42	大学・短大・高専	6 校
43	特別支援学校	8 校
44	校区公民館	77 館
45	地域公民館	14 館
46	図書館(公営)	2 館
47	科学館	1 館
48	美術館(公営)	1 館
49	少年自然の家	1 箇所
50	給食センター	6 箇所
51	公園	677 箇所
52	ちびっこ広場	95 箇所
53	子育て世帯向け市営住宅募集戸数	106 戸
54	地域福祉館(児童ルーム)	37 館
55	文学館	1 館
56	メルヘン館	1 館
57	子ども110番の家	1,005 箇所
58	公共体育施設(市営)	24 箇所
59	動物公園	1 箇所
60	水族館	1 箇所
61	観光農業公園	1 箇所
62	男女共同参画センター	1 箇所

② 主な子ども・子育てに係る人的資源等

No.	内容	人数・団体数等	No.	内容	人数・団体数等
1	子育てサークル	*10 団体	31	読み聞かせボランティア	28 人
2	放課後児童支援員・補助員	*1,123 人	32	あいご主事	189 人
3	ファミリー・サポート・センター提供会員	796 人	33	スクールカウンセラー	14 人
4	子育てサポーター	282 人	34	教育相談室相談員	5 人
5	すこやか子育て交流館企画運営指導員	5 人	35	適応指導相談員	8 人
6	すこやか子育て交流館子育て支援員	14 人	36	学習支援員	5 人
7	にこにこ子育て応援隊	766 団体等	37	臨床心理相談員	5 人
8	セーフコミュニティ子どもの安全取組団体	59 団体	38	スクールソーシャルワーカー	4 人
9	セーフコミュニティ学校の安全取組校	126 校	39	ジュニアリーダークラブ	1 団
10	保育士・保育教諭・幼稚園教諭	*3,988 人	40	スクールガード等(学校安全ボランティア)	6,898 人
11	保育コーディネーター	4 か所	41	スクールガードリーダー	15 人
12	母子保健支援員	5 人	42	スポーツ推進委員	182 人
13	乳幼児巡回支援専門員	7 人	43	スポーツ少年団	298 団
14	小児慢性特定疾病支援員	1 人	44	町内会	*780 町内会
15	母子保健サポーター	571 人	45	地域コミュニティ協議会	*78 協議会
16	育児サークル	20 団体	46	サンエールかごしま託児サポーター	65 人
17	家庭児童相談員	3 人	47	安心安全教育指導員	4 人
18	婦人相談員	3 人	48	安心安全推進員	177 人
19	母子・父子自立支援員	6 人	49	地域安心安全推進指導員	4 人
20	民生委員・児童委員	1048 人	50	安心安全まちづくりアドバイザー	1 人
21	保護司	198 人	51	児童通学保護員	197 人
22	ふれあい子育てサロン	61 校区	52	防犯パトロール隊	345 団体
23	食育推進支援員	7 人	53	防犯団体連合会	3 団体
24	市立の学校教職員	*3,529 人	54	交通安全協会	3 団体
25	特別支援教育支援員	95 人	55	安心安全協力事業所	813 事業所
26	小学校PTA加入者数	*28,245 人			
27	中学校PTA加入者数	*16,115 人			
28	学校支援ボランティア	9,065 人			
29	おやじの会	86 団体			
30	図書館サポーター	15 人			

注) 各施設数・人数等の基準日は平成 30 年度末。基準日の数値を把握していない場合は、把握している基準日直近の数値(*)を記載。

(7) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の取組状況

① 教育・保育施設の提供体制

No.	事業	項目	27年度(実績)	元年度 (実績見込み)	元年度(計画値)
1	教育ニーズ	量の見込み	8,455人	7,625人	8,128人
		提供量	10,909人	10,199人	10,246人
		確保方策	-	-	-
2	保育ニーズ	量の見込み	12,753人	13,944人	13,891人
		提供量	12,415人	13,448人	13,849人
		確保方策	423人	230人	210人

② 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

No.	事業	項目	27年度(実績)	元年度 (実績見込み)	元年度(計画値)
1	延長保育事業	量の見込み	8,487人	8,190人	2,433人
		確保方策	8,487人	8,190人	2,433人
2	放課後児童健全育成事業	量の見込み	5,477人	7,666人	7,179人
		確保方策	5,063人	7,598人	7,179人
3	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み	460人	521人	694人
		確保方策	460人	521人	694人
	子育て短期支援事業(トワイライト)	量の見込み	7人	6人	11人
		確保方策	7人	6人	11人
4	新生児・妊産婦訪問指導事業、こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)	量の見込み	5,890人	5,123人	5,757人
		確保方策	5,890人	5,123人	5,757人

No.	事業	項目	27年度(実績)	元年度 (実績見込み)	元年度(計画値)
5	育児支援家庭訪問事業	量の見込み	436人	409人	409人
		確保方策	436人	409人	409人
6	すこやか子育て交流館管理運営等事業、親子つどいの広場運営事業、児童センター運営事業、地域子育て支援センター事業(地域子育て支援拠点事業)	量の見込み	373,998人日	366,147人日	539,808人日
		確保方策	426,000人日	511,000人日	540,000人日
7	一時預かり事業(幼稚園在園児を対象とした一時預かり)	量の見込み	184,440人日	366,725人日	290,386人日
		確保方策	184,440人日	366,725人日	290,386人日
8	一時預かり事業(その他)	量の見込み	69,497人日	76,388人日	63,636人日
		確保方策	69,497人日	76,388人日	63,636人日
9	病児・病後児保育事業(病児保育事業)	量の見込み	8,024人日	9,718人日	10,960人日
		確保方策	8,024人日	9,718人日	11,250人日
10	ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	量の見込み	6,715人日	5,052人日	6,325人日
		確保方策	6,715人日	5,052人日	6,325人日
11	妊婦健康診査・健康相談事業(妊婦に対して健康診査を実施する事業)	量の見込み	68,069回	63,068回	67,899回
		確保方策	68,069回	63,068回	67,899回
12	利用者支援に関する事業(利用者支援事業基本型分)	量の見込み	1か所	4か所	5か所
		確保方策	1か所	4か所	5か所
13	保育コーディネーター配置事業(利用者支援事業特定型分)	量の見込み	4か所	4か所	4か所
		確保方策	4か所	4か所	4か所
14	利用者支援に関する事業(利用者支援事業母子保健型分)	量の見込み	5か所	5か所	5か所
		確保方策	5か所	5か所	5か所

注) 単位：「人日」は、年間延べ利用人数

(8) 第二期子ども・子育て支援事業計画策定に向けた利用ニーズ把握のための調査結果(概要)

■調査の目的

子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を行うための計画である「第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向け、市民の子育てに関するニーズを把握し、計画づくりの基礎資料とするため実施した。

■調査区域

鹿児島市全域

■調査期間

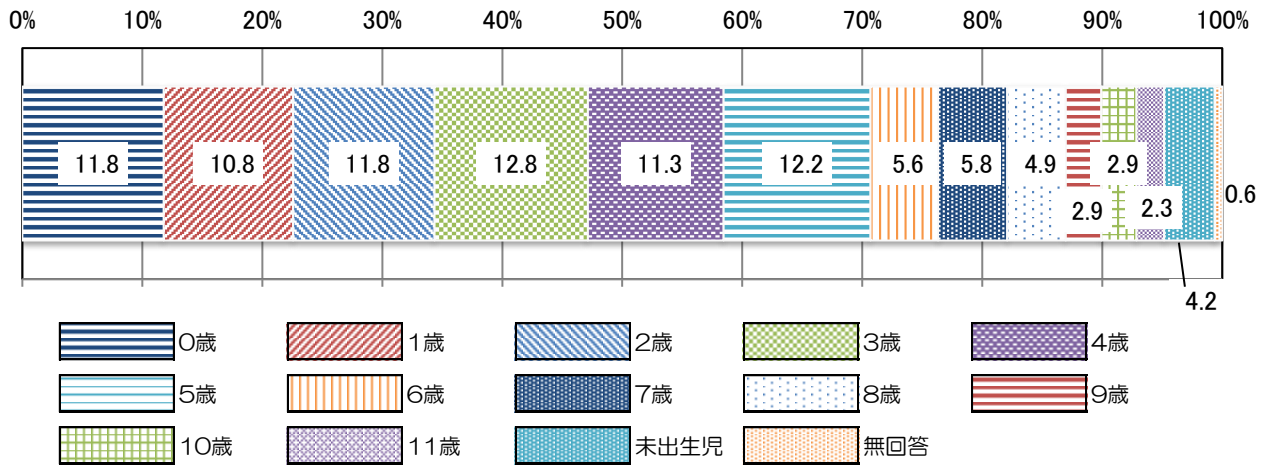
平成30年11月14日から12月6日まで

■調査対象及び回収結果

対象者		配布数	回答数	回答率
①	小学校就学前児童の保護者	4,000 人	3,022 人	54.9%
②	小学校児童の保護者	1,500 人		
③	母子健康手帳交付者（第一子のみ）	139 人	133 人	95.7%
合計		5,639 人	3,155 人	55.9%

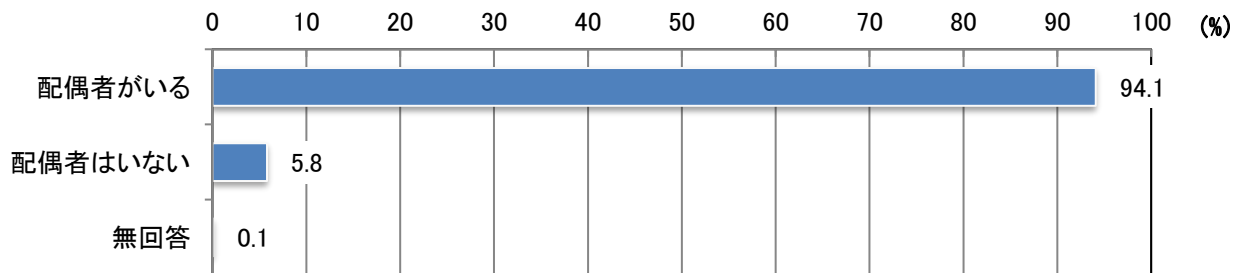
子どもの年齢について

0歳～5歳までの数が全体の70.7%を占めており、かつそれぞれの数が10%程度であり、大きな差はみられない。6歳～11歳の数は全体の24.4%である。



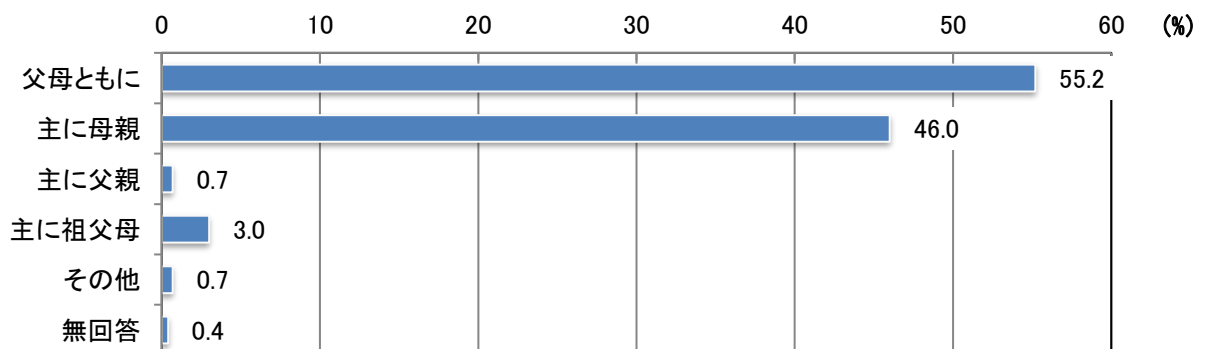
配偶者の有無について

「配偶者がいる」が94.1%であり、「配偶者はいない」は5.8%である。



子どもの子育てを主に行っている人について（複数回答）

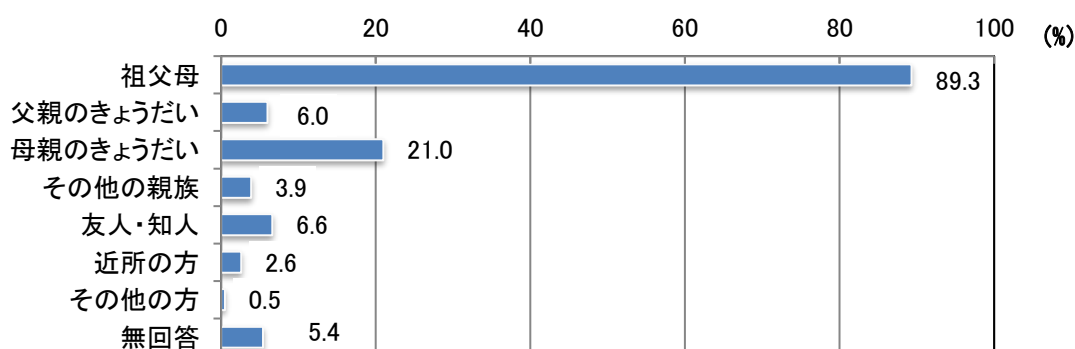
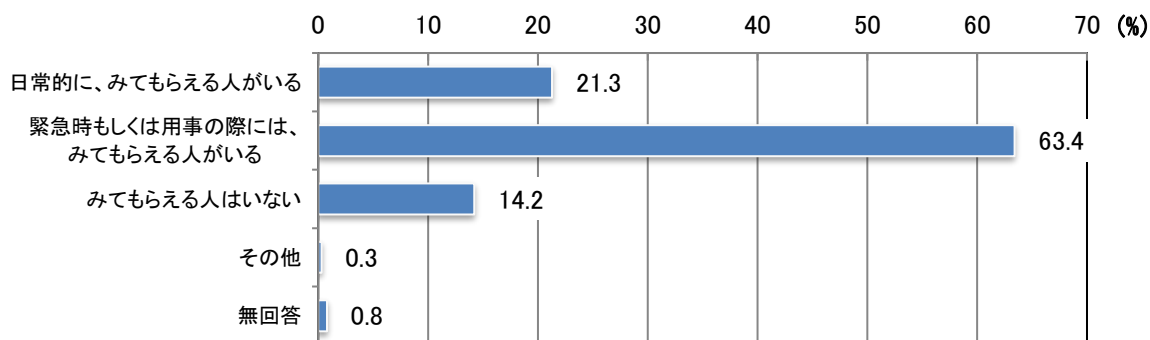
「父母ともに」行っているが55.2%と最も多く、次いで「主に母親」が46.0%である。



子どもを見てもらえる親族・知人について

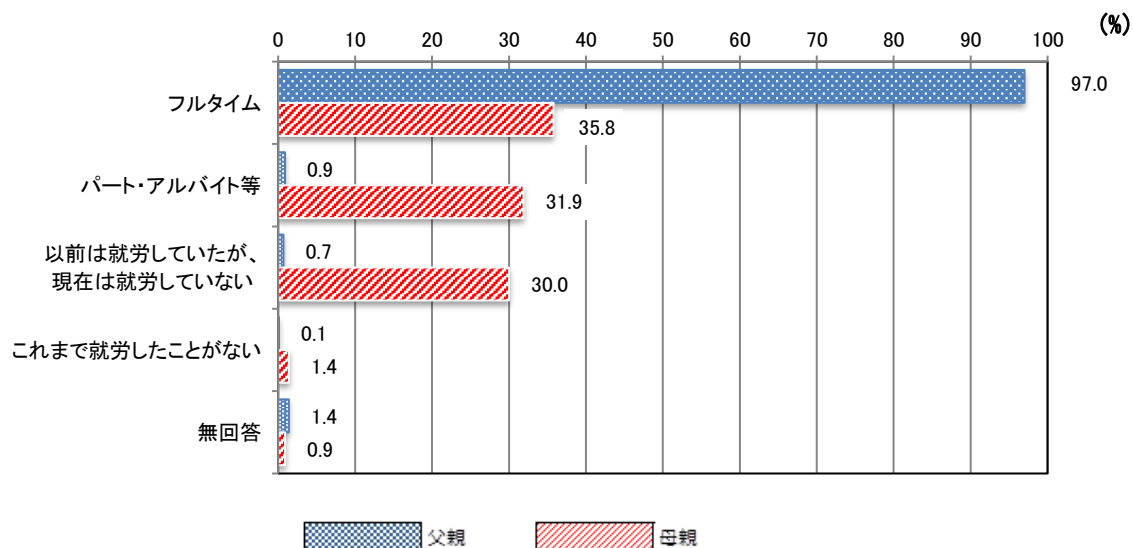
「緊急時もしくは用事の際にはみてもらえる人がいる」が63.4%と最も多く、次いで「日常的にみてもらえる人がいる」が21.3%、「みてもらえる人はいない」が14.2%であり、日常的にみてもらえる状況は少ない。

預かってもらえる続柄では、「祖父母」が89.3%と最も多く、次いで「母親のきょうだい」は21.0%と、親族にみてもらう割合が高い状況である。



父親・母親の現在の就労状況について

父親は「フルタイム」が97.0%と最も多く、母親も「フルタイム」が35.8%と最も多くなっている。

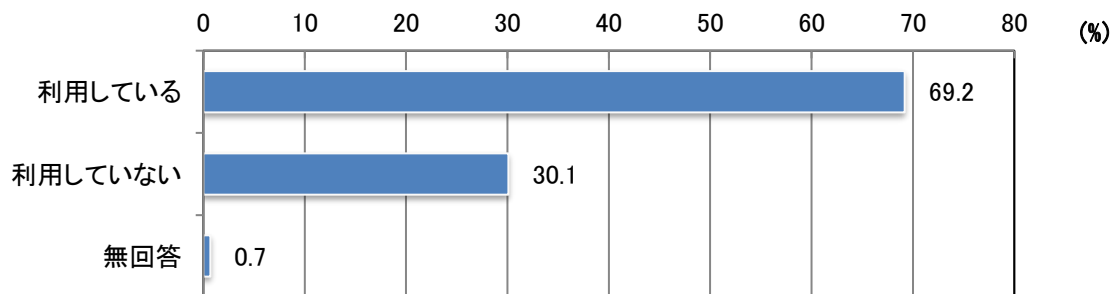


子どもの定期的な教育・保育の事業の利用について

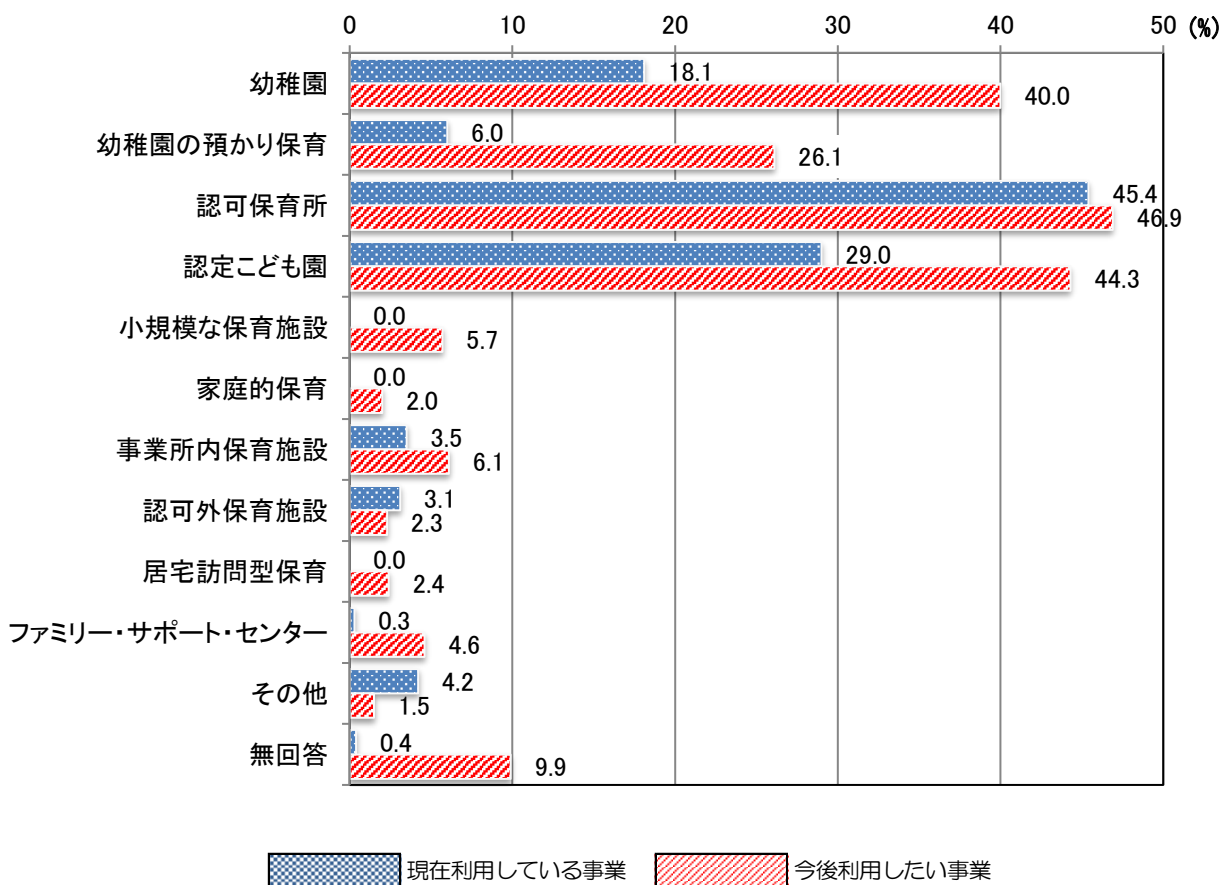
定期的な教育・保育の事業を「利用している」が69.2%で、「利用していない」は30.1%である。

現在利用している教育・保育事業では、「認可保育所」が45.4%と最も多く、次いで「認定こども園」が29.0%である。

今後利用希望する教育・保育事業では、「認可保育所」が46.9%と最も多く、次いで「認定こども園」が44.3%である。

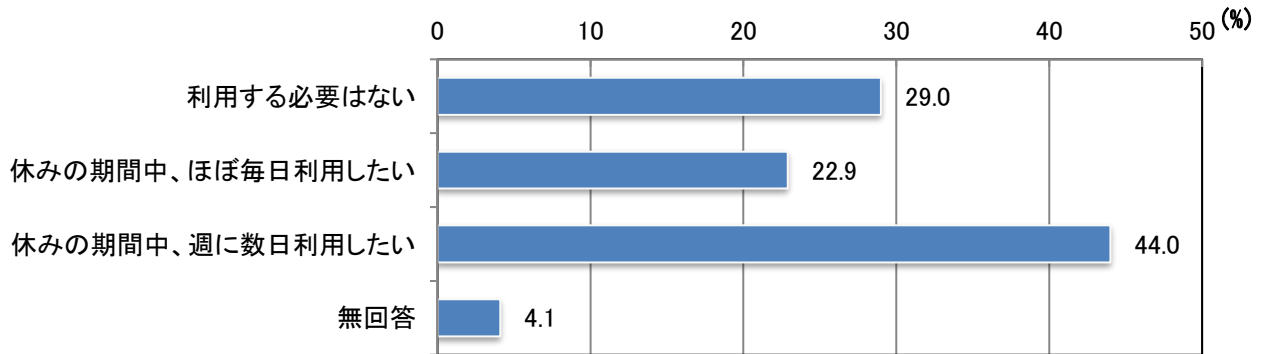


■現在利用している及び今後利用希望する教育・保育事業（複数回答）



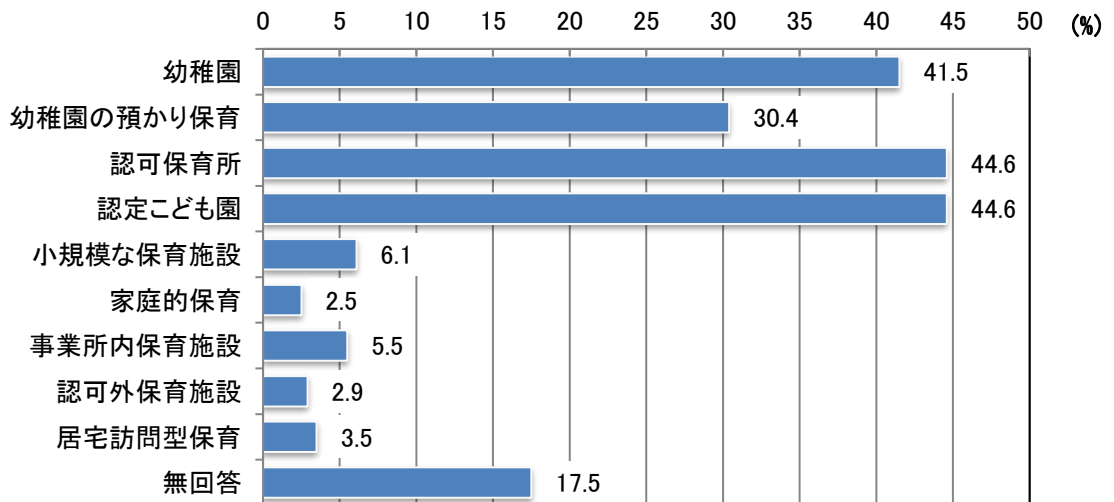
長期休業中の幼稚園の事業の利用希望について

「休みの期間中、週に数日利用したい」が44.0%で、次いで「利用する必要はない」が29.0%であるが、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が22.9%であり、休みの期間中の利用希望は合わせて66.9%と全体の7割弱である。



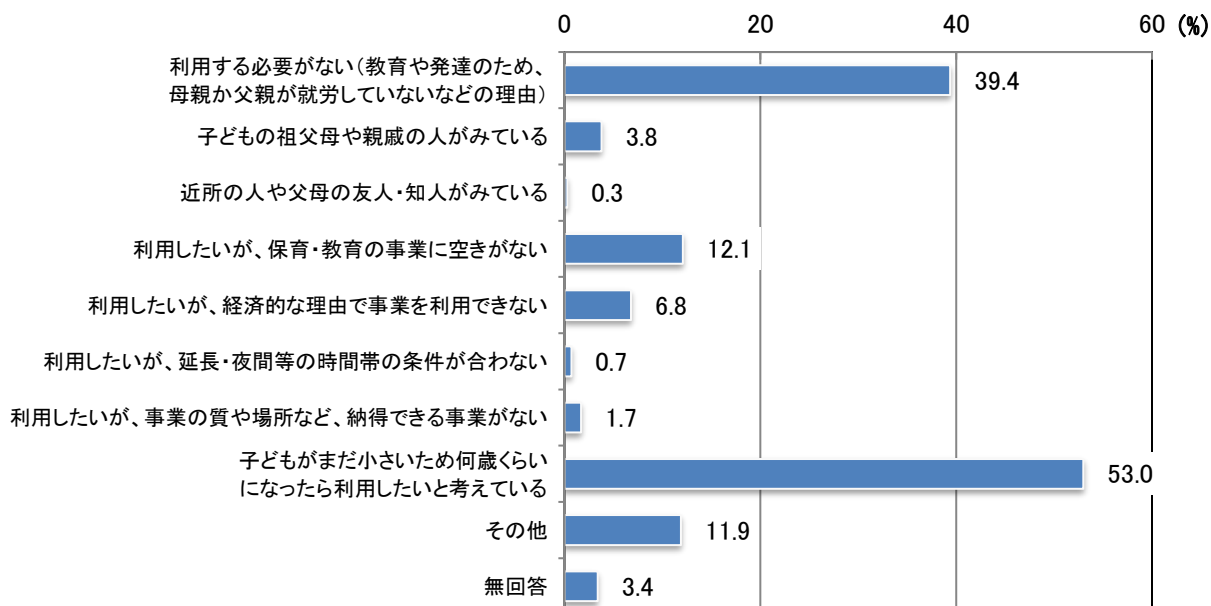
幼児教育が無償化された場合、「定期的に」利用したいと考える事業（複数回答）

「認可保育所」、「認定こども園」がともに44.6%と最も多く、次いで「幼稚園」が41.5%である。



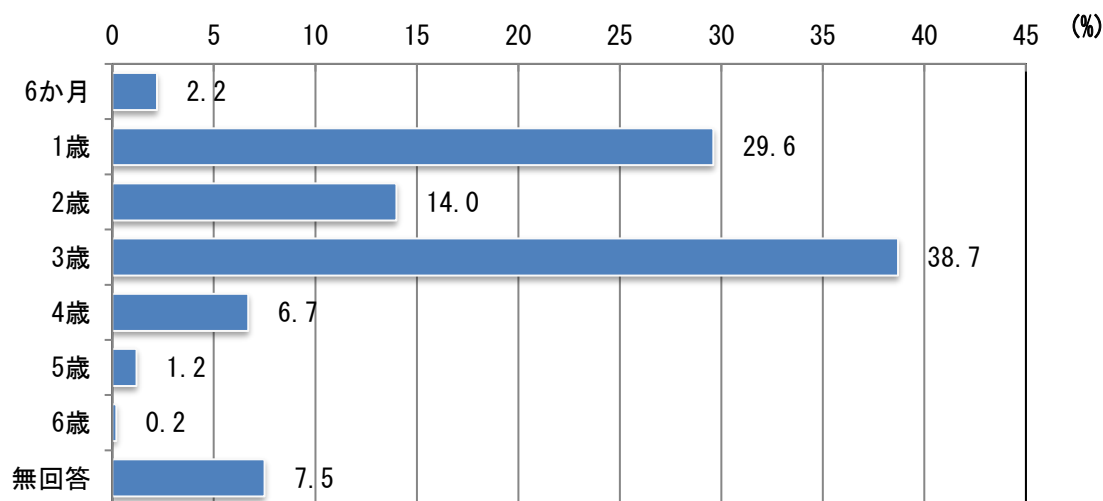
教育・保育事業を利用していない理由（複数回答）

「子どもがまだ小さいため何歳くらいになったら利用したいと考えている」が53.0%と最も多く、次いで「利用する必要がない」が39.4%である。



■定期的な教育・保育の事業の利用を希望する子どもの年齢について

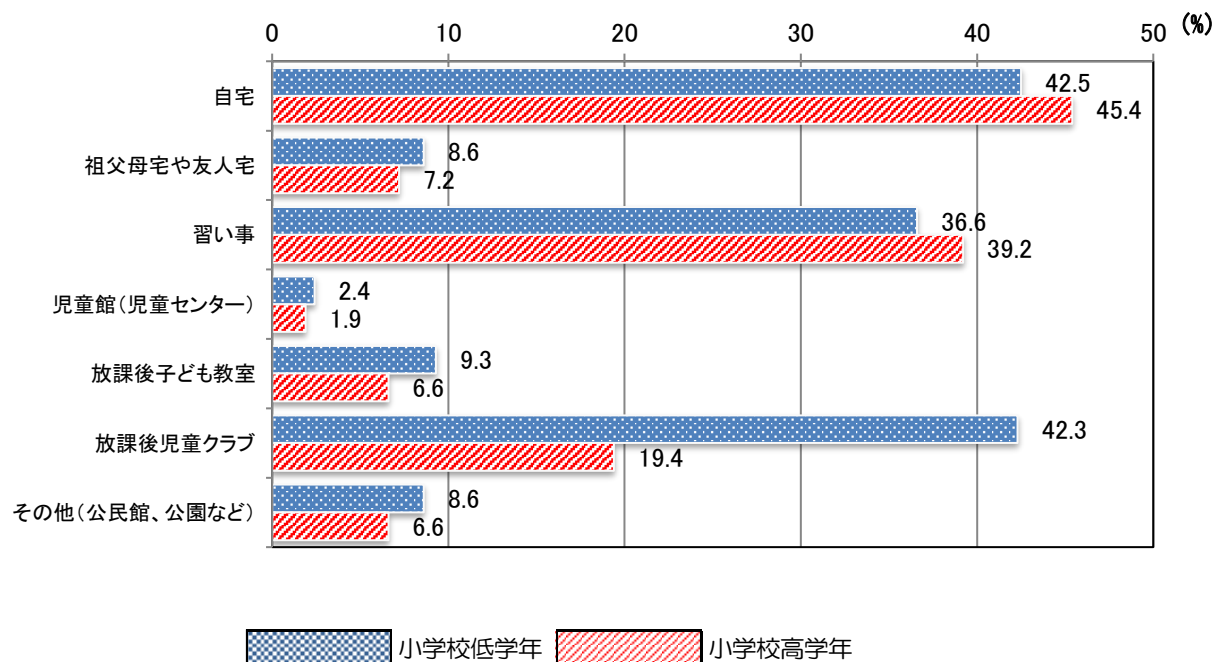
「子どもがまだ小さいため何歳くらいになったら利用したいと考えている」では、「3歳」が38.7%と最も多く、次いで「1歳」が29.6%、「2歳」が14.0%と続く。



小学校就学後の放課後の過ごさせたい場所について（複数回答）

小学校低学年では「自宅」が42.5%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ」が42.3%である。

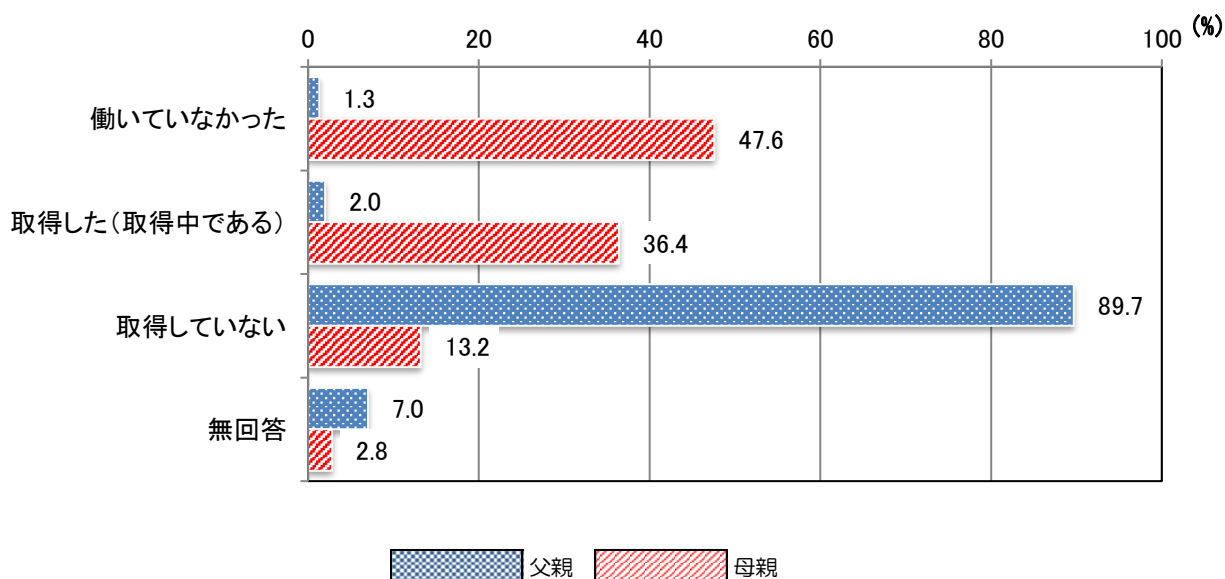
小学校高学年では「自宅」が45.4%と最も多く、次いで「習い事」が39.2%である。



誕生時の父母の育児休業取得の有無

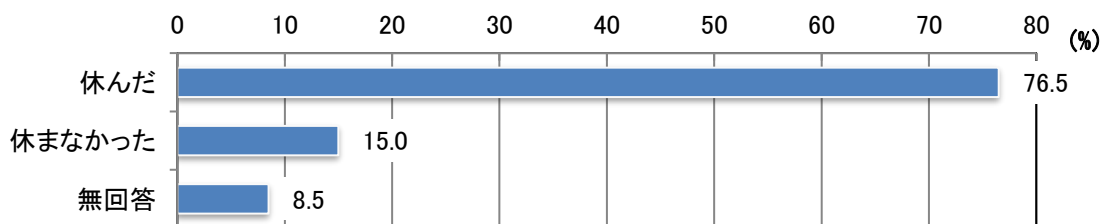
父親は「取得していない」が89.7%で、「取得した（取得中である）」は2.0%、「働いていなかった」が1.3%である。

母親は「働いていなかった」が47.6%で、「取得した（取得中である）」は36.4%である。



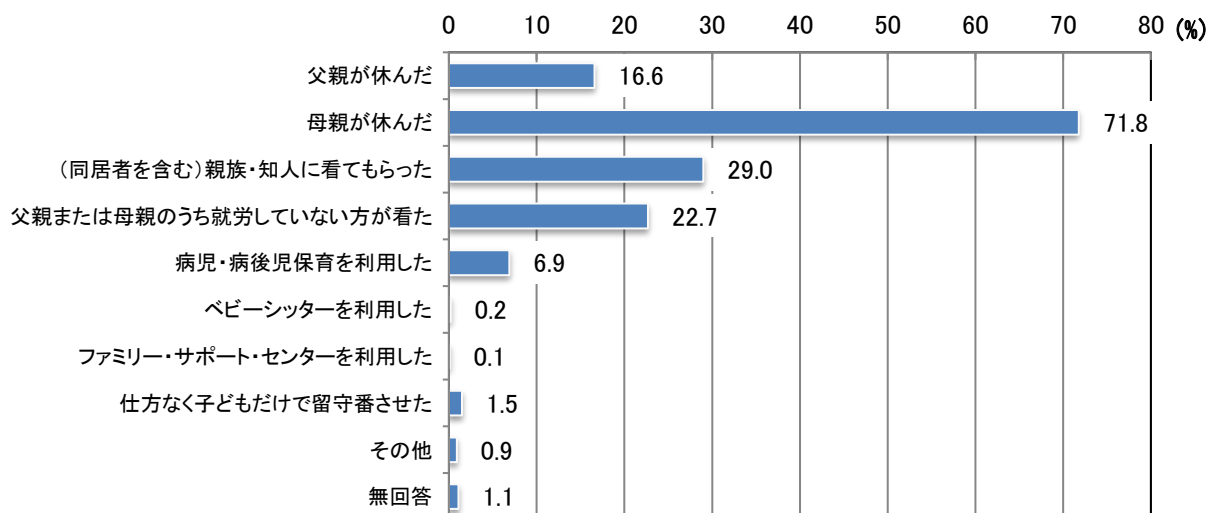
子どもが病気やケガで休んだ有無について

幼稚園、保育園、小学校などを「休んだ」が76.5%で、「休まなかった」は15.0%である。



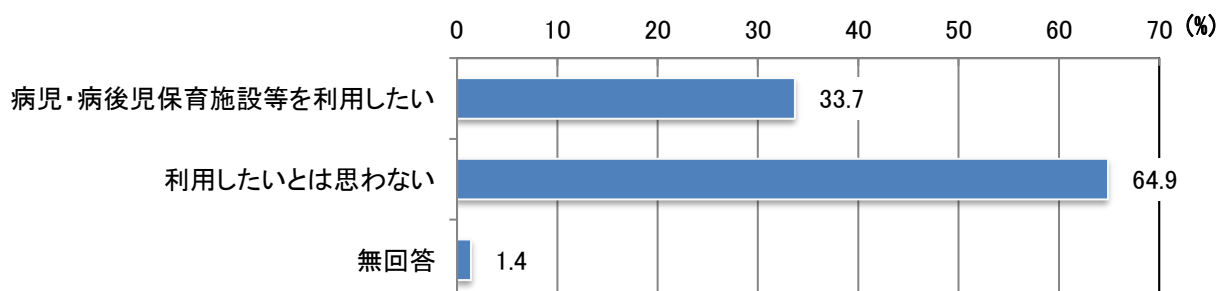
子どもが休んだ時の対処方法について（複数回答）

「母親が休んだ」が71.8%と最も多く、次いで「(同居者を含む) 親族・知人に看てもらった」が29.0%、「父親または母親のうち就労していない方が見た」が22.7%と続き、「父親が休んだ」は16.6%である。



病児・病後児保育の希望について

「利用したいと思わない」が64.9%で、「病児・病後児保育施設等を利用したい」が33.7%である。

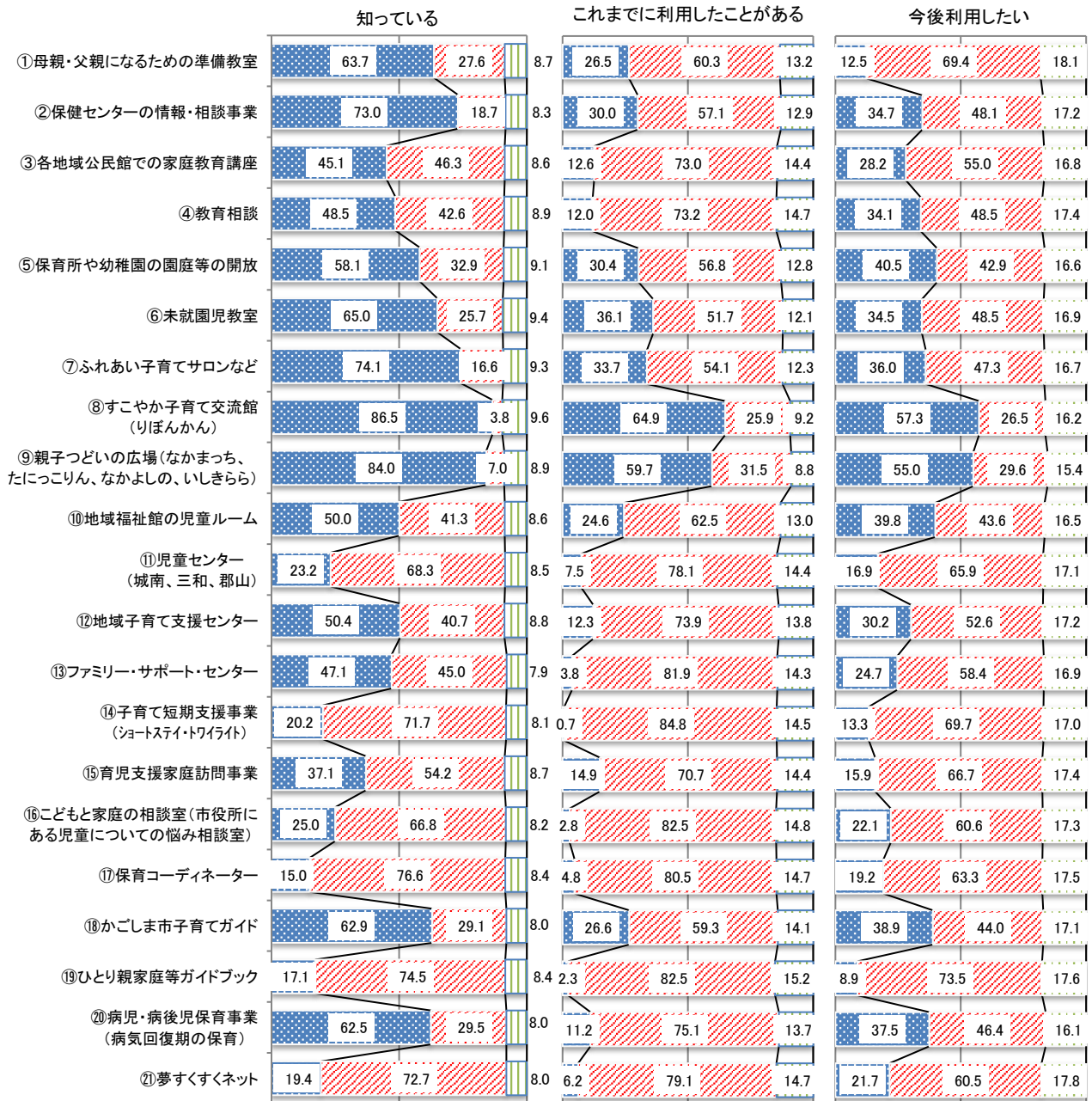


地域の子育て支援拠点事業の認知、利用の有無、希望について

認知度として「すこやか子育て交流館（りぼんかん）」が86.5%と最も多く、次いで「親子つどいの広場」が84.0%、「ふれあい子育てサロンなど」が74.1%と続く。

利用度では「すこやか子育て交流館（りぼんかん）」が、64.9%と最も多く、次いで「親子つどいの広場」が59.7%、「未就園児教室」が36.1%である。

今後利用したい施設・事業では、認知度と現在の利用度共に割合の高い「すこやか子育て交流館（りぼんかん）」が57.3%と最も多く、次いで「親子つどいの広場」が55.0%である。



はい
 いいえ
 無回答

第 3 章

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

この計画は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、次の3項目を基本理念として策定します。

- (1) **社会の希望であり、未来をつくる存在である子どもたちが、明るく健やかに成長できるような環境づくり**
- (2) **子どもを持ちたいと希望する人が安心して子どもを生み育てることができる社会づくり**
- (3) **子どもを育てている人が、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような環境づくり**

2 基本的視点

この計画は、次の8項目を基本的視点として策定します。

(1) **子どもの最善の利益を尊重する**

子育ては男女が協力して行うべきとの視点に立ち、「児童憲章」の理念のもとに、輝く未来と無限の可能性を持つすべての子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が実現される社会を目指す、子どものための計画とします。

(2) **子どもの育ちを支援する**

一人一人の子どもが、かけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境づくりに向けた取組を進めます。

(3) **利用者の立場に立つ**

妊娠・出産期から切れ目のない支援を行っていくこと、待機児童解消のための取組、利用者に寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うことなど、常に、多様な個別のニーズに柔軟に対応できる利用者が利用しやすい子育て支援策とします。

(4) 社会全体で子育て支援を行う

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることができるよう、行政や企業、施設や学校、町内会などの地域社会が相互に協力しあって、「親育ち」の過程を支援していくことを含め、社会全体で子育てを支援していく施策を推進します。

(5) 仕事と生活の調和の実現を目指す

男女が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会をつくるため、地域の実情に応じた取組を推進します。

(6) 地域における社会資源を効果的に活用する

地域で子育てに関する活動を行うNPOや育児サークル、あいご会、町内会をはじめとする様々な地域活動団体、事業者、民生委員・児童委員及び高齢者などと協力して、地域での子育て支援を推進します。

また、保育所、幼稚園、認定こども園、児童センターをはじめとする児童福祉施設・学校施設及び地域福祉館等の公共施設の活用を推進します。

(7) サービスの質を向上させる

利用者が安心安全なサービスを利用できる環境を整備するために、人材の資質の向上を図るなどサービスの質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めます。

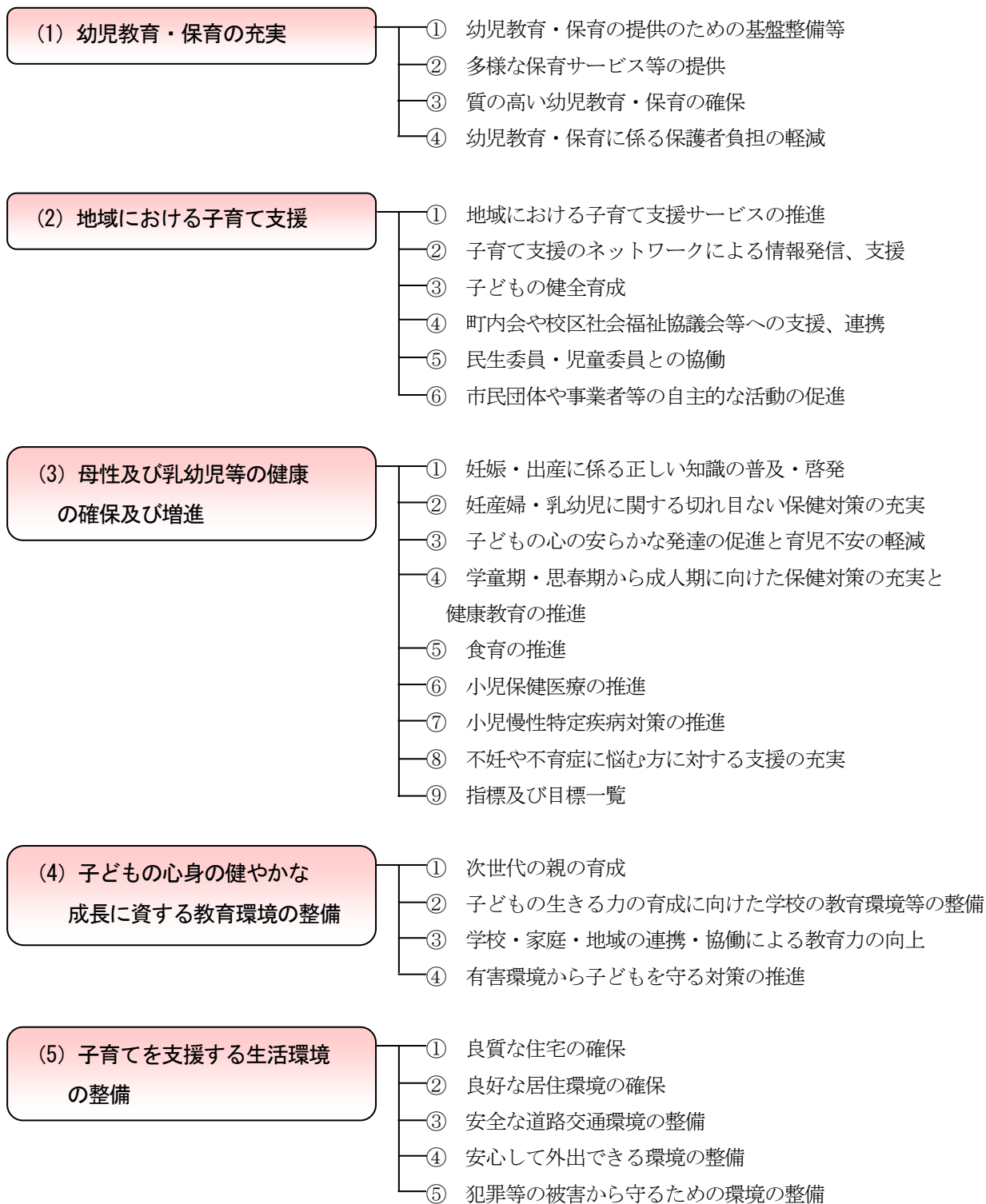
(8) 配慮が必要な子どもと家庭を支える

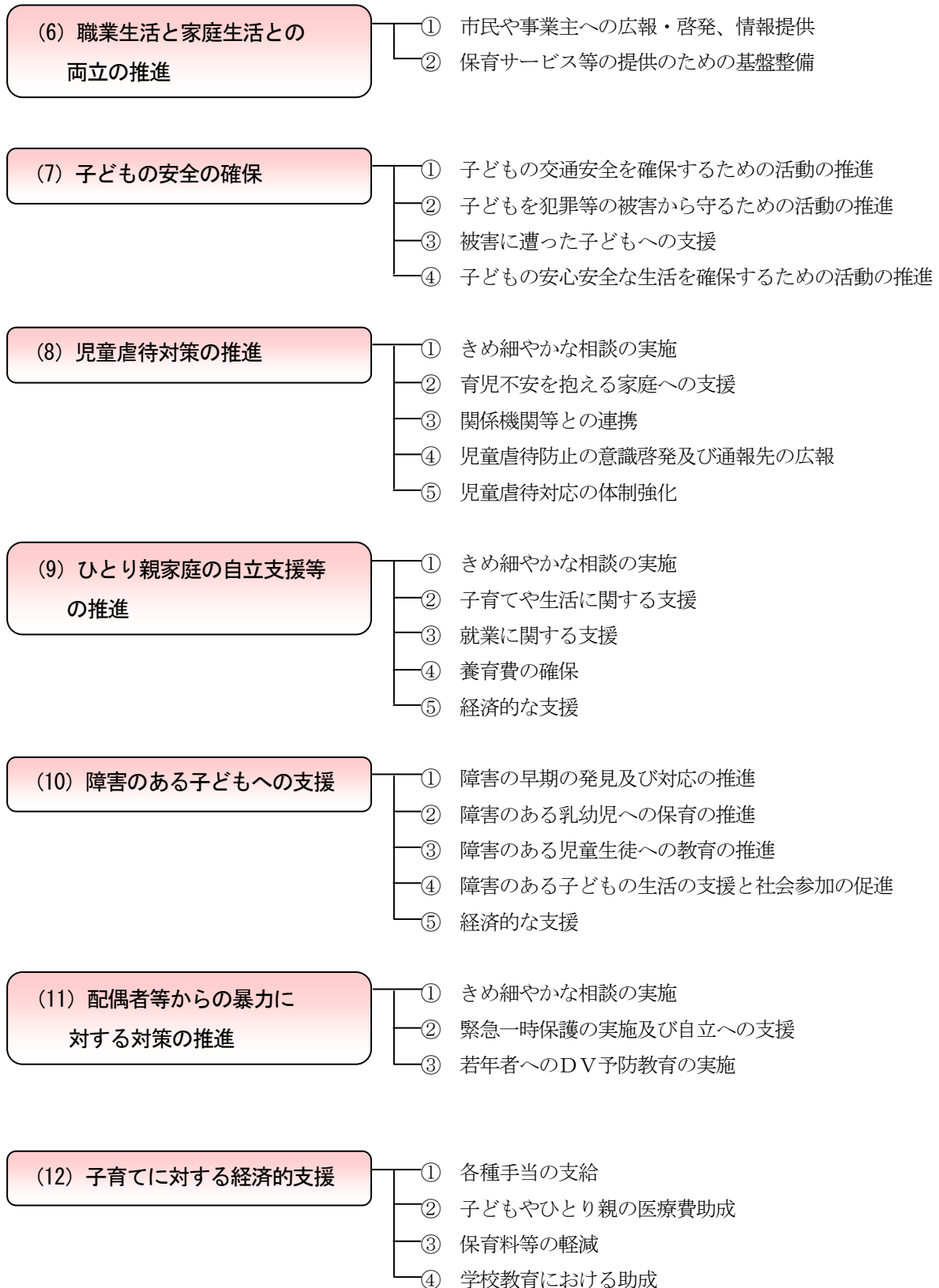
すべての家庭が安心して子育てでき、すべての子どもたちが安心して明るく健やかに成長できる環境づくりを進めるため、障害のある子どもや虐待・貧困等の課題を抱える子育て家庭など、配慮が必要な子どもや家庭の支援の充実を図ります。

第4章

第4章 施策の展開

1 施策の体系





2 施策の概要

(1) 幼児教育・保育の充実

◆現状と課題◆

- ・夫婦共働き家庭の増加など、若い世代や子育て家庭等を取り巻く環境は大きく変化を続けております。
- ・子育て家庭の様々なニーズを踏まえた対策を講じるとともに、保育所等における待機児童解消に向けた取り組みを実施する必要があります。

◆施策の方向◆

保育所等における一時預かりや延長保育、小児医療機関等における病児・病後児保育等多様な保育サービスを提供することで、子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応します。また、保育士・保育所支援センターを運営するとともに、関係機関と連携した意見交換会等の実施を通じ、保育士等を確保し、保育需要の増加に対応します。

◆具体的取組◆

① 幼児教育・保育の提供のための基盤整備等

待機児童を解消するため、認可保育所等の整備を行い、保育士等確保対策として、保育士・保育所支援センターの運営や関係機関との連携を図ります。

また、児童が安全に保育を受けられる環境の整備に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
保育所等の整備	待機児童を解消するため、定員増等により認可保育所等の整備を行う。また、入所児童の安全確保及び保育環境の改善を図るとともに、子ども・子育て支援事業計画に定める提供量の維持を目的に、保育所等の耐震化整備及び老朽施設の改築整備を行う。
保育士・保育所支援センターの運営	潜在保育士の再就職支援等を行う保育士・保育所支援センターを設置し、保育士等確保対策の充実を図る。
安全な保育環境充実事業	保育所、認定こども園及び認可外保育施設等において、児童が安全に保育を受ける環境を整備する。

【その他事業】

事業名	
・関係機関と連携した保育士確保事業	・施設型給付費（保育士等の処遇改善）

② 多様な保育サービス等の提供

保育所、幼稚園等における一時預かりや延長保育、小児医療機関等における病児・病後児保育等を実施することで多様な保育サービスを推進します。

また、保育コーディネーターを配置し、保育を必要としている世帯の相談に応じることで保育サービスの情報提供を行います。

【主な事業】

事業名	事業概要
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を一時的に預かる保育所等や、在籍園児を通常の教育時間外に預かる幼稚園等に対して、経費の補助を行う。
延長保育事業	保育認定を受けた児童について、認定時間以外に保育を実施した保育所等に対し補助を行う。
病児・病後児保育事業	保育所に入所中の児童等が、病気の回復期等にあるため集団保育ができず、かつ、やむを得ない理由のために家庭で育児ができない場合に、一時的に施設でその児童の保育を行い、保護者の子育てと就労等との両立を支援する。
保育コーディネーター配置事業（利用者支援事業特定型分）	保育を必要としている世帯の相談に応じ、各世帯のニーズに応じた保育サービスの情報提供を行い、保護者のニーズと保育サービスを結びつけ、よりきめ細かな対応を行う保育コーディネーターを配置する。

【その他事業】

事業名	
・施設型給付費（休日保育加算）	・認可外保育施設助成事業
・私立幼稚園障害児教育補助事業	

③ 質の高い幼児教育・保育の確保

保育園協会、私立幼稚園協会への研修費、運営費等の補助を実施するとともに、私立保育所、私立幼稚園等に対しても助成を行うなど、質の高い保育内容の確保に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
私立保育所等補助事業	私立保育所等の円滑な運営を図り、質の高い保育内容を確保するため、補助金を交付する。
私立幼稚園等の運営に係る助成事業	私立幼稚園等の円滑な運営を図り、適正な就学前の教育及び保育を推進するため、補助金を交付する。
市立保育所の運営	市立保育所の運営及び施設の維持管理により、保育を必要とする児童の福祉の増進を図る。
市立幼稚園の運営	市立幼稚園の運営及び施設の維持管理を行う。

【その他事業】

事業名	
・ 保育園協会への助成	・ 私立幼稚園協会への助成
・ 私立幼稚園施設・設備整備等助成事業	

④ 幼児教育・保育に係る保護者負担の軽減

保育所等を利用する家庭に対し、幼児教育・保育の無償化を円滑に実施するとともに、その対象とならない世帯に対しても保育料を軽減することで、子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
幼児教育・保育の無償化	子育てを行う世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育所・認定こども園・幼稚園・認可外保育施設等の保育施設を利用する児童（3歳から5歳までの子ども、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども）の保育料を無償化する。
保育料の軽減	幼児教育・保育の無償化の対象とならない家庭に対し、世帯の状況や所得に応じて保育料を軽減し、子育て世帯に対する経済的な負担軽減を図る。

【その他事業】

事業名
・ 障害児通所支援利用者負担軽減事業

(2) 地域における子育て支援

◆現状と課題◆

- ・核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。
- ・夫婦共働き家庭の増加等により、多様化する子育て世代のさまざまなニーズを踏まえた対策が必要となっています。
- ・子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・子育て支援新制度において、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、すべての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村は地域の実情に応じて、地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされています。
- ・子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう子どもの貧困対策に努める必要があります。

◆施策の方向◆

すべての子育て家庭への支援を行う観点から、子育てに関する相談や情報提供を充実させるとともに、放課後等における子どもの健全育成など、地域における様々な子育て支援サービスを推進します。また、町内会や子育てサークルをはじめとする市民団体の活動の支援など、地域社会における子育て支援のための施策を実施します。

◆具体的取組◆

① 地域における子育て支援サービスの推進

すべての子育て家庭を支援するため、地域での様々な子育て支援サービスの推進を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
延長保育事業[再掲]	保育認定を受けた児童について、認定時間以外に保育を実施した保育所等に対し補助を行う。
放課後児童健全育成事業	労働等により昼間保護者のいない小学校児童に対して、適切な遊びと生活の場として児童クラブを設置し、当該児童の健全な育成を図る。
子育て短期支援事業	○短期入所生活援助（ショートステイ）事業 児童を養育している家庭の保護者が疾病、出産、看護、育児不安、育児疲れ、慢性疾患児等の看病疲れ、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張又は学校等の公的行事への参加等の事由により養育を行うことが一時的に困難となった児童及び夫の暴

	<p>力により緊急一時的に保護を必要とする母子の実施施設における一定期間の養育及び保護を行う。</p> <p>○夜間養護等（トワイライト）事業</p> <p>児童を養育している家庭の保護者が仕事の都合等により、平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行う。</p>
乳児家庭全戸訪問事業	<p>生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師などが訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスの提供に結びつける。</p>
育児支援家庭訪問事業	<p>子育てに対して、不安やストレスを抱えている家庭に助産師が訪問し、育児相談などに対する専門的な支援や簡易な家事等の援助を行う。</p>
すこやか子育て交流館管理運営等事業、親子つどいの広場運営事業、児童センター運営事業、地域子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）	<p>家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤立感や不安感の増大に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置により、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。</p>
一時預かり事業[再掲]	<p>家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を一時的に預かる保育所等や、在籍園児を通常の教育時間外に預かる幼稚園等に対して、経費の補助を行う。</p>
病児・病後児保育事業[再掲]	<p>保育所に入所中の児童等が、病気の回復期等にあるため集団保育ができず、かつ、やむを得ない理由のために家庭で育児ができない場合に、一時的に施設でその児童の保育を行い、保護者の子育てと就労等との両立を支援する。</p>
ファミリー・サポート・センター事業	<p>育児や家事の援助を依頼する依頼会員、援助を行う提供会員及びどちらも可能な両方会員で組織されるファミリー・サポート・センターを設置し、会員同士による相互援助活動を推進することで、子育てに関する負担の軽減等を図る。</p>
妊婦健康診査・健康相談事業	<p>妊娠・出産の安全性の確保及び健診にかかる経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査を公費で実施する。</p>
利用者支援に関する事業（利用者支援事業基本型分）	<p>子育て家庭にとって身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や子育て支援事業等の利用に結びつける支援を行うとともに、子育て応援ポータルサイト等を活用し、積極的な情報提供を図る。</p>

保育コーディネーター配置事業（利用者支援事業特定型分）[再掲]	保育を必要としている世帯の相談に応じ、各世帯のニーズに応じた保育サービスの情報提供を行い、保護者のニーズと保育サービスを結びつけ、よりきめ細かな対応を行う保育コーディネーターを配置する。
利用者支援に関する事業（利用者支援事業母子保健型分）	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する「子育て世代包括支援センター」を設置し、母子保健に関する相談に対応する。

② 子育て支援のネットワークによる情報発信、支援

子育て支援のネットワークづくりをさらに進めるとともに、すこやか子育て交流館を拠点として、地域の子育て支援サービスや子育て支援団体等の情報の集積、市民への発信や子育て支援団体等の活動支援などを行い、子育て家庭の不安感、孤立感の解消を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
すこやか子育て交流館管理運営等事業[再掲]	子育て中の親の不安感や負担感を軽減するとともに、子どもと子育て家庭や団体等の活動を応援する総合的な子育て支援の拠点施設として、すこやか子育て交流館を運営する。また、親子が気軽につどい、交流する場を提供するとともに、子育て相談や子どもの一時預かり、子育て情報の提供や子育て支援のネットワークづくりを進める。
親子つどいの広場運営事業[再掲]	子育て中の親とその子どもが気軽につどい、相互に交流する場を提供することにより、子育てに係る不安感等の緩和を図るとともに、地域の子育て支援機能の充実等を図るため、「親子つどいの広場（なかまっち・たにっこりん・なかよしの・いしきらら）」を運営する。
子育て支援ネットワーク推進事業	すこやか子育て交流館を核とした子育て支援施設や子育て団体、関係機関とのネットワークを強化し、多様な情報発信と、さまざまな主体による子育て支援の仕組みを整えることにより、多面的な子育て支援を推進する。

【その他事業】

事業名	
・地域子育て支援センター事業[再掲]	・育児支援事業（自主グループ育成と支援）
・子育てサークル支援事業	・ふれあい子育てサロン事業への協力
・にこにこ子育て応援隊支援事業	・利用者支援事業(特定・基本・母子保健型) [再掲]

③ 子どもの健全育成

核家族化の進展や、共働き家庭の増加と働き方の多様化など、子育てをめぐる環境が大きく変化している中、国の「新・放課後子ども総合プラン」も踏まえ、子どもが健やかに育つ環境づくりを推進することで子どもの健全育成を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
放課後児童健全育成事業 [再掲]	労働等により昼間保護者のいない小学校児童に対して、適切な遊びと生活の場として児童クラブを設置し、当該児童の健全な育成を図る。
新・郷中教育推進事業 (放課後子ども教室)	放課後等に小学校の教室等を利用して、子どもたちが安全・安心に過ごす中で、地域の参画を得ながら、異年齢集団の良さを生かした学習や体験・交流活動等の取組を実施することにより、次代を担う人材育成を推進する。
子どもの未来応援事業	子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を推進する。
子ども学習サポート事業	家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が身につけていない子どもへの学習支援を行う。

【その他事業】

事業名
・子ども会育成事業

【新・放課後子ども総合プランに基づく取組の推進】

(1) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

※量の見込み及び目標整備量については第5章 P144 ～ P152 参照

(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和5年度に達成されるべき目標事業量
令和5年度までに61校区(118箇所)実施することを目指します。

(3) 放課後子ども教室の令和5年度までの実施計画

市内全小学校区で実施し、学習や体験・交流活動のさらなる充実に努めます。

(4) 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携に関する方策等

「新・郷中教育推進委員会」等の場で、活動の充実や周知方法等について定期的に協議を行うほか、児童クラブと放課後子ども教室が連携を図ることにより、児童クラブの児童が放課後子ども教室に参加しやすい環境づくりにさらに努めます。また「鹿児島市における余裕教室等を活用した児童クラブの整備及び運用に係る基本方針」に基づき、学校施設の活用を最大限図ります。

(5) 放課後児童クラブの役割をさらに向上させるための方策等

児童の支援に必要な知識や技能を習得するための研修の充実を図るとともに、放課後児童支援員等が相互に情報の交換・共有を図るほか、学校や地域住民、保護者とのさらなる連携に努めます。また、定期的なクラブ便りの発行や運営内容の自己評価結果の公表、地域と連携した行事の実施等に取り組むなど、情報発信に努めます。なお、開所時間の延長については、児童クラブの運営体制等の課題があることから、引き続き検討を行います。

(6) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

障害のある児童等、特別な配慮を必要とする児童が放課後等に安心して過ごすことができるよう、受入体制の充実や、研修の実施による知識や技能のさらなる向上のほか、学校や家庭、障害児通所支援事業所など関係機関等との連携を図ります。

④ 町内会や校区社会福祉協議会等への支援、連携

町内会や校区社会福祉協議会、地域コミュニティ協議会、あいご会、老人クラブなどの活動を支援するとともに、地域福祉ネットワークを推進するなど、地域の活動団体との連携を図り、地域における見守り活動や子育て支援の推進を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
みんなの町内会応援事業	地域住民の親睦、相互扶助、福祉など、住みよい地域社会づくりに大きな役割を果たしている町内会の活動活性化及び地域の連帯強化を促進する。
地域福祉館等を拠点とした地域福祉ネットワークの推進	地域福祉支援員が、地域福祉活動への助言などの支援を行い、地域福祉館等を拠点とした地域福祉ネットワークの推進に取り組むとともに、小地域ネットワーク活動の活性化や地域福祉活動団体の連携強化、情報共有化を図る。

【その他事業】

事業名
<ul style="list-style-type: none"> ・子ども会育成事業[再掲] ・ふれあい子育てサロン事業への協力[再掲] ・コミュニティビジョン推進事業

⑤ 民生委員・児童委員との協働

民生委員・児童委員や主任児童委員と連携・協力して、地域の状況の把握に努めるとともに、地域における子育て家庭への支援の推進を図ります。

また、民生委員・児童委員のさらなる資質向上を目的として研修等を行います。

【主な事業】

事業名	事業概要
民生委員・児童委員活動促進事業	民生委員・児童委員及び地区民生委員児童委員協議会に対して、その活動・運営に必要な費用を交付する。
民生委員・児童委員研修会	援助を必要とする児童や妊産婦等への援助活動のほか、地域における児童の健全育成に努める等の役割を持つ民生委員・児童委員の資質向上と福祉に関する知識習得を目的とした研修等を行う。
要保護児童対策地域協議会の運営	児童虐待の早期発見と防止等に努めるため、要保護児童等への支援が円滑に機能するよう、関係機関・団体等との連携を図る。

⑥ 市民団体や事業者等の自主的な活動の促進

子育てサークルの育成やにこにこ子育て応援隊、地域のボランティア等の活動支援など、ボランティアや市民団体、事業者等の自主的な子育て支援活動を促進します。

【主な事業】

事業名	事業概要
子育てサークル支援事業 [再掲]	地域において、児童の健全育成に関心のある子育てサークル等の活動に対し補助を行い、子育て等に関して地域レベルでの交流の活性化を図る。
にこにこ子育て応援隊支援事業[再掲]	様々な分野・地域で子育てを応援する企業や店舗・市民活動団体などを隊員とする「にこにこ子育て応援隊」を結成し、それらの活動に関する情報発信を行う。
子育てサポーター養成事業	「子育てサポーター」として子育て支援員研修等修了者を登録し、市主催のイベントや講座、子育て支援施設、子育てサークル等に派遣するほか、現任研修を行い、スキルの向上を図る。
子どもの未来応援事業 [再掲]	子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を推進する。

【その他事業】

事業名	
・市社会福祉協議会補助事業[再掲]	・わくわく福祉交流フェア
・市民とつくる協働のまち事業	・ボランティアの育成に関する講座
・NPO基盤強化事業	

(3) 母性及び乳幼児等の健康の確保及び増進

◆現状と課題◆

- ・ 少子高齢化、核家族化など社会環境の変化に伴い、親の育児不安や子育ての孤立化、児童虐待、思春期の課題等への対策が求められている。
- ・ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実、特に親の育児負担の解消などを図るために、相談体制を強化し、児童虐待の発生予防の観点を含め、関係機関と連携した妊娠期からの継続した支援体制の整備が必要である。
- ・ 思春期の性や生活習慣等については、次世代にも関わる重要な課題であり、保健対策の充実などを進めることが重要である。

◆施策の方向◆

これまでの母子保健対策の成果を維持するとともに、低出生体重児の増加や10代の妊娠中絶、性感染症の問題等への対策として、市民や関係機関・団体が一体となって、安心して子どもを生み、ゆとりを持って健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりを進めていきます。

また、地域で母子が安心して生活できるよう、妊娠・出産・産後における切れ目ない支援が提供される母子保健対策の強化に努めます。

◆具体的取組◆

① 妊娠・出産に係る正しい知識の普及・啓発

妊娠及び出産の経過に満足することが将来の良好な親子関係のスタートとなることから、妊娠・出産に係る正しい知識の普及・啓発に努めます。

ア 妊婦健康診査の重要性の普及啓発

妊娠中の健康管理や異常の早期発見のため、妊娠の早期届出や妊婦健康診査の確実な受診を勧奨します。

【主な事業】

事業名	事業概要
妊婦健康診査・健康相談事業[再掲]	妊娠・出産の安全性の確保及び健診にかかる経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査を公費で実施するとともに、母子健康手帳交付時に、歯科健診と栄養指導を行う。
母親・父親になるための準備教室	妊婦やその家族に対し、必要な知識や情報を提供し、受講者同士の交流を図り、安心して出産・育児に臨めるようにする。

【その他事業】

事業名
・母性健康管理指導事項連絡カードの普及

イ 妊娠中の喫煙、飲酒等についての啓発

喫煙や飲酒をはじめ、感染症の予防、適切な食習慣と体重管理、休養、口腔衛生の保持など、流早産予防や産後の健康管理に係わる情報提供に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
妊婦とその家族への禁煙指導	母子健康手帳交付時に、妊産婦の健康管理などの指導を行うとともに保健師・助産師による喫煙防止の個別相談を行う。
妊婦健康診査・健康相談事業[再掲]	妊娠・出産の安全性の確保及び健診にかかる経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査を公費で実施するとともに、母子健康手帳交付時に、歯科健診と栄養指導を行う。

【その他事業】

事業名
・健康増進計画推進事業 ・母親・父親になるための準備教室[再掲]

② 妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健対策の充実

妊娠期・出産期・新生児期及び乳幼児期における母子保健対策の充実に取り組むとともに、各事業間や関係機関間の有機的な連携体制の強化により、切れ目ない支援の提供に努めます。

ア 母親の視点から見て満足できる妊娠・出産の普及

母親や家族が自ら分娩方法を決めるために、母親の声や専門家の意見を踏まえ、適切な情報提供をするなど、母親の視点に立って満足できる妊娠・出産の普及に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
母親・父親になるための準備教室[再掲]	妊婦やその家族に対し、必要な知識や情報を提供し、受講者同士の交流を図り、安心して出産・育児に臨めるようにする。
妊婦健康診査・健康相談事業[再掲]	妊娠・出産の安全性の確保及び健診にかかる経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査を公費で実施するとともに、母子健康手帳交付時に、歯科健診と栄養指導を行う。

イ 妊娠・出産・育児における切れ目ない支援

妊娠早期からの保健指導の実施とともに、妊娠・出産・育児にかかわる保健や福祉サービスを推進し、切れ目ない支援が受けられるよう関係機関の連携を強化します。

【主な事業】

事業名	事業概要
妊婦健康診査・健康相談事業[再掲]	妊娠・出産の安全性の確保及び健診にかかる経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査を公費で実施するとともに、母子健康手帳交付時に、歯科健診と栄養指導を行う。
産婦健康診査事業	出産後間もない母親の体と心の健康の保持増進を図るため、産後2週間と1か月の健康診査を実施し、産後の支援の充実を図る。
乳幼児健康診査事業	乳幼児の健康の保持増進を図るとともに心身の異常を早期に発見し、適切な治療等につなぐため、健康診査や栄養・歯科・育児相談、新生児聴覚検査に対する助成を行う。

【その他事業】

事業名	
・妊娠・出産包括支援事業	・育児支援事業
・未来を守るミルク支給事業	・母と子の健康教室事業
・乳児家庭全戸訪問事業 [再掲]	

ウ 妊婦にやさしい環境づくり

女性の社会進出が進む中、妊娠・出産が安全で安心なものとなるような取組を行います。また、公共施設での取組の推進やマタニティマークの普及啓発に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
マタニティマークの普及啓発	市電車内へのポスター掲示や、母子健康手帳交付時にマタニティマーク入り用品配布による普及・啓発活動を行う。
母性健康管理指導事項連絡カードの普及[再掲]	母性健康管理指導事項連絡カードの配布や、ポスターの掲示による普及・啓発活動を行う。

【その他事業】

事業名	
・受動喫煙防止対策事業	・パーキングパーミット制度の普及
・ヘルプカードの普及	・ファミリー・サポート・センターでの家事援助の実施

エ 妊産婦の心の支援

妊娠・出産・産後に生ずるストレスの軽減を図るため、妊娠中から産後にかけて相談や訪問指導等の活用を促すとともに、医療機関等と連携を図りながら、マタニティブルーや産後うつ病の早期発見など妊産婦の心のケアに努めます。

また、ハイリスク母子の訪問指導を推進します。

【主な事業】

事業名	事業概要
産婦健康診査事業[再掲]	出産後間もない母親の体と心の健康の保持増進を図るため、産後2週間と1か月の健康診査を実施し、産後の支援の充実を図る。
乳児家庭全戸訪問事業 [再掲]	生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師などが訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスの提供に結びつける。
妊娠・出産包括支援事業 [再掲]	妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を充実させるため、子育て世代包括支援センター5カ所に母子保健支援員を配置し、相談支援等を行うとともに、母子保健サポーター活動による地域との連携や、産後に育児不安などを持つ産婦に対して産後ケア事業等を実施し、保健指導を行う。

【その他事業】

事業名	
・妊婦健康診査・健康相談事業[再掲]	・医療機関との連絡会の開催

③ 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

親子の愛着形成が図られ、子育てしやすい育児環境を確保するとともに、未熟児など配慮の必要な子どもへ優先的に支援を行い、育児不安によるストレスの軽減に努めます。

ア 父親と母親が育児を楽しめるための支援

親の育児不安、悩みを軽減するために、乳幼児の訪問指導・育児教室などの開催を通して子育て意識の啓発や育児情報の提供に努めるとともに、発達段階に応じた相談及び指導や心のケアの推進を図ります。

(7) きめ細やかな相談と育児に関する情報提供の実施

育児不安等を軽減し、母親が心身ともに健康で育児ができるようにきめ細やかな相談や情報提供に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
母と子の健康教室事業 (育児教室) [再掲]	生後2～6か月までの乳児をもつ初めて育児をする母親とその家族を対象とした育児教室を開催し、家族の健康管理に重要な役割を果たす母親等に知識及び技術の普及を図る。
乳児家庭全戸訪問事業 [再掲]	生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師などが訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスの提供に結びつける。

【その他事業】

事業名	
・妊婦健康診査・健康相談事業[再掲]	・産婦健康診査事業[再掲]
・妊娠・出産包括支援事業[再掲]	・育児支援家庭訪問事業[再掲]
・子どもすこやか安心ねっと事業	・育児支援事業(育児相談)

(イ) 仲間づくりの視点を取り入れた健康診査・教育の実施

親同士の仲間づくりのきっかけになる健康診査や母子保健教育に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
母と子の健康教室事業（育児教室）[再掲]	生後2～6か月までの乳児をもつ初めて育児をする母親とその家族を対象とした育児教室を開催し、家族の健康管理に重要な役割を果たす母親等に知識及び技術の普及を図る。
子どもすこやか安心ねっと事業[再掲]	関係機関との連携のもと、子どもの発達段階に応じた相談等を行うほか、子どもの発達に気がかりのある保護者を対象にした子育て講座を実施する。

【その他事業】

事業名	
・妊婦健康診査・健康相談事業[再掲]	・乳幼児健康診査事業[再掲]
・育児支援事業（育児相談）[再掲]	

(ウ) 父親が参加しやすい「健康教室」の実施

父親が進んで参加することができる健康教室等を開催します。

【主な事業】

事業名	事業概要
母親・父親になるための準備教室[再掲]	妊婦やその家族に対し、必要な知識や情報を提供し、受講者同士の交流を図り、安心して出産・育児に臨めるようにする。
育児支援事業（育児相談）[再掲]	保健センターや公民館等で定期的を実施し、母と子の健康や育児に関する相談、子どもの身体測定を行うほか、参加者同士の交流を図る。

イ 妊娠期からの児童虐待防止対策

健診等の未受診家庭（きょうだい児を含む）の状況を把握し、受診等に結びつけるとともに、保健・福祉サービスの情報提供に努めます。また、妊娠の届け出時面接や妊娠や産後の子育ての相談を受けた保健・福祉・医療機関等の情報等から、養育支援が必要な妊婦を把握し、妊娠期から出産後の支援体制を整えます。

【主な事業】

事業名	事業概要
妊娠期間中からの育児不安等を抱えた家庭の把握と支援	妊娠の届け出時面接や妊娠・出産・産後の子育ての相談を受けた保健・福祉・医療機関等の情報等から、出産後の養育支援が必要な妊婦を把握し、妊娠期から出産後の支援体制を整備する。
育児支援家庭訪問事業 [再掲]	子育てに対し、不安やストレスを抱えている家庭に助産師が訪問し、育児相談などに対する専門的な支援や簡易な家事等の援助を行う。

【その他事業】

事業名	
・母子保健訪問指導	・妊婦健康診査・健康相談事業 [再掲]

ウ 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

母親が育児で孤立化することを防ぐため、父親や家庭、地域の育児能力を高めることや、育児中の親に対して温かな声かけのできる取組を推進するなど、社会全体で子どもの健やかな成長を見守り支えていく地域づくりに努めます。

(7) 医療、保健、福祉、地域との連携

関係機関・団体等と連携を図りながら、子育て中の家庭を支援します。また、関係機関の連携の有機化と地域ネットワークの構築・成熟に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
子育て世代包括支援センター地域連携協議会の開催	地域における子育てに対する課題を共有するとともに、子育て世代包括支援センターのさらなる支援体制の充実を図るため、関係者で連携して必要な施策を検討する。
子どもすこやか安心ねっと事業[再掲]	関係機関との連携のもと、子どもの発達段階に応じた相談等を行うほか、子どもの発達に気がかりのある保護者を対象にした子育て講座を実施する。

【その他事業】

事業名	
・医療的ケアを必要とする障害児支援事業	・子育て支援ネットワーク推進事業[再掲]

(イ) 地域における育児支援の推進

地域で活動している子育てグループ等を支援し、地域で子育てを支える環境づくりに努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
育児支援事業（自主グループ育成と支援）[再掲]	保健センターや地区公民館・福祉館等で活動している育児の自主グループの活動を支援する。
地域子育て支援センター事業[再掲]	保育所等に子育て支援活動を行う職員を配置し、子育て親子の交流の促進や子育て親子に対する育児不安等について相談指導等を実施するとともに、地域の保育所等関係機関とも連携を図り、地域全体で子育てを支援する基盤を形成する。

【その他事業】

事業名	
・にこにこ子育て応援隊支援事業[再掲]	・子育てサポーター養成事業[再掲]
・子育てサークル支援事業[再掲]	・ふれあい子育てサロン事業への協力[再掲]

(ウ) 母子保健にかかわる関係者の研修会の実施

母子保健関係者等への研修会を開催します。

【主な事業】

事業名	事業概要
母子保健事業関係者研修会	開業助産師、産科医療機関、行政等、母子保健関係者向けの研修会及び連絡会を開催する。
訪問指導員研修会	「こんにちは赤ちゃん事業・子どもすこやか安心ねっと事業・乳幼児健康診査事業」のそれぞれの事業の目的に基づき、乳児及び保護者の健康管理の支援に関する知識や子育て支援に関する最新の情報や技術を学ぶ研修を開催する。
母子保健推進員役員研修会	地域の母子保健の支援に関わる母子保健推進員役員研修会を開催する。

【その他事業】

事業名
・母子保健サポーター養成講座

エ 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

育てにくさを感じる親が、育児に余裕と自信を持ち親としての役割を發揮できるように、親や子どもの多様性を尊重し、それを支える社会を目指した支援に努めます。

(7) 相談支援

育てにくさを感じる親が、「気づき」の段階から相談できるよう相談支援体制の充実に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
子どもすこやか安心ねっと事業[再掲]	関係機関との連携のもと、子どもの発達段階に応じた相談等を行うほか、子どもの発達に気がかりのある保護者を対象にした子育て講座を実施する。
乳幼児健康診査事業[再掲]	乳幼児の健康の保持増進を図るとともに心身の異常を早期に発見し、適切な治療等につなぐため、健康診査や栄養・歯科・育児相談、新生児聴覚検査に対する助成を行う。

【その他事業】

事業名
・利用者支援事業（基本型）[再掲]

(イ) 同じ課題を持つ親への支援

育児に対する不安などを強く感じている保護者への相談会等を開催します。

【主な事業】

事業名	事業概要
子どもすこやか安心ねっと事業[再掲]	関係機関との連携のもと、子どもの発達段階に応じた相談等を行うほか、子どもの発達に気がかりのある保護者を対象にした子育て講座を実施する。

【その他事業】

事業名	事業名
・母子保健訪問指導[再掲]	・妊娠・出産包括支援事業[再掲]

(ウ) 養育支援を必要とする乳幼児の早期発見・早期支援

新生児訪問や医療機関等との連携により、養育支援を必要とする乳幼児の早期発見に努め、関係機関と連携して早期支援につながるよう努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
未熟児の支援に関する連絡会	未熟児などの周産期母子を支援するための連携会議を開催する。
乳児家庭全戸訪問事業 [再掲]	生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師などが訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスの提供に結びつける。

【その他事業】

事業名	
・妊婦健康診査・健康相談事業[再掲]	・乳幼児健康診査事業[再掲]
・母子保健訪問指導[再掲]	・産婦健康診査事業[再掲]

(エ) 発達に気がかりがある子どもの早期発見・早期支援

発達に気がかりがある子どもの早期発見・早期支援のため、乳幼児健診等を通じて把握し、関係機関との連携のもと、子どもの発達段階に応じた支援に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
子どもすこやか安心ねっと事業[再掲]	関係機関との連携のもと、子どもの発達段階に応じた相談等を行うほか、子どもの発達に気がかりのある保護者を対象にした子育て講座を実施する。
乳幼児健康診査事業 [再掲]	乳幼児の健康の保持増進を図るとともに心身の異常を早期に発見し、適切な治療等につなぐため、健康診査や栄養・歯科・育児相談、新生児聴覚検査に対する助成を行う。

(オ) 保育所・幼稚園等との連携

保育所・幼稚園等に通う、支援が必要な子どもに対して、より専門的な支援につなげるため、巡回支援や訪問支援を行うとともに、発達支援事業所や学校と連携するなど、子どものライフステージに応じた支援につながるよう努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
子どもすこやか安心ねっと事業[再掲]	関係機関との連携のもと、子どもの発達段階に応じた相談等を行うほか、子どもの発達に気がかりのある保護者を対象にした子育て講座を実施する。
障害児通所等支援事業	障害児に対する療育として、児童発達支援や保育所等訪問支援などを実施し、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練等を行う。
夢すこやかファイルの活用	相談支援ファイル「夢 すこやか ファイル」を活用することにより、移行期の連携を更に円滑にし、障害のある子どもの個々のニーズに応じた適切な指導・支援が受けられるようにする。

【その他事業】

事業名
・医療的ケアを必要とする障害児支援事業 [再掲]

④ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実と健康教育の推進

10代の性に関する健全な意識の醸成と、妊娠・出産や性感染症予防に関する正しい知識の普及や学校における性教育の推進を図るとともに、飲酒、喫煙、薬物乱用に関する教育や、学童期・思春期から成人期に向けた心の問題等について、専門家による相談の推進を図ります。

ア 思春期の健康づくりと性教育の環境整備

社会環境を考慮し、子どもの健康と性に関する教育の推進、家庭における思春期学習や親子の対話が進むよう、保護者へ情報の提供を行います。

(7) 生と性（命の大切さ、妊娠出産のしくみ、避妊、性感染症）の教育の推進

子どもの発達段階に応じて、命の大切さや人間尊重の精神などに基づく性教育を推進し、妊娠・出産についての正しい知識の普及啓発に努めるとともに、保健・医療従事者等による専門的な指導や講演会を実施します。

【主な事業】

事業名	事業概要
性に関する指導推進事業	性に関する問題に対応し、学校での性に関する指導を補完するために、専門の医師や助産師等により児童生徒及び保護者を対象に講演会を行う。
学校における性に関する指導の実施	児童生徒の発達段階に応じて、各学校の教育課程に沿った教育活動全体（教科や特別活動及び道徳）を通して教諭や養護教諭等が計画的に実施する。
ライフデザインセミナー開催事業	次世代を担う若者への意識啓発を行うため、大学生や新入社員を対象に、結婚・妊娠・出産・子育ての適切な情報提供を行うライフデザインセミナーなどを開催する。

【その他事業】

事業名
・保健センター等による講師（保健師・助産師）の派遣

(イ) 健康な生活習慣が身につくための情報の提供

飲酒、喫煙、薬物乱用防止のための教育や身体の健康について、正しい情報を提供します。

【主な事業】

事業名	事業概要
学校における飲酒・喫煙・薬物乱用防止教育の実施	児童生徒の発達段階に応じて、各学校の教育課程に沿った教育活動全体（教科や特別活動等）を通して教諭や養護教諭等が、計画

	的に実施する。学校保健担当者や養護教諭等に対して、研修会を実施する。また、学校薬剤師等を講師として招聘し、「薬物乱用防止教室」を実施する。
--	---

【その他事業】

事業名
・健康増進計画推進事業 [再掲]

イ 思春期相談の推進

思春期の心、体の成長に伴う悩みなどの相談や性感染症とその早期発見・治療のための相談の推進を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
性感染症予防と早期発見の啓発	性感染症予防のための啓発を行い、性感染症の予防、早期発見早期受診の勧奨を行う。
エイズ、性感染症の検査や相談	エイズや性感染症に関する検査や相談を実施する。
思春期特有の心の問題や健康に関する相談	思春期の児童生徒が抱える心や身体的悩みの軽減及び解決のために、健康観察等での児童生徒の心身の健康問題の早期発見・早期対応を図るとともに、組織的な保健指導や健康相談の充実を図る。

ウ 市民や関係機関への情報の提供と協力体制の構築

医療機関等との連携を図り、相互学習や定期的な情報交換の場を持つとともに、人材育成を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
エイズ、性感染症予防の市民への情報提供	エイズ・性感染症予防の市民への情報提供を行う。
感染症講演会	エイズ対策研修を実施する。
市学校保健フォーラム	学校関係者、保護者及び医師会等の関係団体が一堂に会し、児童生徒等の今日的な健康課題について実態把握や、情報交換を行い、連携を深める。

⑤ 食育の推進

「第三次かごしま市食育推進計画」に基づき、健全な食生活・食習慣、食の安全などの施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、妊娠期及び乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する指導を実施し、心と身体健康づくりを推進します。

【主な事業】

事業名	事業概要
妊産婦や乳幼児の栄養指導、栄養相談	妊産婦健康相談、乳幼児健診、1歳6か月児及び3歳児健康診査、育児教室、育児相談、母親・父親になるための準備教室で栄養指導・栄養相談を行う。
保育所、幼稚園等における食に関する指導の実施	保育所、幼稚園等において、乳幼児の発育・発達に応じた食育を各園の特性を生かした計画を踏まえ、それぞれの園が適切に実践する。また、食育指導の充実を図るための各種研修会を開催する。
学校における食に関する指導の実施	児童生徒の発達段階に応じて、教科、特別活動、総合的な学習の時間、給食の時間など、学校の教育活動全体を通して、担任や栄養教諭等が教育課程に沿って計画的に実施する。

【その他事業】

事業名	
・「早寝早起き朝ごはん運動」の推進	・食育推進事業
・食育フェスタ開催事業	・地域食育推進事業
・かごしま環境未来館における環境学習に関する講座	

⑥ 小児保健医療の推進

安心して子どもを生み、健やかに育てることができるように、乳幼児突然死症候群（SIDS）予防対策や予防接種の推進、歯科口腔保健の推進など、小児保健医療水準の向上に努め、疾病や障害の早期発見・対応を図ります。

ア 小児保健医療水準の向上

周産期を含む小児期全般にわたる医療体制の整備に努めるとともに、保護者の医療費負担の軽減を図ります。

(7) 小児保健医療体制の整備

救急医療など小児医療の推進に努めるとともに、医療体制の整備を図ります。また、乳幼児健康診査における育児支援の強化、関係機関との連携を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
救命救急センターや総合周産期母子医療センターの運営	県内全域を対象とした第三次救急医療機関として、計画的に医療機器の更新・新設を行うなど、重篤な救急患者の救急医療やリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等、母体及び胎児、新生児に対する周産期医療の充実を図る。
夜間急病センターの運営	初期救急医療機関として、夜間における急病患者に医療を提供する。
乳幼児健康診査事業 [再掲]	乳幼児の健康の保持増進を図るとともに心身の異常を早期に発見し、適切な治療等につなぐため、健康診査や栄養・歯科・育児相談、新生児聴覚検査に対する助成を行う。

【その他事業】

事業名
・乳児家庭全戸訪問事業[再掲] ・健康診査従事者の資質向上のための研修会の開催

(4) 医療費負担の軽減

養育医療費等の給付や保険診療による医療費の一部を助成します。

【主な事業】

事業名	事業概要
こども医療費助成事業	中学3年生までのこどもの医療費の一部を助成する。
未熟児養育医療事業	未熟児に対し必要な医療費の一部を給付する。

自立支援医療費（育成）支給事業	身体に障害のある児童に対して専門的な医療により、児童の障害の回復と健全な発育を図る。
-----------------	--

【その他事業】

事業名	
・小児慢性特定疾病医療費	

イ 乳幼児突然死症候群（SIDS）予防対策の推進

家庭や地域が一体となってSIDS予防のための取組を推進します。

【主な事業】

事業名	事業概要
乳幼児突然死症候群予防の啓発	SIDS予防のポスターの掲示や妊産婦健康相談、乳幼児健診、育児相談、育児教室、母親・父親になるための準備教室でチラシの配布を行い、周知を図る。

【その他事業】

事業名	
・受動喫煙防止対策事業[再掲]	・妊婦とその家族への禁煙の指導[再掲]

ウ 予防接種推進への取組

予防接種による免疫効果や安全性等の情報を提供するとともに、予防接種の勧奨に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
予防接種事業の推進	各種の予防接種を行う。
予防接種に関する情報の提供	委託医療機関におけるポスター掲示、接種対象年齢到達時の通知、1歳6か月、3歳児健診の際に接種勧奨を行う。

エ 不慮の事故防止対策への取組

子どもの不慮の事故防止のための啓発に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
小児の発達段階に応じた事故防止対策と応急手当法の普及	母子健康手帳の記載や、母子健康手帳交付時、乳幼児健康診査案内時のリーフレット配布等による普及・啓発を実施する。
セーフコミュニティ対策事業（子どもの安全）	生涯にわたって安心安全に暮らせるまちづくりを推進するため、セーフコミュニティのさらなる周知を図るとともに、子どもの事故・けが予防の情報発信や、子育て中の心のケアなど、子育て中の親への支援を行う。

オ 歯科口腔保健の推進

妊婦及び乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた歯や口の健康維持に関する指導及び啓発に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
乳幼児健康診査事業（歯科健診）	保健センターなどで実施する1歳6か月児及び3歳児健康診査において、歯科健診や歯みがき個別指導等を行う。
乳幼児歯の健康づくり事業	医療機関に委託して1歳児の歯科健診、保健指導、2歳児、2歳6か月児、翌年度に小学校入学を控えた幼児を対象に、歯科健診、フッ化物塗布を行う。
妊婦健康診査・健康相談事業（歯科健診）	母子健康手帳交付時にあわせて実施する妊産婦健康相談において、歯科健診や集団指導等を行う。

【その他事業】

事業名
・育児相談における歯科相談と歯みがき指導 ・学校における歯科口腔保健教育の実施

⑦ 小児慢性特定疾病対策の推進

小児慢性特定疾病医療費助成事業を着実に推進し、親が抱える不安の解消に努めるとともに、慢性疾病を抱える子ども及びその家族が安心して暮らせる地域社会の実現に努めます。

ア 保護者の医療費負担の軽減

小児慢性特定疾病の医療費を給付します。

【主な事業】

事業名	事業概要
小児慢性特定疾病医療費 [再掲]	小児慢性特定疾病医療費助成制度に基づき、医療費を助成するとともに、指定医療機関や指定医師の指定を行う。

イ 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の取組

慢性疾病を抱える子どもやその家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、慢性疾病を抱える子どもの自立支援のため必要な事業に取り組みます。

【主な事業】

事業名	事業概要
関係機関と連携した相談会の開催	小児慢性特定疾病をもつ児童とその養育する親等の日常生活を送る上での不安や悩みの軽減を図るため、家庭看護、食事・栄養及び歯科保健に関する指導を行うとともに、福祉制度の紹介、精神的支援、学校との連絡調整、その他日常生活に関し必要な内容について相談事業及び情報の提供等を行う。
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業(相談支援事業)	小児慢性特定疾病をもつ児童及びその家族に対して、必要な情報提供や助言等を行うとともに、自立に向けた各種支援策の計画策定等を行う自立支援員を配置する。
慢性疾病児童等地域支援協議会の運営	慢性的な疾病を抱える子どもが将来自立することができるよう、行政、医療機関、教育機関、民間団体等で構成する協議会を運営し、地域の支援体制等について協議する。

⑧ 不妊や不育症に悩む方に対する支援の充実

特定不妊治療、不育症治療に要する費用の助成を実施するとともに、不妊専門相談センターにおいて、不妊治療・不育症に関する相談の推進を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
不妊に悩む方への特定治療支援事業	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、配偶者間の不妊特定治療について助成を行う。
不育症治療費助成事業	不育症治療の経済的負担の軽減を図るため、不育症治療等に要する費用について助成を行う。
不妊専門相談センター事業	不妊専門相談センターにおいて情報提供・相談を実施する。

⑨ 指標及び目標一覧

NO	指 標	平成 30 年度	令和 6 年度 (目標値)
1	妊娠中の妊婦の喫煙率	2.2%	0.0%
2	妊娠・出産について満足している親の割合	86.8%	88.0%
3	積極的に育児をしている父親の割合	62.3%	70.0%
4	乳幼児揺さぶられ症候群を知っている親の割合	96.7% (※2)	100.0%
5	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	95.3%	96.0%
6	育てにくさを感じた時に何らかの解決方法を知っている親の割合	85.4%	95.0%
7	十代の人工妊娠中絶率(※1)	9.4	6.5
8	むし歯のない3歳児の割合	81.7%	90.0%

※1 分母に15～19歳の女子人口、分子に15歳未満を含めた「人工妊娠中絶件数」を用いて計算(女子人口千対)

※2 令和元年度実績

(4) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

◆現状と課題◆

- ・次世代の親の育成を目指し、ライフデザインセミナーを開催するなど、次世代を担う若者への意識の啓発に努めており、今後も若い世代への情報提供等を行う必要があります。
- ・児童生徒の学力は全国平均より高い状況にありますが、将来を担う子どもたちの豊かな感性と、自ら学び自ら考える力を育成しながら一人一人の個性を尊重し、そのよさや可能性を伸ばしていく教育を推進する必要があります。
- ・家庭や地域の教育力の向上を目指し、家庭教育学級や、家庭教育研究会、家庭教育に関する各種講座、学校支援ボランティア事業などに取り組んでいます。多様で高度な市民ニーズや学習相談に適切に対応できるように、地域住民や関係機関と更なる連携を図る必要があります。
- ・有害環境から子どもを守る対策の推進に努め、補導件数は年々減少傾向にありますが、情報機器端末の普及により、ネット型非行への対応も必要となっています。

◆施策の方向◆

子どもがそれぞれの発達の段階において、心身の健やかな成長ができるように、教育環境の整備に努めます。

また、「豊かな心」、「健やかな体」、「確かな学力」を身に付け、個性あふれる子どもを育てるとともに、信頼される開かれた学校教育の充実に努めます。

さらに、子どもに豊かな体験の場を提供し、子ども同士の集団形成を支え、社会性を培うような施策を推進します。

※以下、記載されている「学校」は、幼稚園を含みます。

◆具体的取組◆

① 次世代の親の育成

男女が協力して家庭を築き、子どもを生き育てることに夢を持てる社会の形成につながるような学習機会を提供するとともに、意識啓発に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
ライフデザインセミナー開催事業[再掲]	次世代を担う若者への意識啓発を行うため、大学生や新入社員を対象に、結婚・妊娠・出産・子育ての適切な情報提供を行うライフデザインセミナーなどを開催する。

【その他事業】

事業名
・学生による挙式プロデュース事業

② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

各学校が特色ある教育活動を展開する中で、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和の取れた「生きる力」の育成を図るとともに、個性を伸ばす教育を推進します。

ア 確かな学力の育成

児童生徒に、基礎的な知識・技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育み、「確かな学力」を育成します。

また、分かる・できる授業を推進するために、個に応じた指導や小・中学校の連携、情報教育、国際理解教育の充実を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
少人数指導、習熟の程度に応じた指導などの指導方法改善の取組	小学校では算数、中学校では数学・英語等を中心に、少人数指導や習熟の程度に応じた指導、チームティーチングを実施するなど、指導方法改善に引き続き取り組む。
教育の情報化推進事業	教科指導の充実やより分かりやすい授業の推進のため、鹿児島市教育情報ネットワークシステム(KEI ネット)の利用環境の充実や、整備したコンピュータ機器等の計画的な更新と維持管理を行い、児童生徒の情報活用能力を培うとともに、操作技能の向上を図る。
小学校における英会話活動の推進事業	英会話活動協力員を各小学校に派遣し、担任とのチームティーチングを実施させ、国際感覚と外国語によるコミュニケーション能力の素地を育む。

【その他事業】

事業名
・学力検査の実施事業

イ 豊かな心の育成

心豊かな児童生徒を育むため、学校で行われる授業の公開や自然体験、伝統・文化体験、社会体験を通して、学校や家庭、地域社会との三者連携を図りながら、道徳教育を推進します。

また、いじめや不登校等の生徒指導上の問題解決のために、きめ細やかな相談体制の充実に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
市道徳教育研究会	道徳科の授業を通して、その意義の理解を図りながら指導法の工夫・改善を図るとともに、学校や家庭、地域の方々の協力による開かれた道徳教育の充実に資する。
フレンドシップ支援事業	市内5か所に設置しているフレンドシップ(適応指導教室)に、適応指導相談員、学習支援員、臨床心理相談員を置き、さらに心のパートナーを派遣することで、不登校や緊急避難の児童生徒のための居場所づくりや学校復帰のための支援を行う。

【その他事業】

事業名	
・教育相談の充実事業	・スクールソーシャルワーカー活用事業
・鹿児島芸術鑑賞事業	・「こころの言の葉」コンクール
・個性あふれる学校づくり推進事業	・かごしまメルヘン館等における読み聞かせ等の実施
・保育所、幼稚園等における絵本の読み聞かせ活動の推進	・読み聞かせ講師派遣事業
・「金の鈴」読み聞かせ会	・ふれてみよう！かごんま弁事業
・生物多様性学習推進事業	・学校版環境ISO認定事業

ウ 健やかな体の育成

幼児期における遊びや運動を一層奨励・推進するとともに、児童生徒が生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や能力、態度を育成するため、優れた指導者の育成・確保、指導方法の工夫・改善等が図られるように努めます。

また、運動や体力づくりの生活化を進めるとともに、運動部活動も外部指導者や地域との連携を推進します。

さらに、幼児期からの健康教育を奨励・推進することで、児童生徒が生涯にわたって心身の健康を保持するために必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けることができるよう努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
スポーツ少年団の育成	12ブロックでの交流大会、15競技種目別交流大会、年末クリーン作戦、ジュニアリーダースクール等を開催する。
運動部活動活性化事業	運動部活動の専門的な指導者を必要とする市立中・高等学校に外部指導者を派遣し、各学校の運動部活動の活性化と望ましい運営及び指導の充実を図る。
定期健康診断の実施と事後指導の充実	医師会、歯科医師会等の協力のもと、6月30日までに児童生徒の定期健康診断を実施する。有所見者に対しては治療勧告をするとともに、心臓、腎臓等の精密検査を行う。

【その他事業】

事業名	
・学校保健担当者研修会、養護教諭等研修会	・体育実技講習会
・地域スポーツクラブの運営活性化	・市民生き生きスポ・レクフェスタ

エ 信頼される学校づくり

自己評価及び保護者や地域住民等による学校関係者評価を実施し、その結果を公表するとともに、保護者や地域住民からの理解と参画を得ながら、学校・家庭・地域の連携協力による、開かれた、信頼される学校づくりを推進します。

また、教職員の資質の向上を図るとともに、教育環境の整備に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
学校評価の推進	全ての学校で、自己評価及び学校関係者評価を実施し、学校便りやホームページ等で公表する。
教職員等研修事業	経験に応じた研修、専門性を高める研修、職能に応じた研修を実施し、教職員の資質向上を図る。

【その他事業】

事業名
・保育所や幼稚園等と小学校との連携の推進

③ 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協働するとともに、家庭や地域の教育力を高め、社会全体の教育力の向上に努めます。

ア 家庭の教育力の向上

家庭教育に関するさまざまな情報提供に努め、子育てに関する悩みを気軽に相談できる体制づくりを進めます。

また、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談、専門的人材の養成や父親の家庭教育への参加促進など家庭教育に関する総合的な取組を関係機関と連携して行うとともに、子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成するための環境整備に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
家庭教育学級	家族関係や家庭教育の在り方を身に付け、健全な子どもの育成を図ることを目的として、保護者への学習機会を提供するために、開設と運営を市内の各小・中学校に依頼する。
乳幼児期の家庭教育セミナー	幼稚園・保育園（所）と連携し、乳幼児を持つ保護者を対象とした「家庭教育セミナー」の実施を依頼する。
ブックスタート事業	0歳児とその保護者に絵本・絵本ガイド（0～3歳児向け）等を配布し、家庭での読み聞かせを通じて赤ちゃんの言葉と心を育むとともに、家族のあたたかい心の交流を支援する。

【その他事業】

事業名	
・明日の母親と父親のための家庭教育講座	・家庭教育支援員の養成研修への派遣
・家庭教育に関するプラザ講座の開設	・絵本ガイド配付
・親子読書教室や読み聞かせ講座の開催	・読み聞かせ講師派遣事業 [再掲]
・母親・父親になるための準備教室[再掲]	・父親セミナー

イ 地域の教育力の向上

多様で高度な市民の学習ニーズや学習相談に適切に対応できるように、市内全域を学びの場として捉え、地域住民や関係機関との連携を図り、学習機会の一層の推進に努めます。

また、学校と地域とのパートナーシップの下に、学校支援ボランティア事業など地域で学校を支える体制づくりの推進、農業体験や自然体験などの多様な体験活動の機会の積極的な提供等により、地域の教育力の向上を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
学校支援ボランティア事業	地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することにより、教員が子どもと向き合う時間の増加や住民等の学習成果の活用機会の拡充、地域の教育力の活性化を図ることを目的として実施する。
おやじの会活動支援事業	「チーム学校」の一員として大きな役割を果たしている保護者や地域住民の活動を充実させるため、運営や実技に関する研修会を実施するほか、学校と連携した親子体験活動に対する助成を行う。

【その他事業】

事業名	
<ul style="list-style-type: none"> ・少年自然の家事業 ・市民体力づくり事業 (親子ふれあい水泳教室) ・親子ふれあいウィーク ・桜島・錦江湾ジオパーク推進事業 ・かごしま環境未来館における環境学習に関する講座[再掲] 	<ul style="list-style-type: none"> ・宮川野外活動センター管理運営事業 ・海洋性スポーツ事業 ・夏休み親子体験学習教室 ・グリーン・ツーリズム推進事業 ・観光農業公園交流体験事業 ・地球を守るぞ！エコ保育所・幼稚園・認定こども園促進事業

④ 有害環境から子どもを守る対策の推進

非行の防止と早期発見のために、相談活動や補導活動の推進を図るとともに、雑誌やテレビ、携帯電話等を介したインターネット上の性や暴力等の有害情報やいじめに対し、関係機関・団体、地域住民等と連携・協力をして、取組を進めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
青少年補導センター事業	青少年の非行を防止し健全育成を図るため街頭補導、電話相談、青少年健全育成のための広報啓発活動等の事業を行う。
青色回転灯を使用した児童生徒の安全パトロール	青色回転灯を整備した公用車7台によりパトロールを行う。

【その他事業】

事業名
・青少年問題協議会

(5) 子育てを支援する生活環境の整備

◆現状と課題◆

- ・生活道路や市営住宅等の生活に密着した都市基盤施設などは、少子高齢化の進行や人口減少を見据えた、より効率的で効果的な整備と普及が求められています。
- ・少子化の状況を踏まえ、子育て世帯を支援していく観点から、子育て世帯が地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができる環境の整備を推進する必要があります。

◆施策の方向◆

子育て世帯の住宅の確保を図るため、市営住宅の整備や安心な住まいづくり、子どもの遊びの場の確保など、住みよい環境づくりに努めます。また、安心して子どもと外出ができるように、道路や公共交通機関、建築物等のバリアフリー化を推進するとともに、子どもを犯罪等の被害から守るための整備を支援します。

◆具体的取組◆

① 良質な住宅の確保

建替等にあたっては、家族構成に応じた多様な市営住宅の整備に努めます。また、子どものいる世帯に対する市営住宅における優先入居等を実施します。

【主な事業】

事業名	事業概要
市営住宅建設事業 (子育て仕様住戸の整備)	低廉な家賃で賃貸する市営住宅の建設を行う際、その一部の住戸を子育て仕様として整備する。
市営住宅の募集における子育て世帯枠の確保	空家募集の際、空家2戸のうち1戸を新婚・子育て世帯(小学生以下の子供のいる世帯)向け住宅として、別枠募集を行う。

【その他事業】

事業名	
・市営住宅ストック総合改善事業	・地域活性化住宅建設事業
・既存集落活性化住宅建設事業	

② 良好な居住環境の確保

子育て世帯が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、安心な住まいづくりや、環境負荷の軽減に配慮した住まいづくり、子どもの遊び場の確保など住みよい環境づくりに努めるとともに、地域活動の活性化を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
安全安心住宅ストック支援事業	既存住宅の安全性を確保し、良質なストックの形成を図るとともに、子育て世帯等の安心な住まいづくりを支援することにより、快適な生活の基盤づくりを促進する。
ゼロエネルギー住宅等整備促進事業	太陽光発電システムとホーム・エネルギー・マネジメント・システム（HEMS）の併置などを行う市民等に対して助成する。
まちなか図書館（仮称）整備事業	千日町1・4番街区の再開発ビル内に「鹿児島市立まちなか図書館（仮称）」を整備する。

【その他事業】

事業名	
・都市公園再整備事業	・都市公園安心安全対策推進事業
・加治屋まちなかの杜公園（仮称）整備事業	・ちびっこ広場の整備

③ 安全な道路交通環境の整備

すべての人々が、安全かつ快適に歩行や移動ができ、さまざまな社会活動等に参加できるよう、歩道の段差解消や勾配の緩和等バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した道路の整備に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
市道バリアフリー推進事業	「市道バリアフリー推進計画」に基づき、すべての人が安全かつ快適に歩行や移動ができるよう、歩道の段差解消や勾配の緩和等の整備を行う。
交通安全施設整備事業	事故の危険性の高い通学路等において、歩道整備や物理的デバイスの設置等の交通安全施設整備を行い、車両及び歩行者等の通行の安全を図る。
自転車走行ネットワーク形成事業	「鹿児島市自転車走行ネットワーク整備計画」に基づき、自転車の安全で快適な通行の確保や、自転車で走りやすいまちの実現に向けて自転車走行空間を整備する。

【その他事業】

事業名	
・幹線道路整備事業	・無電柱化推進計画事業

④ 安心して外出できる環境の整備

妊産婦、乳幼児連れ等全ての人が安心して外出できるよう、バリアフリーのまちづくりを推進するとともに、公共施設等における多目的トイレや授乳室等の整備促進に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
新交通バリアフリー基本構想推進事業	高齢者・障害者団体の代表や学識経験者、施設設置管理者、公安委員会、市民等で構成する鹿児島市新交通バリアフリー基本構想推進協議会を開催し、構想に位置づけられた事業等の進捗管理を行い、構想の一体的かつ計画的な推進を図る。
公共施設のトイレや授乳室等の整備	公共施設の新設・改修等において、多目的トイレや授乳室など、妊産婦や乳幼児連れに配慮した施設を整備する。

【その他事業】

事業名	
・都市公園安心安全対策推進事業[再掲]	・都市公園再整備事業[再掲]

⑤ 犯罪等の被害から守るための環境の整備

犯罪を未然に防止するため、町内会等が行う防犯灯や街頭防犯カメラの整備を支援し、犯罪のない明るく住み良いまちづくりに努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
防犯灯補助事業	夜間における犯罪防止と市民の通行の安全を図り、明るく住みよいまちづくりを推進するため、防犯灯を設置し、維持管理する町内会等に対し設置費及び電気料の一部を助成する。
街頭防犯カメラ設置費補助事業	地域住民による防犯活動を補完し、安心安全なまちづくりを推進するため、町内会等が行う街頭防犯カメラの設置に対し、設置費の一部を助成する。

【その他事業】

事業名	
・特設防犯灯設置事業	

(6) 職業生活と家庭生活との両立の推進

◆現状と課題◆

- ・事業所における育児休業制度の導入状況は、約7割の事業所が就業規則などで制度を定めており、また、育児休業の取得率は約5割となっています。
- ・子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会をつくるためには、子育て支援施策の充実のみならず、育児休業及び短時間勤務等の柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備を促進し、子育て期間中を含めた男女の「働き方の見直し」を進め、仕事と生活の調和を実現することが必要です。

◆施策の方向◆

保育サービスや放課後児童健全育成事業等、多様な働き方に対応した子育て支援を推進するとともに、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を図るための広報・啓発、情報提供を積極的に推進します。

◆具体的取組◆

① 市民や事業主への広報・啓発、情報提供

仕事と生活の調和の実現に向けて、国、県、関係団体等と連携をとりながら、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を図るための広報・啓発、情報提供に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
ワーク・ライフ・バランスを目指す事業所応援事業	働きやすい職場づくりを進めるため、市内の事業所に対し、ワーク・ライフ・バランス推進への取組事例等をリーフレットやセミナー等で紹介し、意識啓発を図るとともに、アドバイザーを無料で派遣して具体的な取組を支援する。
男女共同参画情報誌の発行	市民の男女共同参画に関する理解と認識を深めるとともに、男女共同参画センターに関する情報を発信し、男女共同参画社会の形成を図るため、男女共同参画情報誌「すてっぷ」を発行する。
イクボス推進会議開催事業	仕事と生活を両立しやすい環境の整備を推進するため、イクボス推進会議を開催するとともに、イクボス推進同盟への参加企業の増加等を図る。

【その他事業】

事業名	
・労政広報紙発行事業	・男女共同参画センター運営事業
・女性活躍推進事業	・にこにこ子育て応援隊支援事業[再掲]

② 保育サービス等の提供のための基盤整備

待機児童解消策や放課後児童健全育成事業の積極的な推進等、多様な働き方に対応した子育て支援を推進します。

【主な事業】

事業名	事業概要
保育所等の整備[再掲]	待機児童を解消するため、定員増等により認可保育所等の整備を行う。また、入所児童の安全確保及び保育環境の改善を図るとともに、子ども・子育て支援事業計画に定める提供量の維持を目的に、保育所等の耐震化整備及び老朽施設の改築整備を行う。
一時預かり事業[再掲]	家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を一時的に預かる保育所等や、在籍園児を通常の教育時間外に預かる幼稚園等に対して、経費の補助を行う。
延長保育事業[再掲]	保育認定を受けた児童について、認定時間以外に保育を実施した保育所等に対し補助を行う。
放課後児童健全育成事業 [再掲]	労働等により昼間保護者のいない小学校児童に対して、適切な遊びと生活の場として児童クラブを設置し、当該児童の健全な育成を図る。
ファミリー・サポート・センター事業[再掲]	育児や家事の援助を依頼する依頼会員、援助を行う提供会員及びどちらも可能な両方会員で組織されるファミリー・サポート・センターを設置し、会員同士による相互援助活動を推進することで、子育てに関する負担の軽減等を図る。

【その他事業】

事業名	
・保育士・保育所支援センターの運営[再掲]	・病児・病後児保育事業[再掲]

(7) 子どもの安全の確保

◆現状と課題◆

- ・本市の交通事故や刑法犯認知件数は年々減少傾向にありますが、子どもが被害者となる事故・事件は依然として後をたたない状況であり、継続的な安全教育や見守り活動などを実施していく必要があります。
- ・WHO（世界保健機関）が推奨し、平成 28 年 1 月に国際認証を取得したセーフコミュニティにおける子どもの安全分野においては、その取組の輪が着実に広がっており、今後も関係団体等と協働して安全性向上のための取組を進める必要があります。

◆施策の方向◆

子どもを交通事故や犯罪等から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校、関係団体等との連携・協力体制の強化を図るとともに、セーフコミュニティに取り組み、子どもたちが安心安全に暮らせるまちづくりを推進します。

また、子どもが自らの安全を守る能力を育てる安全教育の充実を図るほか、いじめ、児童虐待、犯罪等の被害に遭った子どもへの支援を行います。

◆具体的取組◆

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

運転者、歩行者等の道路利用者に対する交通法令等の遵守や、交通マナーやモラルの向上など交通安全意識の高揚に努めます。

ア 交通安全教育の推進

子どもに対して、事故の実態やその年代に応じた交通安全教育の徹底に努めるとともに、保護者に対して、チャイルドシートの着用効果及び着用方法についての正しい理解を求め、正しい着用を促進します。

また、自転車の正しい乗り方、マナーの指導や自転車乗車時のヘルメットの着用及び幼児同乗用自転車の幼児用座席におけるシートベルトの着用の推進に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
交通安全教育の実施	交通安全の知識、技能の普及並びに意識の高揚を図るため、安心安全教育指導員を設置し、学校、幼稚園、保育園等において、交通安全教室を実施する。
チャイルドシート講習会	チャイルドシート講習会を開催し、チャイルドシートの正しい使用方法の習得や使用の普及を図る。

交通安全対策事業	交通安全の総合的な施策、計画の策定及び市民総ぐるみの交通安全運動を推進する。
----------	--

【その他事業】

事業名	
・安全指導担当者研修会	・セーフコミュニティ対策事業（交通安全）

イ 登校・登園時等の交通安全の確保

児童通学保護員を配置して、登校・登園時における子どもの保護誘導と通行方法の指導を行います。また、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等の安全確保に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
児童通学保護員設置事業	児童・園児の登校・登園時における交通の安全を確保し、児童等の保護誘導及び通行方法の指導を行うため、児童通学保護員を必要な箇所に配置する。

② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

市民一人ひとりの防犯など様々な危険に対する意識の高揚・啓発や学校付近、通学路等の安全対策を推進します。

【主な事業】

事業名	事業概要
防犯教室の実施	防犯の知識、技能の普及並びに意識の高揚を図るため、安心安全教育指導員を設置し、学校、幼稚園、保育園等において、防犯教室を実施する。
わがまち防犯力パワーアップ事業	防犯活動を行う団体等の相互連携の強化や防犯パトロールの活性化を図り、地域における自主的な防犯活動を促進するため、地区別防犯連絡会を開催するとともに、パトロール隊への活動支援を行う。
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	児童生徒の安全確保のために、地域安全指導員としてスクールガード・リーダーを委嘱・配置し、学校周辺や通学路等の巡回指導、スクールガード等や学校に必要な指導を行い、学校の安全体制の充実に努める。

【その他事業】

事業名	
・青少年補導センター事業[再掲]	・安全指導担当者研修会[再掲]
・青色防犯パトロール隊活動費補助事業	・防犯団体補助事業
・地域安心安全ネットワーク会議活動支援事業	・青色回転灯を使用した児童生徒の安全パトロール[再掲]

③ 被害に遭った子どもへの支援

いじめ、児童虐待、犯罪等の被害に遭った子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援する取組を実施します。

【主な事業】

事業名	事業概要
要保護児童対策地域協議会の運営[再掲]	児童虐待の早期発見と防止等に努めるため、要保護児童等への支援が円滑に機能するよう、関係機関・団体等との連携を図る。
フレンドシップ支援事業[再掲]	市内5か所に設置しているフレンドシップ(適応指導教室)に、適応指導相談員、学習支援員、臨床心理相談員を置き、さらに心のパートナーを派遣することで、不登校や緊急避難の児童生徒のための居場所づくりや学校復帰のための支援を行う。

【その他事業】

事業名	
・教育相談の充実事業 [再掲]	・スクールソーシャルワーカー活用事業[再掲]

④ 子どもの安心安全な生活を確保するための活動の推進

安心安全まちづくり条例に基づき、地域住民、行政、関係団体などが協働して、より積極的に安全性向上のための取組を進めるとともに、セーフコミュニティの取組の評価・検証を行いながら、継続して事故やけがの予防に取り組むなど、子どもの安心安全な生活を確保するための活動を推進します。

【主な事業】

事業名	事業概要
セーフコミュニティ推進事業 セーフコミュニティ対策事業（子どもの安全） [再掲] セーフコミュニティ対策事業（学校の安全）	生涯にわたって安心安全に暮らせるまちづくりを推進するため、セーフコミュニティのさらなる周知や取組の全市的な展開を図る。 また、子どもの安全分野においては、子どもの事故・けが予防の情報発信や、子育て中の心のケアなど、子育て中の親への支援を行う。学校の安全分野においては、小学校では校内等でのけがの減少、中学校では運動部活動中のけがの減少に向けた取組を行う。
安心安全まちづくり事業	安心安全なまちづくりを総合的に推進するための「安心安全まちづくり推進会議」の運営や、安心安全まちづくりについての広報啓発などを行う。

【その他事業】

事業名	
・安心安全地域リーダー育成事業	・安心安全パートナーシップ事業

(8) 児童虐待対策の推進

◆現状と課題◆

- ・児童虐待は、児童の心身の成長及び人格の形成に大きな影響を与えるばかりではなく、児童が死に至るケースもあり、深刻な社会問題となっています。
- ・全国の児童相談所における児童虐待相談件数は、統計を取り始めた平成2年度以来増加を続け、平成29年度には13万件を超えており、県及び本市においても児童虐待相談件数・認定件数とも増加しています。
- ・本市においては、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を目的とした様々な事業を実施していますが、今後もそれらの施策を総合的に推進していく必要があります。

◆施策の方向◆

虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくため、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を図ります。また、児童相談所の設置などの検討を進め、児童虐待対策の体制強化を図ります。

◆具体的取組◆

① きめ細やかな相談の実施

児童虐待に関する相談について、家庭児童相談室での相談や育児支援事業による各種相談など、きめ細やかな相談の実施により、保護者に対する適切な助言・指導を行うとともに、継続的な見守りを行うなど、再発の防止に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
家庭児童相談員設置事業	家庭における児童養育上の諸問題に対し、県中央児童相談所や児童委員等と連絡調整を図りながら助言指導等を行う。
育児支援事業(育児相談) [再掲]	保健センターや公民館等で定期的に実施し、母と子の健康や育児に関する相談、子どもの身体測定を行うほか、参加者同士の交流を図る。

【その他事業】

事業名	
・利用者支援事業(基本型)[再掲]	・妊娠・出産包括支援事業[再掲]

② 育児不安を抱える家庭への支援

育児に対する不安等の養育上のストレスなどを抱えている保護者への助言・指導を行うとともに、発生予防・早期発見等に努めます。

また、保健師などの家庭訪問や子育てサークルへの参加を勧めることなどにより、子育て家庭が孤立しないように努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
妊娠期間中からの育児不安等を抱えた家庭の把握と支援 [再掲]	妊娠の届け出時面接や妊娠・出産や産後の子育ての相談を受けた保健・福祉機関、医療機関等の情報等から、出産後の養育支援が必要な妊婦を把握し、妊娠期から出産後の支援体制を整える。
乳児家庭全戸訪問事業 [再掲]	生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師などが訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスの提供に結びつける。
育児支援家庭訪問事業 [再掲]	子育てに対して、不安やストレスを抱えている家庭に助産師が訪問し、育児相談などに対する専門的な支援や簡易な家事等の援助を行う。

【その他事業】

事業名	
・スクールソーシャルワーカー活用事業 [再掲]	・育児支援事業（自主グループ育成と支援） [再掲]
・教育相談の充実事業 [再掲]	・地域子育て支援センター事業 [再掲]
・利用者支援事業（基本型） [再掲]	・セーフコミュニティ対策事業（子どもの安全） [再掲]
・児童センター運営事業 [再掲]	

③ 関係機関等との連携

要保護児童対策地域協議会において、県中央児童相談所などの関係機関・団体との連携を図り、早期発見・早期対応に努めるとともに、必要に応じ、虐待を受けた子どもの保護を図ります。

また、民生委員・児童委員や保育所・幼稚園・認定こども園などの地域との連携により、児童虐待の恐れのある親子を見守り、支援します。

【主な事業】

事業名	事業概要
要保護児童対策地域協議会の運営[再掲]	児童虐待の早期発見と防止等に努めるため、要保護児童等への支援が円滑に機能するよう、関係機関・団体等との連携を図る。
関係機関への研修	児童虐待の早期発見と防止等を図るため、保育園、幼稚園、認定こども園、民生委員等の関係機関職員へ、児童虐待相談業務や対応等について研修を行う。

④ 児童虐待防止の意識啓発及び通報先の広報

児童虐待についての認識を高めるよう意識啓発を図るとともに、虐待が疑われたときの通報先などに関する広報・啓発に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
児童虐待防止対策事業	児童虐待の早期発見と防止等に努めるため、関係機関・団体等との連携を深めるとともに、児童虐待防止についての啓発活動等の事業を行う。
関係機関への研修[再掲]	児童虐待の早期発見と防止等を図るため、保育園、幼稚園、認定こども園、民生委員等の関係機関職員へ、児童虐待相談業務や対応等について研修を行う。

⑤ 児童虐待対応の体制強化

児童相談所の設置など、児童虐待対応の体制強化の取組を進めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
児童相談所設置検討事業	新生児・妊産婦訪問事業や育児相談などの子育て支援の充実による育児環境の確保から虐待の早期発見・早期対応、一時保護や専門的な機関との連携による支援まで、子どもや家庭の状況を踏まえ、段階ごとの子育て支援を市で行えるように、児童相談所の設置などの検討を行い、体制強化の取組を進める。
子ども家庭総合支援拠点の設置	市独自の児童相談所設置に合わせて、国から令和4年度までに設置を求められている「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、児童虐待対策の体制強化を図る。
要保護児童対策地域協議会の運営[再掲]	児童虐待の早期発見と防止等に努めるため、要保護児童等への支援が円滑に機能するよう、関係機関・団体等との連携を図る。

【その他事業】

事業名	
・関係機関への研修[再掲]	・児童虐待防止対策事業[再掲]

(9) ひとり親家庭の自立支援等の推進

◆現状と課題◆

- ・ひとり親家庭の貧困率は 50%を超えるなど経済的に厳しい状況にあることから、ひとり親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立できるような支援を行う必要があります。
- ・ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るとともに、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策に努める必要があります。

◆施策の方向◆

ひとり親家庭の自立と就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援策、就業支援策及び経済的支援策について総合的な対策の実施を図ります。

◆具体的取組◆

① きめ細やかな相談の実施

ひとり親家庭の悩み等へのきめ細やかな相談を実施します。

【主な事業】

事業名	事業概要
母子・父子自立支援員設置事業	母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の相談に応じ、自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。
家庭児童相談員設置事業 [再掲]	家庭における児童養育上の諸問題に対し、県中央児童相談所や児童委員等と連絡調整を図りながら助言指導等を行う。

【その他事業】

事業名	
・ 婦人相談員設置事業	・ 母子家庭等就業支援講習会事業
・ 利用者支援事業（基本型） [再掲]	・ ひとり親家庭等総合相談会事業

② 子育てや生活に関する支援

ひとり親家庭の自立を支援するため、家庭生活支援員の派遣を行うとともに、互いに情報交換・交流ができる場の提供等により、子育てや生活の支援を行います。

【主な事業】

事業名	事業概要
ひとり親家庭等日常生活支援事業	就業等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により一時的に日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣し、母子家庭等の生活の安定を図る。
ひとり親家庭等生活支援講習会事業	育児や健康管理などについて学習する生活支援講習会を開催するとともに、個々の母子家庭等の相談に応じることにより、生活の中で直面する諸問題の解決や生活の安定を図る。

【その他事業】

事業名	
・保育所等の整備[再掲]	・延長保育事業[再掲]
・一時預かり事業[再掲]	・病児・病後児保育事業[再掲]
・放課後児童健全育成事業[再掲]	

③ 就業に関する支援

雇用の促進を図るため、就業相談や就労のための講習会等を実施するとともに、就業支援の実施にあたっては、公共職業安定所等と十分に連携し、効果的な実施に努めるなど各面から支援を行います。

【主な事業】

事業名	事業概要
母子家庭等就業支援講習会事業[再掲]	ひとり親家庭の就労に必要な知識技能を習得させるための講習会を開催する。
母子家庭等自立支援給付金事業	職業能力の開発のための講座を受講するひとり親家庭に対して、修了後に「自立支援教育訓練給付金」を支給する。 また、ひとり親家庭の就業に有利な資格の取得を促進するため「高等職業訓練促進給付金」を、修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給する。 ひとり親家庭がより良い職に就くために高等学校卒業程度認定試験合格のため講座を受講するする場合、給付金を支給する。

【その他事業】

事業名
・ハローワークとの連携

④ 養育費の確保

養育費支払いについての社会的気運の醸成や養育費についての取決めの促進を図るために、広報・啓発に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
母子・父子自立支援員設置事業[再掲]	母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の相談に応じ、自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。
婦人相談員設置事業[再掲]	婦人相談員が、婦女子の身上や生活相談及びその自立に必要な助言等を行うとともに、夫等からの暴力に関する相談などを行う。

【その他事業】

事業名
・ひとり親家庭等生活支援講習会事業[再掲]

⑤ 経済的な支援

児童扶養手当をはじめとする各種手当、医療費の助成、各種貸付制度等により、ひとり親家庭に対する経済的な支援を行います。

【主な事業】

事業名	事業概要
児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るとともに、児童の福祉の増進に寄与するため手当を支給する。
市民福祉手当（遺児等修学手当）支給事業	ひとり親家庭等の義務教育中の児童の保護者に対し、手当を支給し、これらの児童の福祉増進を図る。
母子・父子家庭等医療費助成事業	母子・父子家庭等の医療費の一部を助成する。
愛の福祉基金事業	篤志家からの寄付金を基金として積立て、その運用利息等で、母子・父子家庭等の児童が中学校へ入学したときに図書カードを贈呈し、その入学を祝い励ます。

【その他事業】

事業名	
・母子父子寡婦福祉資金貸付事業	・母子・父子家庭等たすけあい資金貸付事業

(10) 障害のある子どもへの支援

◆現状と課題◆

・療育等の支援を必要とする子どもたちが年々増加し、障害のある子どもたちと保護者のニーズが多様化している中、障害の有無にかかわらず、すべての子どもたちが健やかに成長し、また、保護者が安心して子育てできるよう、福祉サービス等による支援や、多様な教育・療育等の確保を図るための社会環境づくりが求められています。

◆施策の方向◆

乳幼児・就学前・就学中など成長の各段階における、早期の発見・相談、療育・援助など、障害のある子どもたちと保護者に対する、切れ目ない、きめ細かい支援により、障害のある子どもたちが、その特性に応じた能力を十分に発揮できるよう、福祉サービス等の充実と、社会環境の整備に努めます。

◆具体的取組◆

① 障害の早期の発見及び対応の推進

妊婦及び乳幼児健康診査や各種相談等の推進に努めるとともに、保健・医療・福祉の連携を図り、障害の早期発見、早期治療や療育、保護者の支援等に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
子どもすこやか安心ねっと事業[再掲]	関係機関との連携のもと、子どもの発達段階に応じた相談等を行うほか、子どもの発達に気がかりのある保護者を対象にした子育て講座を実施する。
ことばの発達指導事業	ことばの発達に支援が必要な幼児とその保護者に対して、相談・助言・指導を行う。

【その他事業】

事業名	
・妊婦健康診査・健康相談事業[再掲]	・就学時健康診断
・乳幼児健康診査事業[再掲]	・利用者支援事業（基本型）[再掲]

② 障害のある乳幼児への保育の推進

障害児通所支援事業所、保育所、幼稚園等において、障害児保育を推進します。

【主な事業】

事業名	事業概要
障害児通所等支援事業 [再掲]	障害児に対する療育として、児童発達支援や保育所等訪問支援などを実施し、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練等を行う。
障害児通所支援利用者負担軽減事業 [再掲]	市独自の利用者負担軽減を図り、利用を促進するため、利用者負担額を無料とする。

【その他事業】

事業名	
・児童発達支援事業専門員加算等補助事業	・私立幼稚園障害児教育補助事業[再掲]
・発達障害児等家族支援補助事業	・私立保育所等補助事業[再掲]
・保育所、幼稚園での幼児保育（教育）相談	・医療的ケアを必要とする障害児支援事業[再掲]

③ 障害のある児童生徒への教育の推進

発達障害などの障害のある子どもについて、適切な教育を行います。

【主な事業】

事業名	事業概要
夢すこやかファイルの活用 [再掲]	相談支援ファイル「夢 すこやか ファイル」を活用することにより、移行期の連携を更に円滑にし、障害のある子どもの個々のニーズに応じた適切な指導・支援が受けられるようにする。
特別支援教育保護者支援事業	ペアレントトレーニングのインストラクターとして教職員を養成し、障害のある子どもへの接し方や対処方法を保護者とともに考え、子育てに関する不安や悩みを軽減する。

【その他事業】

事業名	
・特別支援教育体制推進事業	・障害児通所等支援事業[再掲]
・就学指導等推進事業	・発達障害児等家族支援補助事業[再掲]
・障害児通所支援利用者負担軽減事業[再掲]	・医療的ケアを必要とする障害児支援事業[再掲]

④ 障害のある子どもの生活の支援と社会参加の促進

障害のある子どもとその家族の在宅生活の質の向上と福祉の増進を図るため、補装具・日常生活用具の給付等を実施するとともに、介護をする家族の負担軽減を図るため、家庭へのホームヘルパーの派遣や施設での短期入所を実施します。

また、障害のある児童生徒が、放課後や夏休み等の長期休業中に安心して過ごせるような活動を推進、支援するとともに、障害の状況に対応した情報の提供や友愛パスの交付などにより社会参加を促進します。

さらに、医療的ケアを必要とする子どもが適正な支援を受けられるように、保健、医療、福祉などの分野の支援機関の連携を促進します。

【主な事業】

事業名	事業概要
鹿児島市障害者基幹相談支援センター事業	障害者を支える社会環境づくりを推進するため、身体・知的・精神及び発達障害を対象とした総合的な相談等を行う基幹相談支援センターを運営する。
医療的ケアを必要とする障害児支援事業[再掲]	医療的ケアを必要とする障害児が適正な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を運営する。

【その他事業】

事業名	
・日常生活用具給付事業	・障害福祉サービス給付事業(居宅介護・短期入所)
・難聴児補聴器購入助成事業	・障害児通所等支援事業[再掲]
・補装具費支給事業	・ゆうあいガイドブック作成事業
・友愛パス交付事業	・友愛タクシー券交付事業
・障害児通所支援利用者負担軽減事業[再掲]	・放課後児童健全育成事業[再掲]

⑤ 経済的な支援

障害の状況に応じ手当を支給するとともに、医療費を助成するなど福祉の増進を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
障害児福祉手当支給事業	重度の障害のため、日常生活において介護を要する 20 歳未満の児童に手当を支給する。

【その他事業】

事業名	
・特別児童扶養手当支給事業	・重度心身障害者等医療費助成事業
・市民福祉手当(重度障害児手当)支給事業	・重度心身障害者(児)紙おむつ等助成事業

(11) 配偶者等からの暴力に対する対策の推進

◆現状と課題◆

- ・本市では、鹿児島市配偶者暴力相談支援センターを拠点に、配偶者等からの暴力（DV）の予防と被害者支援に向けた取組を行っています。配偶者等間で何らかの暴力の被害経験がある市民の割合は、平成 27 年度調査で女性は 4 人に 1 人、男性は 7 人に 1 人に上り、また、10～20 歳代の若者の交際関係でも同様の被害が発生しており、DV は非常に身近で深刻な問題といえます。
- ・子どもの目の前で行われる DV は子どもに心理的外傷を与える児童虐待であるという認識の広まりもあり、警察への DV 通報件数は増加傾向にあります。
- ・DV の防止に向け、DV の正しい理解と気づきを促進して被害者が適切な支援に繋がれるようにするとともに、早期からの予防啓発教育を充実することが必要です。

◆施策の方向◆

DV や、それが子どもに与える影響について正しい認識を持つための啓発に努めるとともに、相談窓口について広報・周知を図ります。

また、関係機関と密接に連携して、被害者やその子どもが心身を回復し、生活を再建できるよう支援する体制を整えます。

◆具体的取組◆

① きめ細やかな相談の実施

DV や、それが子どもに与える影響について正しい認識を持つための広報・啓発に努めます。

また、関係機関と密接に連携し、きめ細やかな相談の実施により、早期発見・早期対応に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
婦人相談員設置事業[再掲]	女性の身上や生活の相談・助言を行うとともに、夫等からの暴力に関する相談対応を行い女性保護を図る。
サンエールかごしま相談室の運営	女性相談員による女性のための総合相談、法律相談、心理相談及び男性相談員による男性相談を実施する。

【その他事業】

事業名	
・男女共同参画情報誌「すてっぷ」の発行	・関係機関相談員研修・意見交換会の開催
・カードサイズDVリーフレットの作成・配布	・DV防止庁内連絡会議の開催
・男性相談カードの作成・配布	・DV防止対策委員会の開催

② 緊急一時保護の実施及び自立への支援

母子が配偶者等からの暴力により、緊急一時的に保護を必要とする場合に、一時保護を行うとともに、暴力を受けた母子の自立を促進するために、母子の生活の場を提供し、社会的復帰に向けて、助言・指導を行います。

また、暴力を受けた母子のカウンセリングを行うなど、精神的な支援に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
県女性相談センターとの連携による一時保護の実施	県女性相談センターと連携し、配偶者等から暴力を受けている女性を一時的に保護する。
母子保護の実施	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子と監護している児童を母子生活支援施設へ入所させ、母子保護を図る。
母子生活支援施設での自立支援（社会復帰促進）事業	母子生活支援施設を退所し、社会復帰した者を施設に招き、入所児童等との交流活動を行う。
子育て短期支援事業[再掲]	児童の保護者が疾病や育児疲れ、仕事などにより児童の養育が一時的に困難となった場合及び母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童福祉施設等において一時的に養育・保護するため、短期入所生活援助（ショートステイ）事業と、夜間養護等（トワイライト）事業を実施する。

③ 若年者へのDV予防教育の実施

予防教育などの学習機会を通して子どもたちにDVやデートDV（交際相手等からの暴力）についての正しい情報を提供するとともに、子どもたちがお互いの人権を尊重して男女は対等な関係であることを理解し、DVの被害者にも加害者にもならないようにするための環境づくりに努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
デートDV講演会・若者による若者のためのデートDV講座の開催	DVの発生を未然に防ぐために、中学・高校・大学・専門学校生を対象に講演会やワークショップを実施する。
デートDV啓発誌の作成・配布	デートDVの特徴等をまとめた小冊子を市内の高校1年生全員に配布する。
命の教育	学校における性に関する指導において、児童生徒等へ生命尊重や男女の人間関係育成等の内容の指導を行う。

(12) 子育てに対する経済的支援

◆現状と課題◆

- ・子育ては喜びや代えがたい経験を得られる一方で、子育て家庭、特にひとり親家庭において、精神的、身体的な負担はもとより、保育料や教育費などの経済的負担も大きなものがあります。このため、子育てに伴う経済的負担の軽減、ひとり親家庭の経済的自立に努める必要があります。

◆施策の方向◆

各種手当の支給や医療費の助成、保育料の軽減等を図り、子育て家庭に対する経済的支援や、ひとり親家庭の自立に向けた日常生活支援に努めます。

◆具体的取組◆

① 各種手当の支給

子育て家庭の保護者を支援するため、各種手当を支給します。

【主な事業】

事業名	事業概要
児童手当支給事業	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するため、中学校修了前までの児童を対象に児童手当を支給する。
児童扶養手当支給事業 [再掲]	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るとともに、児童の福祉の増進に寄与するため手当を支給する。

【その他事業】

事業名	
・市民福祉手当（遺児等修学手当）支給事業 [再掲]	・市民福祉手当（重度障害児手当）支給事業 [再掲]
・特別児童扶養手当支給事業[再掲]	・障害児福祉手当支給事業[再掲]

② 子どもやひとり親の医療費助成

子どもやひとり親家庭に対して、医療費の一部を助成します。

【主な事業】

事業名	事業概要
こども医療費助成事業 [再掲]	中学3年生までのこどもの医療費の一部を助成する。
母子・父子家庭等医療費助成事業[再掲]	母子・父子家庭等の医療費の一部を助成する。
重度心身障害者等医療費助成事業[再掲]	重度心身障害者（児）及び合併障害者に対し、医療費を助成することによりこれらの者の保健の向上と福祉の増進を図る。

【その他事業】

事業名	
・未熟児養育医療事業[再掲]	・自立支援医療費（育成）支給事業[再掲]
・小児慢性特定疾病医療費助成事業[再掲]	

③ 保育料等の軽減

保育所等を利用する家庭に対し、幼児教育・保育の無償化を円滑に実施するとともに、その対象とならない世帯に対しても保育料を軽減することで、子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
幼児教育・保育の無償化 [再掲]	子育てを行う世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育所・認定こども園・幼稚園・認可外保育施設等の保育施設を利用する児童（3歳から5歳までの子ども、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども）の保育料を無償化する。
保育料の軽減[再掲]	幼児教育・保育の無償化の対象とならない家庭に対し、世帯の状況や所得に応じて保育料を軽減し、子育て世帯に対する経済的な負担軽減を図る。

【その他事業】

事業名
・障害児通所支援利用者負担軽減事業[再掲]

④ 学校教育における助成

義務教育における学用品等の費用の一部を助成するとともに、高等学校等の生徒に対する奨学金の貸与を行います。

また、教職員の研修、教材等の充実を図るため、私立高等学校に助成します。

【主な事業】

事業名	事業概要
就学援助	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費等の援助を行う。
特別支援教育就学奨励費	特別支援学級等へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、学用品費等の援助を行う。
奨学資金貸付制度	高等学校等の生徒を対象に奨学金の貸与を、高等学校等に入学する者の保護者に入学一時金の貸与を行う。
私立高等学校補助金	市内に所在する私立高等学校の教職員の研修又は教材等充実のため助成する。

【その他事業】

事業名	
・遠距離通学費補助事業	・安心安全通学費補助事業
・通級指導教室保護者交通費助成事業	

第 5 章

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

国及び県等と連携し、幼児期の質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するとともに、その利用を支援するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期から切れ目ない支援を行います。

1 提供区域

「子ども・子育て支援法第 61 条」により、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられていることから、次のとおり「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供区域を定めます。

■ 教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）	14 区域
■ 地域子ども・子育て支援事業	
<input type="checkbox"/> 延長保育事業	市内全域
<input type="checkbox"/> 放課後児童健全育成事業	小学校区域
<input type="checkbox"/> 子育て短期支援事業	市内全域
<input type="checkbox"/> 乳児家庭全戸訪問事業	市内全域
<input type="checkbox"/> 育児支援家庭訪問事業	市内全域
<input type="checkbox"/> 地域子育て支援拠点事業	14 区域
<input type="checkbox"/> 一時預かり事業	14 区域
<input type="checkbox"/> 病児・病後児保育事業	市内全域
<input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センター事業	市内全域
<input type="checkbox"/> 妊婦健康診査・健康相談事業	市内全域
<input type="checkbox"/> 利用者支援事業（基本、特定、母子保健型）	市内全域

1 4 区域の内訳

地 域		町 丁 目 名
中央地域	①中央地区	名山町、平之町、東千石町、西千石町、中町、金生町、照国町、泉町、住吉町、堀江町、大黒町、呉服町、新町、船津町、城南町、松原町、南林寺町、甲突町、錦江町、新屋敷町、樋之口町、山之口町、千日町、加治屋町、中央町、上之園町、上荒田町
	②上町地区	坂元町、西坂元町、東坂元1～4丁目、清水町、祇園之洲町、鼓川町、池之上町、稲荷町、春日町、柳町、浜町、上竜尾町、下竜尾町、冷水町、長田町、大竜町、上本町、小川町、本港新町、易居町、山下町、城山町、玉里団地1～3丁目、若葉町、吉野町の一部（磯、花倉、三船、竜ヶ水及び平松）
	③鴨池地区	高麗町、荒田1～2丁目、与次郎1～2丁目、下荒田1～4丁目、天保山町、鴨池新町、鴨池1～2丁目、唐湊3～4丁目、郡元町、郡元1～3丁目、南郡元町、東郡元町、真砂町、真砂本町、三和町、南新町、日之出町、紫原1～6丁目、西紫原町、桜ヶ丘7～8丁目、宇宿1～9丁目、中央港新町、新栄町、向陽2丁目
	④城西地区	城山1～2丁目、新照院町、草牟田町、草牟田1～2丁目、玉里町、永吉1～3丁目、明和1～5丁目、原良町、原良1～7丁目、薬師1～2丁目、城西1～3丁目、鷹師1～2丁目、常盤町、常盤1～2丁目、西田1～3丁目
	⑤武・田上地区	武1～3丁目、唐湊1～2丁目、紫原7丁目、向陽1丁目、広木1～3丁目、田上町、田上1～8丁目、田上台1～4丁目、西別府町、武岡1～6丁目、西陵1～8丁目、小野町の一部（西之谷）
谷山地域	⑥谷山北部地区	五ヶ別府町、星ヶ峯1～6丁目、皇徳寺台1～5丁目、山田町、中山町、中山1～2丁目、自由ヶ丘1～2丁目、桜ヶ丘1～6丁目、小原町、魚見町、東谷山1～7丁目、清和1～2丁目、希望ヶ丘町、小松原1～2丁目、東開町
	⑦谷山地区	上福元町、谷山中央1～8丁目、下福元町、慈眼寺町、谷山塩屋町、和田町、和田1～3丁目、平川町、卸本町、南栄1～6丁目、七ッ島1～2丁目、谷山港1～3丁目、錦江台1～3丁目、坂之上1～8丁目、光山1～2丁目、西谷山1～4丁目、清和3～4丁目
	⑧伊敷地域	伊敷町、伊敷1～8丁目、伊敷台1～7丁目、西伊敷1～7丁目、千年1～2丁目、花野光ヶ丘1～2丁目、下伊敷町、下伊敷1～3丁目、小野町（西之谷を除く）、小野1～4丁目、犬迫町、小山田町、皆与志町
	⑨吉野地域	岡之原町、緑ヶ丘町、川上町、下田町、吉野町（磯、花倉、三船、竜ヶ水及び平松を除く）、大明丘1～3丁目、吉野1～2丁目
	⑩桜島地域	桜島赤水町、桜島赤生原町、桜島小池町、桜島西道町、桜島白浜町、桜島武町、桜島藤野町、桜島二俣町、桜島松浦町、桜島横山町、新島町、野尻町、持木町、東桜島町、古里町、有村町、黒神町、高免町
	⑪吉田地域	西佐多町、東佐多町、本城町、本名町、宮之浦町、牟礼岡1～3丁目
	⑫喜入地域	喜入瀬々串町、喜入中名町、喜入生見町、喜入前之浜町、喜入町、喜入一倉町
	⑬松元地域	石谷町、入佐町、上谷口町、直木町、春山町、福山町、松陽台町、四元町、平田町
	⑭郡山地域	花尾町、有屋田町、川田町、郡山町、郡山岳町、西俣町、東俣町、油須木町

2 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況及び利用希望を踏まえ、需給バランスを勘案しながら提供体制を確保していきます。

幼稚園、保育所、認定こども園などの利用を希望される保護者の方は、利用のための認定を受けていただき、以下の3つの認定区分に応じて利用先が決まっていきます。

【1号認定】子どもが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合

利用先 幼稚園、認定こども園

【2号認定】子どもが満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合

利用先 保育所、認定こども園

【3号認定】子どもが満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合

利用先 保育所、認定こども園

(1) 量の見込みの算出の考え方

・【1号】及び【2号】（教育ニーズ）については、実際の利用者数と比較してニーズ調査の数値が大きく下回っていたことから、地域別に平成27年度から令和元年度における就学前児童のうち幼稚園等を利用している児童の割合の推移を基に教育需要の見込みを算出し、推計児童数に乗じて算出する。

・【2号】及び【3号】については、実際の利用者数と比較してニーズ調査の数値が大きく上回っていたことから、地域別に平成27年度から令和元年度における就学前児童のうち保育所等の利用申込みを行っている児童の割合の推移を基に保育需要の見込みを算出し、推計児童数に乗じて算出する。

なお、保育需要は増加傾向にあるものの、就学前児童数は減少傾向にあることを踏まえ、中間年見直しを行う令和4年度の量の見込みを令和5・6年度に据え置くこととする。

(2) 確保方策の考え方

・【1号】及び【2号】（教育ニーズ）の量の見込みに対して、確保方策が不足する地域があるが、全市域的には確保方策が量の見込みを上回っていることから、他の地域の確保方策により補完されることが見込まれる。

- ・【2号】及び【3号】の量の見込みに対して、確保方策が不足する地域については、確保必要数として各年度に示す数を教育・保育施設により確保することとする。
- ・国の子ども・子育て支援事業計画基本指針に基づき、令和4年度までの量の見込みに対応する教育・保育施設を令和2年度末までに前倒しして確保を図ることとする。

（3）確保必要数の確保に当たっての考え方

- ・確保必要数は、【2号】、【3号（0歳）】、【3号（1・2歳）】の過不足の合計により算出することとし、新たに確保する数は、年齢ごとに均等に設定することを基本とする。

・既存施設の活用

就学前児童数が減少していく見込みであることや、施設整備には一定の期間を要すること、また保育士等の確保が困難となっている現状を踏まえ、既存施設の活用を優先することとする。

・確保必要数の確保の手法

量の見込みに対し、確保方策が不足する場合にあつては、原則として以下のア～ウにより優先的に確保を図ることとし、補完できなかった場合、エ～キによる整備手法を検討し、確保を図ることとする。

- ア 幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行による定員増
- イ 保育所・幼保連携型認定こども園の定員増
- ウ 保育所から定員増を伴う幼保連携型認定こども園への移行
- エ 幼稚園の増築等による幼保連携型認定こども園への移行
- オ 保育所・幼保連携型認定こども園の増築等による定員増
- カ 保育所の増築等により定員増を伴う幼保連携型認定こども園への移行
- キ 新設保育所・幼保連携型認定こども園の整備

(全市域)

(単位:人)

	2年度					3年度					4年度				
	【1号】	【2号】 教育ニーズ	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育ニーズ	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育ニーズ	【2号】	【3号】	
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	5,938	1,637	7,983	705	5,232	5,778	1,583	8,030	699	5,334	5,581	1,524	8,032	695	5,441
	7,575					7,361					7,105				
②確保方策	8,251	1,544	7,303	2,087	4,710	8,304	1,491	7,553	2,157	4,870	8,361	1,434	7,553	2,157	4,870
	9,795					9,795					9,795				
②-①	2,220		▲ 680	1,382	▲ 522	2,434		▲ 477	1,458	▲ 464	2,690		▲ 479	1,462	▲ 571
確保必要数	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)					—					—				
	地域型保育事業					—					—				

	5年度					6年度					【参考】元年度実績				
	【1号】	【2号】 教育ニーズ	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育ニーズ	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育ニーズ	【2号】	【3号】	
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	5,581	1,524	8,032	695	5,441	5,581	1,524	8,032	695	5,441	7,625		7,747	696	5,181
	7,105					7,105					7,625				
②確保方策	8,361	1,434	7,553	2,157	4,870	8,361	1,434	7,553	2,157	4,870	9,809		7,182	2,033	4,600
	9,795					9,795					9,809				
②-①	2,690		▲ 479	1,462	▲ 571	2,690		▲ 479	1,462	▲ 571	2,184		▲ 565	1,337	▲ 581
確保必要数	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)					—					—				
	地域型保育事業					—					—				

【参考】満3歳未満の子どもの保育利用率

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
44.8%	47.1%	47.8%	48.5%	49.2%

※満3歳未満の推計児童数に占める保育所及び認定こども園の【3号】の利用定員数の割合

「量の見込み」 幼稚園・保育所等の利用状況等から見込まれる教育・保育を必要とする子どもの数

【2号】(教育ニーズ): 幼稚園等を希望する子どもうち、預かり保育を利用する子どもの数

「確保方策」 【1号】、【2号】(教育ニーズ): 幼稚園・認定こども園の利用定員(※)

【2号】、【3号】: 保育所・認定こども園の利用定員、企業主導型保育施設(地域枠)の定員
(※利用定員: 各施設ごとに、認可定員の範囲内で認定区分ごとに設定した数)

「確保必要数」 「量の見込み」に対する「確保方策」の不足に対応する確保の内容とその必要数

※本市では教育・保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園)により確保することとする。

(中央地区)

(単位:人)

	2年度					3年度					4年度				
	【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】	
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
	①量の見込み		②確保方策		②-①		教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)		地域型保育事業		教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)		地域型保育事業		
①量の見込み	401	45	308	27	195	412	46	324	27	204	406	45	327	26	206
	446					458					451				
②確保方策	498	45	385	96	214	497	46	385	96	214	498	45	385	96	214
	543					543					543				
②-①	97		77	69	19	85		61	69	10	92		58	70	8
確保必要数	—					—					—				
	—					—					—				

	5年度					6年度					【参考】元年度実績				
	【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】	
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
	①量の見込み		②確保方策		②-①		教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)		地域型保育事業		教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)		地域型保育事業		
①量の見込み	406	45	327	26	206	406	45	327	26	206	442		327	27	164
	451					451					442				
②確保方策	498	45	385	96	214	498	45	385	96	214	543		385	96	214
	543					543					543				
②-①	92		58	70	8	92		58	70	8	101		58	69	50
確保必要数	—					—					—				
	—					—					—				

(上町地区)

(単位:人)

	2年度					3年度					4年度				
	【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】	
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
	①量の見込み		②確保方策		②-①		教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)		地域型保育事業		教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)		地域型保育事業		
①量の見込み	300	85	564	30	343	294	83	559	29	340	289	81	556	27	339
	385					377					370				
②確保方策	285	85	551	120	315	287	83	551	120	315	289	81	551	120	315
	370					370					370				
②-①	▲15		▲13	90	▲28	▲7		▲8	91	▲25	0		▲5	93	▲24
確保必要数	0					0					0				
	—					—					—				

	5年度					6年度					【参考】元年度実績				
	【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】	
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
	①量の見込み		②確保方策		②-①		教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)		地域型保育事業		教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)		地域型保育事業		
①量の見込み	289	81	556	27	339	289	81	556	27	339	383		534	42	355
	370					370					383				
②確保方策	289	81	551	120	315	289	81	551	120	315	370		551	118	311
	370					370					370				
②-①	0		▲5	93	▲24	0		▲5	93	▲24	▲13		17	76	▲44
確保必要数	0					0					0				
	—					—					—				

(鴨池地区)

(単位:人)

	2年度					3年度					4年度				
	【1号】		【2号】		【3号】	【1号】		【2号】		【3号】	【1号】		【2号】		【3号】
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳		1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	
①量の見込み	1,055	246	1,223	108	857	1,011	235	1,219	106	877	956	222	1,199	104	890
	1,301					1,246					1,178				
②確保方策	1,634	246	1,144	326	766	1,645	235	1,144	326	766	1,658	222	1,144	326	766
	1,880					1,880					1,880				
②-①	579		▲79	218	▲91	634		▲75	220	▲111	702		▲55	222	▲124
確保必要数	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)					—					—				
	地域型保育事業					—					—				

	5年度					6年度					【参考】元年度実績				
	【1号】		【2号】		【3号】	【1号】		【2号】		【3号】	【1号】		【2号】		【3号】
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳		1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	
①量の見込み	956	222	1,199	104	890	956	222	1,199	104	890	1,337		1,217	116	839
	1,178					1,178									
②確保方策	1,658	222	1,144	326	766	1,658	222	1,144	326	766	1,895		1,127	320	756
	1,880					1,880					1,880				
②-①	702		▲55	222	▲124	702		▲55	222	▲124	558		▲90	204	▲83
確保必要数	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)					—					—				
	地域型保育事業					—					—				

(城西地区)

(単位:人)

	2年度					3年度					4年度				
	【1号】		【2号】		【3号】	【1号】		【2号】		【3号】	【1号】		【2号】		【3号】
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳		1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	
①量の見込み	520	85	475	54	341	496	81	471	55	346	473	77	468	56	352
	605					577					550				
②確保方策	1,116	85	409	125	311	1,120	81	424	130	321	1,124	77	424	130	321
	1,201					1,201					1,201				
②-①	596		▲66	71	▲30	624		▲47	75	▲25	651		▲44	74	▲31
確保必要数	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)					—					—				
	地域型保育事業					—					—				

	5年度					6年度					【参考】元年度実績				
	【1号】		【2号】		【3号】	【1号】		【2号】		【3号】	【1号】		【2号】		【3号】
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳		1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	
①量の見込み	473	77	468	56	352	473	77	468	56	352	615		469	39	346
	550					550					550				
②確保方策	1,124	77	424	130	321	1,124	77	424	130	321	1,201		409	125	311
	1,201					1,201					1,201				
②-①	651		▲44	74	▲31	651		▲44	74	▲31	586		▲60	86	▲35
確保必要数	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)					—					—				
	地域型保育事業					—					—				

(武・田上地区)

(単位:人)

	2年度					3年度					4年度									
	【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】						
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳					
①量の見込み	489	242	883		64	542	464	229	899		63	541	440	218	920		63	543		
	731						693						658							
②確保方策	720	242	712		218	495	733	229	772		225	528	744	218	772		225	528		
	962						962						962							
②-①	231		▲ 171		154	▲ 47	269		▲ 127		162	▲ 13	304		▲ 148		162	▲ 15		
確保必要数	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)					—					0					—				
	地域型保育事業					—					—					—				

	5年度					6年度					【参考】元年度実績									
	【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】						
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳					
①量の見込み	440	218	920		63	543	440	218	920		63	543	748	834	66		549			
	658						658						748		834		66			
②確保方策	744	218	772		225	528	744	218	772		225	528	962	712	218		495			
	962						962						962							
②-①	304		▲ 148		162	▲ 15	304		▲ 148		162	▲ 15	214		▲ 122		152	▲ 54		
確保必要数	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)					—					0					—				
	地域型保育事業					—					—					—				

(谷山北部地区)

(単位:人)

	2年度					3年度					4年度									
	【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】						
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳					
①量の見込み	994	298	1,312		114	867	959	287	1,305		111	885	923	276	1,297		110	906		
	1,292						1,246						1,199							
②確保方策	1,578	298	1,106		330	705	1,589	287	1,191		358	762	1,600	276	1,191		358	762		
	1,876						1,876						1,876							
②-①	584		▲ 206		216	▲ 162	630		▲ 114		247	▲ 123	677		▲ 106		248	▲ 144		
確保必要数	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)					—					0					—				
	地域型保育事業					—					—					—				

	5年度					6年度					【参考】元年度実績									
	【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】						
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳					
①量の見込み	923	276	1,297		110	906	923	276	1,297		110	906	1,305	1,283	98		869			
	1,199						1,199						1,305		1,283		98			
②確保方策	1,600	276	1,191		358	762	1,600	276	1,191		358	762	1,876	1,106	328		701			
	1,876						1,876						1,876							
②-①	677		▲ 106		248	▲ 144	677		▲ 106		248	▲ 144	571		▲ 177		230	▲ 168		
確保必要数	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)					—					0					—				
	地域型保育事業					—					—					—				

(谷山地区)

(単位:人)

	2年度					3年度					4年度				
	【1号】		【2号】	【3号】		【1号】		【2号】	【3号】		【1号】		【2号】	【3号】	
	教育コース		3-5歳	0歳	1-2歳	教育コース		3-5歳	0歳	1-2歳	教育コース		3-5歳	0歳	1-2歳
	3-5歳	3-5歳				3-5歳	3-5歳				3-5歳	3-5歳			
①量の見込み	946	124	1,267	142	910	933	122	1,277	145	951	917	120	1,283	149	997
	1,070					1,055					1,037				
②確保方策	926	124	1,213	349	744	928	122	1,273	369	784	930	120	1,273	369	784
	1,050					1,050					1,050				
②-①	▲ 20		▲ 54	207	▲ 166	▲ 5		▲ 4	224	▲ 167	13	▲ 10	220	▲ 213	
確保必要数	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)					教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)					教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)				
	0					0					0				
	地域型保育事業					地域型保育事業					地域型保育事業				
	—					—					—				

	5年度					6年度					【参考】元年度実績				
	【1号】		【2号】	【3号】		【1号】		【2号】	【3号】		【1号】		【2号】	【3号】	
	教育コース		3-5歳	0歳	1-2歳	教育コース		3-5歳	0歳	1-2歳	教育コース		3-5歳	0歳	1-2歳
	3-5歳	3-5歳				3-5歳	3-5歳				3-5歳	3-5歳			
①量の見込み	917	120	1,283	149	997	917	120	1,283	149	997	1,058	1,206	143	892	
	1,037					1,037					1,058				
②確保方策	930	120	1,273	369	784	930	120	1,273	369	784	1,050	1,161	331	704	
	1,050					1,050					1,050				
②-①	13		▲ 10	220	▲ 213	13		▲ 10	220	▲ 213	▲ 8	▲ 45	188	▲ 188	
確保必要数	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)					教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)					教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)				
	—					0					0				
	地域型保育事業					地域型保育事業					地域型保育事業				
	—					—					—				

(伊敷地域)

(単位:人)

	2年度					3年度					4年度				
	【1号】		【2号】	【3号】		【1号】		【2号】	【3号】		【1号】		【2号】	【3号】	
	教育コース		3-5歳	0歳	1-2歳	教育コース		3-5歳	0歳	1-2歳	教育コース		3-5歳	0歳	1-2歳
	3-5歳	3-5歳				3-5歳	3-5歳				3-5歳	3-5歳			
①量の見込み	352	206	547	35	345	338	198	545	34	346	324	190	531	33	348
	558					536					514				
②確保方策	313	206	500	132	294	321	198	500	132	294	329	190	500	132	294
	519					519					519				
②-①	▲ 39		▲ 47	97	▲ 51	▲ 17		▲ 45	98	▲ 52	5	▲ 31	99	▲ 54	
確保必要数	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)					教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)					教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)				
	0					0					0				
	地域型保育事業					地域型保育事業					地域型保育事業				
	—					—					—				

	5年度					6年度					【参考】元年度実績				
	【1号】		【2号】	【3号】		【1号】		【2号】	【3号】		【1号】		【2号】	【3号】	
	教育コース		3-5歳	0歳	1-2歳	教育コース		3-5歳	0歳	1-2歳	教育コース		3-5歳	0歳	1-2歳
	3-5歳	3-5歳				3-5歳	3-5歳				3-5歳	3-5歳			
①量の見込み	324	190	531	33	348	324	190	531	33	348	566	537	39	340	
	514					514					566				
②確保方策	329	190	500	132	294	329	190	500	132	294	519	500	132	294	
	519					519					519				
②-①	5		▲ 31	99	▲ 54	5		▲ 31	99	▲ 54	▲ 47	▲ 37	93	▲ 46	
確保必要数	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)					教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)					教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)				
	—					0					0				
	地域型保育事業					地域型保育事業					地域型保育事業				
	—					—					—				

(吉野地域)

(単位:人)

	2年度					3年度					4年度				
	【1号】		【2号】		【3号】	【1号】		【2号】		【3号】	【1号】		【2号】		【3号】
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	
①量の見込み	522	185	721	58	460	513	182	742	56	473	502	178	761	55	488
	707					695					680				
②確保方策	684	185	605	195	444	687	182	635	205	464	691	178	635	205	464
	869					869					869				
②-①	162		▲116	137	▲16	174		▲107	149	▲9	189		▲126	150	▲24
確保必要数	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)					—					—				
	地域型保育事業					—					—				

	5年度					6年度					【参考】元年度実績				
	【1号】		【2号】		【3号】	【1号】		【2号】		【3号】	【1号】		【2号】		【3号】
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	
①量の見込み	502	178	761	55	488	502	178	761	55	488	701	684	57	450	
	680					680					680				
②確保方策	691	178	635	205	464	691	178	635	205	464	883	605	185	424	
	869					869					869				
②-①	189		▲126	150	▲24	189		▲126	150	▲24	182		▲79	128	▲26
確保必要数	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)					—					—				
	地域型保育事業					—					—				

(桜島地域)

(単位:人)

	2年度					3年度					4年度				
	【1号】		【2号】		【3号】	【1号】		【2号】		【3号】	【1号】		【2号】		【3号】
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	
①量の見込み	18	0	39	5	24	18	0	39	5	23	18	0	38	4	24
	18					18					18				
②確保方策	105	0	45	15	30	105	0	45	15	30	105	0	45	15	30
	105					105					105				
②-①	87		6	10	6	87		6	10	7	87		7	11	6
確保必要数	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)					—					—				
	地域型保育事業					—					—				

	5年度					6年度					【参考】元年度実績				
	【1号】		【2号】		【3号】	【1号】		【2号】		【3号】	【1号】		【2号】		【3号】
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	
①量の見込み	18	0	38	4	24	18	0	38	4	24	18	0	40	5	23
	18					18					18				
②確保方策	105	0	45	15	30	105	0	45	15	30	105	0	45	15	30
	105					105					105				
②-①	87		7	11	6	87		7	11	6	87		5	10	7
確保必要数	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)					—					—				
	地域型保育事業					—					—				

(吉田地域)

(単位:人)

	2年度					3年度					4年度				
	【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】	
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
	84						85				82				
①量の見込み	65	19	153	22	72	66	19	151	22	68	64	18	148	22	65
②確保方策	111	19	149	40	91	111	19	149	40	91	112	18	149	40	91
②-①	46		▲4	18	19	45		▲2	18	23	48		1	18	26
確保必要数	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)					—					—				
	地域型保育事業					—					—				

	5年度					6年度					【参考】元年度実績				
	【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】	
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
	82						82				80				
①量の見込み	64	18	148	22	65	64	18	148	22	65	80	153	19	74	
②確保方策	112	18	149	40	91	112	18	149	40	91	130	149	40	91	
②-①	48		1	18	26	48		1	18	26	50	▲4	21	17	
確保必要数	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)					—					—				
	地域型保育事業					—					—				

(喜入地域)

(単位:人)

	2年度					3年度					4年度				
	【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】	
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
	77						78				78				
①量の見込み	68	9	155	11	72	69	9	153	10	71	69	9	151	9	69
②確保方策	51	9	139	38	78	51	9	139	38	78	51	9	139	38	78
②-①	▲17		▲16	27	6	▲18		▲14	28	7	▲18		▲12	29	9
確保必要数	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)					0					0				
	地域型保育事業					—					—				

	5年度					6年度					【参考】元年度実績				
	【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】	
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
	78						78				74				
①量の見込み	69	9	151	9	69	69	9	151	9	69	74	155	9	73	
②確保方策	51	9	139	38	78	51	9	139	38	78	60	139	38	78	
②-①	▲18		▲12	29	9	▲18		▲12	29	9	▲14		▲16	29	5
確保必要数	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)					0					0				
	地域型保育事業					—					—				

(松元地域)

(単位:人)

	2年度					3年度					4年度				
	【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】	
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	170	93	270	24	149	168	92	282	25	152	165	90	293	25	155
	263					260					255				
②確保方策	190	0	271	82	178	190	0	271	82	178	190	0	271	82	178
	190					190					190				
②-①	▲ 73		1	58	29	▲ 70		▲ 11	57	26	▲ 65		▲ 22	57	23
確保必要数	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)					0					0				
	地域型保育事業					—					—				

	5年度					6年度					【参考】元年度実績				
	【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】	
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	165	90	293	25	155	165	90	293	25	155	259	245	25	151	
	255					255					259				
②確保方策	190	0	271	82	178	190	0	271	82	178	175	219	66	146	
	190					190					175				
②-①	▲ 65		▲ 22	57	23	▲ 65		▲ 22	57	23	▲ 84		▲ 26	41	▲ 5
確保必要数	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)					0					0				
	地域型保育事業					—					—				

(郡山地域)

(単位:人)

	2年度					3年度					4年度				
	【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】	
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	38	0	66	11	55	37	0	64	11	57	35	0	60	12	59
	38					37					35				
②確保方策	40	0	74	21	45	40	0	74	21	45	40	0	74	21	45
	40					40					40				
②-①	2		8	10	▲ 10	3		10	10	▲ 12	5		14	9	▲ 14
確保必要数	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)					—					—				
	地域型保育事業					—					—				

	5年度					6年度					【参考】元年度実績				
	【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】	
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	35	0	60	12	59	35	0	60	12	59	39	63	11	56	
	35					35					39				
②確保方策	40	0	74	21	45	40	0	74	21	45	40	74	21	45	
	40					40					40				
②-①	5		14	9	▲ 14	5		14	9	▲ 14	1		11	10	▲ 11
確保必要数	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)					—					0				
	地域型保育事業					—					—				

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

地域子ども・子育て支援事業についても、現在の利用状況及び利用希望を踏まえ、次のとおり量を見込み、提供体制を確保していきます。

事業名	延長保育事業
対象年齢	0～5歳
内容	通常の利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する。
量の見込み算出の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育は、保育所及び認定こども園の入所児童（2号・3号認定）が利用するものであるため、保育の量の見込み（2号・3号認定）と密接な関係がある。 ・このことから、令和2年から6年度の保育の量の見込みの数値に、平成27年から令和元年度の保育の量の見込みに占める延長保育事業の実利用人数の割合の平均（61.9%）を乗じて算出する。
確保方策の考え方	原則、全ての施設・事業で実施することとし、延長保育時間については、利用者のニーズ等を踏まえ対応するものとする。

【量の見込み及び確保方策】

（単位：人）

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考) H30実績
全市域	①量の見込み	8,616	8,705	8,770	8,770	8,770	7,991
	②確保方策	8,616	8,705	8,770	8,770	8,770	
	②－①	0	0	0	0	0	

地域子ども・子育て支援事業における「量の見込み」及び「確保方策」

「量の見込み」：各サービスの現在の利用状況等から見込まれる各サービスの必要量

「確保方策」：「量の見込み」に対する各サービスの提供量

※ 単位等は、サービスを利用する児童や保護者の人数、日数、回数や、事業の実施か所数などを各事業内容に応じて設定

事業名	放課後児童健全育成事業
対象年齢	小学生
内 容	<p>労働等により昼間保護者のいない小学校児童に対して、適切な遊びと生活の場として児童クラブを設置し、当該児童の健全な育成を図る。</p> <p>本市では、市が設置し運営委員会等への委託により実施する児童クラブのほか、市が助成を行っている民間児童クラブ等において、放課後児童健全育成事業が行われている。</p>
量の見込み 算出の考え方	<p>区域別・年齢別推計児童数に、平均増加率を考慮した利用希望率を乗じる方法で、校区ごとに算出する。</p> <p>(1) 令和元年5月1日現在の校区别・学年別利用希望者数を、令和元年5月1日現在の校区别・年齢別住民基本台帳人口で除して、利用希望率を算出（校区・学年ごとに算出）</p> <p>(2) 利用希望率の増加を考慮して、学年別に全校区の平成27年度から令和元年度の利用希望率の平均増加率を算出し、同平均増加率を、令和元年度の利用希望率に順次加算して、令和2年度から6年度までの利用希望率を算出</p> <p>(3) 各学校を14区域に振り分け、区域ごとに令和元年5月1日現在の校区别・年齢別住民基本台帳人口の合計を算出し、各区域における校区ごと・年齢ごとの人口の構成比を算出</p> <p>(4) (3)で算出した構成比を、令和2年度以降の区域別・年齢別推計児童数に乗じて、校区ごとの児童数を算出</p> <p>(5) (3)・(4)で算出した各年度の児童数に、(1)・(2)で算出した各年度の利用希望率を乗じて、令和2年度から6年度までの量の見込みを算出</p> <p>《参考：活用する基礎データ》</p> <p>(1) 令和元年5月1日現在の校区别・学年別利用希望者数（民間（補助）の利用者を含む）</p> <p>(2) 令和元年5月1日現在の校区别・年齢別住民基本台帳人口</p> <p>(3) 平成27年度から令和元年度の利用希望率</p> <p>(4) コーホート変化率法を用いて算出した区域別・年齢別推計児童数</p>
確保方策の 考え方	<p>次の考え方に基づき、年次的に施設整備等を実施し確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の待機児童解消に取り組む。 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例に規定する基準（児童1人あたり面積：おおむね1.65㎡以上／児童の集団の規模：おおむね40人以下）に満たない児童クラブの解消を図る。

【量の見込み及び確保方策】

(単位:人)

			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考) 元年度実績
全市域	低学年 (小1-3)	①量の見込み	6,500	6,711	6,918	7,231	7,361	6,424
		②確保方策	6,482	6,711	6,918	7,231	7,361	6,424
		②-①	▲18	0	0	0	0	0
	高学年 (小4-6)	①量の見込み	1,437	1,625	1,800	1,892	2,064	1,242
		②確保方策	1,346	1,625	1,800	1,892	2,064	1,174
		②-①	▲91	0	0	0	0	▲68
	計	①量の見込み	7,937	8,336	8,718	9,123	9,425	7,666
		②確保方策	7,828	8,336	8,718	9,123	9,425	7,598
		②-①	▲109	0	0	0	0	▲68

放課後児童健全育成事業 小学校ごとの量の見込み及び確保方策

単位:人

		吉田小	本名小	宮小	本城小	牟礼岡小	南方小	花尾小	郡山小	川上小	吉野小	吉野東小	大明丘小	
2年度	低学年	①量の見込み	9	43	23	4	24	21	12	38	134	279	214	84
		②確保方策	9	43	23	4	24	21	12	38	134	279	212	84
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲2	0
	高学年	①量の見込み	1	5	7	5	13	15	11	9	19	41	7	25
		②確保方策	1	5	7	5	13	14	11	9	19	41	0	25
		②-①	0	0	0	0	0	▲1	0	0	0	0	▲7	0
	計	①量の見込み	10	48	30	9	37	36	23	47	153	320	221	109
		②確保方策	10	48	30	9	37	35	23	47	153	320	212	109
		②-①	0	0	0	0	0	▲1	0	0	0	0	▲9	0
3年度	低学年	①量の見込み	11	43	26	8	22	21	10	36	144	279	238	92
		②確保方策	11	43	26	8	22	21	10	36	144	279	238	92
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	①量の見込み	1	8	7	3	14	11	10	13	22	48	11	28
		②確保方策	1	8	7	3	14	11	10	13	22	48	11	28
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	①量の見込み	12	51	33	11	36	32	20	49	166	327	249	120
		②確保方策	12	51	33	11	36	32	20	49	166	327	249	120
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4年度	低学年	①量の見込み	11	43	25	5	19	16	8	35	144	296	246	94
		②確保方策	11	43	25	5	19	16	8	35	144	296	246	94
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	①量の見込み	2	9	6	3	16	15	10	16	26	56	19	29
		②確保方策	2	9	6	3	16	15	10	16	26	56	19	29
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	①量の見込み	13	52	31	8	35	31	18	51	170	352	265	123
		②確保方策	13	52	31	8	35	31	18	51	170	352	265	123
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5年度	低学年	①量の見込み	13	45	19	5	21	18	9	42	165	317	267	97
		②確保方策	13	45	19	5	21	18	9	42	165	317	267	97
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	①量の見込み	2	10	9	0	13	14	9	12	27	63	26	28
		②確保方策	2	10	9	0	13	14	9	12	27	63	26	28
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	①量の見込み	15	55	28	5	34	32	18	54	192	380	293	125
		②確保方策	15	55	28	5	34	32	18	54	192	380	293	125
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6年度	低学年	①量の見込み	12	41	20	5	21	19	8	47	172	329	264	103
		②確保方策	12	41	20	5	21	19	8	47	172	329	264	103
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	①量の見込み	2	11	10	3	13	10	6	13	31	65	35	37
		②確保方策	2	11	10	3	13	10	6	13	31	65	35	37
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	①量の見込み	14	52	30	8	34	29	14	60	203	394	299	140
		②確保方策	14	52	30	8	34	29	14	60	203	394	299	140
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
元年度実績	低学年	①量の見込み	9	39	18	12	25	20	14	39	140	269	201	85
		②確保方策	9	39	18	12	25	20	14	39	140	269	201	85
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	①量の見込み	1	6	5	3	12	10	9	8	13	36	0	25
		②確保方策	1	6	5	3	12	10	9	8	13	36	0	3
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲22
計	①量の見込み	10	45	23	15	37	30	23	47	153	305	201	110	
	②確保方策	10	45	23	15	37	30	23	47	153	305	201	88	
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲22	

放課後児童健全育成事業 小学校ごとの量の見込み及び確保方策

単位:人

		坂元小	坂元台小	清水小	大龍小	名山小	山下小	松原小	城南小	草牟田小	原良小	明和小	武岡小	
2年度	低学年	①量の見込み	67	97	138	62	57	87	66	74	97	130	77	93
		②確保方策	67	97	138	62	57	87	66	74	97	130	77	93
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	①量の見込み	36	27	39	6	19	11	12	28	26	28	20	31
		②確保方策	36	27	39	6	19	11	12	28	7	28	20	31
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	▲19	0	0	0
	計	①量の見込み	103	124	177	68	76	98	78	102	123	158	97	124
		②確保方策	103	124	177	68	76	98	78	102	104	158	97	124
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	▲19	0	0	0
3年度	低学年	①量の見込み	60	94	141	56	56	82	62	75	101	128	84	87
		②確保方策	60	94	141	56	56	82	62	75	101	128	84	87
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	①量の見込み	34	28	43	8	25	16	13	31	31	36	22	32
		②確保方策	34	28	43	8	25	16	13	31	31	36	22	32
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	①量の見込み	94	122	184	64	81	98	75	106	132	164	106	119
		②確保方策	94	122	184	64	81	98	75	106	132	164	106	119
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4年度	低学年	①量の見込み	60	97	134	56	53	85	64	72	111	144	85	84
		②確保方策	60	97	134	56	53	85	64	72	111	144	85	84
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	①量の見込み	35	33	42	9	28	18	15	33	34	38	26	31
		②確保方策	35	33	42	9	28	18	15	33	34	38	26	31
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	①量の見込み	95	130	176	65	81	103	79	105	145	182	111	115
		②確保方策	95	130	176	65	81	103	79	105	145	182	111	115
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5年度	低学年	①量の見込み	63	95	123	52	53	86	62	78	117	142	86	80
		②確保方策	63	95	123	52	53	86	62	78	117	142	86	80
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	①量の見込み	33	36	48	11	27	23	16	32	38	46	25	32
		②確保方策	33	36	48	11	27	23	16	32	38	46	25	32
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	①量の見込み	96	131	171	63	80	109	78	110	155	188	111	112
		②確保方策	96	131	171	63	80	109	78	110	155	188	111	112
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6年度	低学年	①量の見込み	63	99	127	67	53	93	63	78	124	142	74	77
		②確保方策	63	99	127	67	53	93	63	78	124	142	74	77
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	①量の見込み	28	34	49	10	26	22	15	34	40	44	31	30
		②確保方策	28	34	49	10	26	22	15	34	40	44	31	30
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	①量の見込み	91	133	176	77	79	115	78	112	164	186	105	107
		②確保方策	91	133	176	77	79	115	78	112	164	186	105	107
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
元年度実績	低学年	①量の見込み	76	98	141	63	62	74	62	69	89	115	76	113
		②確保方策	76	98	141	63	62	74	62	69	89	115	76	113
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	①量の見込み	34	27	39	5	18	8	10	24	22	24	17	32
		②確保方策	34	27	21	5	18	8	10	24	22	24	17	32
		②-①	0	0	▲18	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	①量の見込み	110	125	180	68	80	82	72	93	111	139	93	145	
	②確保方策	110	125	162	68	80	82	72	93	111	139	93	145	
	②-①	0	0	▲18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

放課後児童健全育成事業 小学校ごとの量の見込み及び確保方策

単位:人

		武岡台小	西田小	武小	田上小	西陵小	広木小	中洲小	荒田小	八幡小	中郡小	紫原小	西紫原小	
2年度	低学年	①量の見込み	48	87	74	108	96	129	76	83	150	87	155	198
		②確保方策	48	87	74	108	96	129	76	83	150	87	155	198
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	①量の見込み	15	17	17	17	21	13	20	15	40	14	22	29
		②確保方策	15	17	17	17	21	13	20	9	31	14	14	22
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	▲6	▲9	0	▲8	▲7
	計	①量の見込み	63	104	91	125	117	142	96	98	190	101	177	227
		②確保方策	63	104	91	125	117	142	96	92	181	101	169	220
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	▲6	▲9	0	▲8	▲7
3年度	低学年	①量の見込み	53	91	77	108	108	130	78	85	161	86	151	198
		②確保方策	53	91	77	108	108	130	78	85	161	86	151	198
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	①量の見込み	16	21	21	19	20	19	25	18	42	21	27	36
		②確保方策	16	21	21	19	20	19	25	18	42	21	27	36
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	①量の見込み	69	112	98	127	128	149	103	103	203	107	178	234
		②確保方策	69	112	98	127	128	149	103	103	203	107	178	234
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4年度	低学年	①量の見込み	52	92	92	114	113	139	77	91	169	93	141	201
		②確保方策	52	92	92	114	113	139	77	91	169	93	141	201
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	①量の見込み	16	28	25	21	24	20	26	17	48	20	32	45
		②確保方策	16	28	25	21	24	20	26	17	48	20	32	45
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	①量の見込み	68	120	117	135	137	159	103	108	217	113	173	246
		②確保方策	68	120	117	135	137	159	103	108	217	113	173	246
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5年度	低学年	①量の見込み	51	99	100	121	105	149	80	108	176	104	152	201
		②確保方策	51	99	100	121	105	149	80	108	176	104	152	201
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	①量の見込み	14	29	29	25	27	27	25	20	48	22	34	45
		②確保方策	14	29	29	25	27	27	25	20	48	22	34	45
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	①量の見込み	65	128	129	146	132	176	105	128	224	126	186	246
		②確保方策	65	128	129	146	132	176	105	128	224	126	186	246
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6年度	低学年	①量の見込み	51	107	112	128	96	144	75	111	183	125	151	197
		②確保方策	51	107	112	128	96	144	75	111	183	125	151	197
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	①量の見込み	19	32	30	26	31	28	31	23	54	26	35	49
		②確保方策	19	32	30	26	31	28	31	23	54	26	35	49
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	①量の見込み	70	139	142	154	127	172	106	134	237	151	186	246
		②確保方策	70	139	142	154	127	172	106	134	237	151	186	246
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
元年度実績	低学年	①量の見込み	62	81	75	122	110	132	63	72	138	76	135	175
		②確保方策	62	81	75	122	110	132	63	72	138	76	135	175
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	①量の見込み	16	14	15	15	19	14	15	10	32	10	18	22
		②確保方策	16	14	15	10	19	9	15	10	29	10	18	22
		②-①	0	0	0	▲5	0	▲5	0	0	▲3	0	0	0
計	①量の見込み	78	95	90	137	129	146	78	82	170	86	153	197	
	②確保方策	78	95	90	132	129	141	78	82	167	86	153	197	
	②-①	0	0	0	▲5	0	▲5	0	0	▲3	0	0	0	

放課後児童健全育成事業 小学校ごとの量の見込み及び確保方策

単位:人

		鴨池小	南小	宇宿小	向陽小	伊敷小	花野小	西伊敷小	伊敷台小	玉江小	小山田小	犬迫小	皆与志小	
2年度	低学年	①量の見込み	128	104	103	144	93	59	61	93	178	21	15	5
		②確保方策	128	104	103	144	93	59	61	93	178	21	15	5
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	①量の見込み	47	24	11	30	42	33	20	28	55	19	5	2
		②確保方策	47	24	11	30	42	33	20	28	55	19	5	2
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	①量の見込み	175	128	114	174	135	92	81	121	233	40	20	7
		②確保方策	175	128	114	174	135	92	81	121	233	40	20	7
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3年度	低学年	①量の見込み	129	94	117	153	91	57	68	89	176	19	22	1
		②確保方策	129	94	117	153	91	57	68	89	176	19	22	1
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	①量の見込み	46	30	17	38	43	40	20	30	65	15	5	2
		②確保方策	46	30	17	38	43	40	20	30	65	15	5	2
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	①量の見込み	175	124	134	191	134	97	88	119	241	34	27	3
		②確保方策	175	124	134	191	134	97	88	119	241	34	27	3
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4年度	低学年	①量の見込み	124	96	123	158	94	61	74	90	184	20	19	5
		②確保方策	124	96	123	158	94	61	74	90	184	20	19	5
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	①量の見込み	48	30	20	44	42	33	22	31	63	20	8	3
		②確保方策	48	30	20	44	42	33	22	31	63	20	8	3
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	①量の見込み	172	126	143	202	136	94	96	121	247	40	27	8
		②確保方策	172	126	143	202	136	94	96	121	247	40	27	8
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5年度	低学年	①量の見込み	130	92	128	173	102	51	80	94	191	22	23	2
		②確保方策	130	92	128	173	102	51	80	94	191	22	23	2
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	①量の見込み	49	32	22	42	45	37	22	31	64	12	8	3
		②確保方策	49	32	22	42	45	37	22	31	64	12	8	3
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	①量の見込み	179	124	150	215	147	88	102	125	255	34	31	5
		②確保方策	179	124	150	215	147	88	102	125	255	34	31	5
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6年度	低学年	①量の見込み	125	94	129	186	120	45	83	90	189	19	17	2
		②確保方策	125	94	129	186	120	45	83	90	189	19	17	2
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	①量の見込み	51	30	29	49	43	39	27	31	66	18	10	3
		②確保方策	51	30	29	49	43	39	27	31	66	18	10	3
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	①量の見込み	176	124	158	235	163	84	110	121	255	37	27	5
		②確保方策	176	124	158	235	163	84	110	121	255	37	27	5
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
元年度実績	低学年	①量の見込み	115	91	90	167	89	54	59	94	176	21	14	4
		②確保方策	115	91	90	167	89	54	59	94	176	21	14	4
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	①量の見込み	39	17	6	33	37	33	18	27	57	14	5	1
		②確保方策	39	17	6	33	37	33	18	27	57	14	5	1
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	①量の見込み	154	108	96	200	126	87	77	121	233	35	19	5	
	②確保方策	154	108	96	200	126	87	77	121	233	35	19	5	
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

放課後児童健全育成事業 小学校ごとの量の見込み及び確保方策

単位:人

		東桜島小	高免小	黒神小	桜洲小	桜峰小	松元小	東昌小	春山小	石谷小	谷山小	西谷山小	東谷山小	
2年度	低学年	①量の見込み	2	0	0	12	13	72	0	119	76	159	197	115
		②確保方策	2	0	0	12	13	72	0	119	76	159	197	115
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	①量の見込み	2	0	0	3	3	8	0	37	7	35	71	15
		②確保方策	2	0	0	3	3	8	0	37	7	35	71	15
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	①量の見込み	4	0	0	15	16	80	0	156	83	194	268	130
		②確保方策	4	0	0	15	16	80	0	156	83	194	268	130
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3年度	低学年	①量の見込み	5	0	0	16	11	84	0	129	96	172	193	128
		②確保方策	5	0	0	16	11	84	0	129	96	172	193	128
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	①量の見込み	1	0	0	4	6	10	0	40	10	41	80	18
		②確保方策	1	0	0	4	6	10	0	40	10	41	80	18
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	①量の見込み	6	0	0	20	17	94	0	169	106	213	273	146
		②確保方策	6	0	0	20	17	94	0	169	106	213	273	146
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4年度	低学年	①量の見込み	4	0	0	16	23	90	0	137	91	180	211	142
		②確保方策	4	0	0	16	23	90	0	137	91	180	211	142
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	①量の見込み	3	0	0	3	8	12	0	43	15	45	87	23
		②確保方策	3	0	0	3	8	12	0	43	15	45	87	23
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	①量の見込み	7	0	0	19	31	102	0	180	106	225	298	165
		②確保方策	7	0	0	19	31	102	0	180	106	225	298	165
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5年度	低学年	①量の見込み	3	0	0	12	23	104	0	152	95	193	225	154
		②確保方策	3	0	0	12	23	104	0	152	95	193	225	154
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	①量の見込み	3	0	0	5	3	14	0	44	15	43	92	26
		②確保方策	3	0	0	5	3	14	0	44	15	43	92	26
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	①量の見込み	6	0	0	17	26	118	0	196	110	236	317	180
		②確保方策	6	0	0	17	26	118	0	196	110	236	317	180
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6年度	低学年	①量の見込み	4	0	0	17	26	102	0	148	85	205	236	156
		②確保方策	4	0	0	17	26	102	0	148	85	205	236	156
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	①量の見込み	5	0	0	5	6	19	0	52	22	55	88	31
		②確保方策	5	0	0	5	6	19	0	52	22	55	88	31
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	①量の見込み	9	0	0	22	32	121	0	200	107	260	324	187
		②確保方策	9	0	0	22	32	121	0	200	107	260	324	187
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
元年度実績	低学年	①量の見込み	4	0	0	16	10	71	0	121	83	155	172	121
		②確保方策	4	0	0	16	10	71	0	121	83	155	172	121
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	①量の見込み	3	0	0	3	7	5	0	32	6	26	62	12
		②確保方策	3	0	0	3	7	5	0	32	6	26	62	12
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	①量の見込み	7	0	0	19	17	76	0	153	89	181	234	133	
	②確保方策	7	0	0	19	17	76	0	153	89	181	234	133	
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

放課後児童健全育成事業 小学校ごとの量の見込み及び確保方策

単位:人

		清和小	和田小	錦江台小	福平小	平川小	錫山小	中山小	桜丘西小	桜丘東小	星峯西小	星峯東小	宮川小	
2年度	低学年	①量の見込み	142	175	149	192	20	0	252	80	88	136	58	48
		②確保方策	142	159	149	192	20	0	252	80	88	136	58	48
		②-①	0	▲16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	①量の見込み	6	26	15	16	7	2	33	23	13	29	18	14
		②確保方策	6	0	15	8	7	2	33	23	13	29	18	14
		②-①	0	▲26	0	▲8	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	①量の見込み	148	201	164	208	27	2	285	103	101	165	76	62
		②確保方策	148	159	164	200	27	2	285	103	101	165	76	62
		②-①	0	▲42	0	▲8	0	0	0	0	0	0	0	0
3年度	低学年	①量の見込み	150	194	160	209	18	2	265	81	89	130	53	54
		②確保方策	150	194	160	209	18	2	265	81	89	130	53	54
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	①量の見込み	12	31	17	24	8	1	41	22	14	30	18	15
		②確保方策	12	31	17	24	8	1	41	22	14	30	18	15
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	①量の見込み	162	225	177	233	26	3	306	103	103	160	71	69
		②確保方策	162	225	177	233	26	3	306	103	103	160	71	69
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4年度	低学年	①量の見込み	161	195	164	224	20	5	282	81	84	122	52	57
		②確保方策	161	195	164	224	20	5	282	81	84	122	52	57
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	①量の見込み	16	38	22	29	8	1	51	24	16	32	20	14
		②確保方策	16	38	22	29	8	1	51	24	16	32	20	14
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	①量の見込み	177	233	186	253	28	6	333	105	100	154	72	71
		②確保方策	177	233	186	253	28	6	333	105	100	154	72	71
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5年度	低学年	①量の見込み	170	202	178	255	21	1	292	76	93	110	55	58
		②確保方策	170	202	178	255	21	1	292	76	93	110	55	58
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	①量の見込み	20	43	26	39	7	1	62	22	18	32	20	15
		②確保方策	20	43	26	39	7	1	62	22	18	32	20	15
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	①量の見込み	190	245	204	294	28	2	354	98	111	142	75	73
		②確保方策	190	245	204	294	28	2	354	98	111	142	75	73
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6年度	低学年	①量の見込み	180	227	176	257	22	1	310	66	94	102	53	54
		②確保方策	180	227	176	257	22	1	310	66	94	102	53	54
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	①量の見込み	25	51	31	49	6	3	68	26	18	31	17	19
		②確保方策	25	51	31	49	6	3	68	26	18	31	17	19
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	①量の見込み	205	278	207	306	28	4	378	92	112	133	70	73
		②確保方策	205	278	207	306	28	4	378	92	112	133	70	73
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
元年度実績	低学年	①量の見込み	159	151	141	154	21	2	255	95	94	155	67	54
		②確保方策	159	151	141	154	21	2	255	95	94	155	67	54
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	①量の見込み	1	19	8	9	5	2	28	22	12	29	14	13
		②確保方策	1	4	8	9	5	2	28	22	12	29	14	13
		②-①	0	▲15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	①量の見込み	160	170	149	163	26	4	283	117	106	184	81	67	
	②確保方策	160	155	149	163	26	4	283	117	106	184	81	67	
	②-①	0	▲15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

放課後児童健全育成事業 小学校ごとの量の見込み及び確保方策

単位:人

		皇徳寺小	瀬々串小	中名小	喜入小	前之浜小	生見小	一倉小	合計	
2年度	低学年	①量の見込み	59	25	15	55	12	4	0	6,500
		②確保方策	59	25	15	55	12	4	0	6,482
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	▲ 18
	高学年	①量の見込み	9	16	7	10	3	12	0	1,437
		②確保方策	9	16	7	10	3	12	0	1,346
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	▲ 91
	計	①量の見込み	68	41	22	65	15	16	0	7,937
		②確保方策	68	41	22	65	15	16	0	7,828
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	▲ 109
3年度	低学年	①量の見込み	55	29	13	55	12	10	0	6,711
		②確保方策	55	29	13	55	12	10	0	6,711
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	①量の見込み	10	15	8	10	3	5	0	1,625
		②確保方策	10	15	8	10	3	5	0	1,625
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	①量の見込み	65	44	21	65	15	15	0	8,336
		②確保方策	65	44	21	65	15	15	0	8,336
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0
4年度	低学年	①量の見込み	49	30	14	59	11	5	0	6,918
		②確保方策	49	30	14	59	11	5	0	6,918
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	①量の見込み	12	14	7	11	4	7	0	1,800
		②確保方策	12	14	7	11	4	7	0	1,800
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	①量の見込み	61	44	21	70	15	12	0	8,718
		②確保方策	61	44	21	70	15	12	0	8,718
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0
5年度	低学年	①量の見込み	51	29	14	58	10	8	0	7,231
		②確保方策	51	29	14	58	10	8	0	7,231
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	①量の見込み	11	13	8	10	3	5	0	1,892
		②確保方策	11	13	8	10	3	5	0	1,892
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	①量の見込み	62	42	22	68	13	13	0	9,123
		②確保方策	62	42	22	68	13	13	0	9,123
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0
6年度	低学年	①量の見込み	47	26	12	61	9	5		7,361
		②確保方策	47	26	12	61	9	5		7,361
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	①量の見込み	11	17	7	11	4	8	0	2,064
		②確保方策	11	17	7	11	4	8	0	2,064
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	①量の見込み	58	43	19	72	13	13	0	9,425
		②確保方策	58	43	19	72	13	13	0	9,425
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0
元年度実績	低学年	①量の見込み	72	28	14	62	12	11	0	6,424
		②確保方策	72	28	14	62	12	11	0	6,424
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0
	高学年	①量の見込み	9	17	5	8	3	7	0	1,242
		②確保方策	9	17	5	8	3	7	0	1,174
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	▲ 68
	計	①量の見込み	81	45	19	70	15	18	0	7,666
		②確保方策	81	45	19	70	15	18	0	7,598
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	▲ 68

事業名	子育て短期支援事業
対象年齢	18歳未満の児童 ※緊急一時保護の場合は、その母を含む。
内容	<p>○短期入所生活援助（ショートステイ）事業 児童を養育している家庭の保護者が疾病、出産、看護、育児不安、育児疲れ、慢性疾患児等の看病疲れ、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張又は学校等の公的行事への参加等の事由により養育を行うことが一時的に困難となった児童及び夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の暴力により緊急一時的に保護を必要とする母子の実施施設における一定期間の養育及び保護を行う。</p> <p>○夜間養護等（トワイライト）事業 児童を養育している家庭の保護者が仕事の都合等により、平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行う。</p>
量の見込み 算出の考え方	<p>量の見込み＝平成26～30年度実績の平均値に、平成30年度の児童の人口推計に対する各年度の同人口推計割合を乗じる</p> <p>《参考》</p> <p>○ショートステイ 平成26～30年度：平均 496.2人日／年 ○トワイライト 平成26～30年度：平均 7.0人日／年</p>
確保方策の 考え方	<p>児童養護施設（4施設）、乳児院（2施設）、母子生活支援施設（3施設）、ファミリーホーム（1施設）へ業務委託により実施しており、今後の量の見込みに対しても、対応可能であることから、現行体制で対応していく。</p>

【量の見込み及び確保方策】 ショートステイ

(単位:人日)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考) H30実績
全市域	①量の見込み	491	488	484	481	478	516
	②確保方策	491	488	484	481	478	
	②-①	0	0	0	0	0	

【量の見込み及び確保方策】 トワイライト

(単位:人日)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考) H30実績
全市域	①量の見込み	7	7	7	7	7	3
	②確保方策	7	7	7	7	7	
	②-①	0	0	0	0	0	

事業名	乳児家庭全戸訪問事業
対象年齢	0歳
内 容	生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師などが訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスの提供に結びつける。
量の見込み 算出の考え方	計画期間における年齢各歳別人口（0歳）に、平成28～30年度の平均転入者数（転入によって乳児家庭全戸訪問事業の対象となった者）を見込んだ数値
確保方策の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、市内助産師会への委託契約及び常勤職員、非常勤職員の訪問により実施している。 ・提供体制は現状で確保できていることから、今後の量の見込みに対しても、現行体制で対応していく。

【量の見込み及び確保方策】

（単位：人）

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考) H30実績
全市域	①量の見込み	5,027	4,949	4,880	4,814	4,751	5,310
	②確保方策	5,027	4,949	4,880	4,814	4,751	
	②-①	0	0	0	0	0	

事業名	育児支援家庭訪問事業(養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業)
対象年齢	概ね1歳未満
内 容	出産後間もない時期の養育者で、子育てに対して不安等を抱える家庭に対し、助産師が訪問し、育児相談・指導等を行う。
量の見込み 算出の考え方	過去の0歳児人口に対する訪問実人数の割合を、0歳児人口推計に乗じる。 各年度の0歳児人口推計×③=各年度の予定実人数(量の見込み) ≪参考≫ ①平成28～30年度の訪問実績の平均 <u>3か年平均 405人</u> ②平成28～30年度の0歳児人口の平均 <u>3か年平均 5,278人</u> ③平成28～30年度の0歳児人口に対する訪問実人数の割合の平均 <u>①/②=0.077</u>
確保方策の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、委託契約により訪問支援員を派遣して実施している。 ・提供体制は現状で確保できていることから、今後の量の見込みに対しても、現行体制で対応していく。

【量の見込み及び確保方策】

(単位：人)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考) H30実績
全市域	①量の見込み	380	374	369	364	359	409
	②確保方策	380	374	369	364	359	
	②-①	0	0	0	0	0	

事業名	すこやか子育て交流館管理運営等事業、親子つどいの広場運営事業、児童センター運営事業、地域子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）
対象年齢	すこやか子育て交流館管理運営等事業：小学3年生以下の子どもとその家族 親子つどいの広場運営事業：小学校未就学児とその家族 児童センター運営事業：児童（満18歳未満の子ども）、子ども会等 地域子育て支援センター事業：小学校未就学児とその家族
内容	家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤立感や不安感の増大に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置により、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する
量の見込み算出の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・すこやか子育て交流館の量の見込みは、全市からの利用が見込まれることから、平成30年度実績値を基に、全市ベースの人口増減率を加味して算出。 ・親子つどいの広場及び児童センターの量の見込みは、平成30年度実績値を基に、各地域における人口増減率を加味して算出。 ・地域子育て支援センターの量の見込みは、未就学児1人当りの利用回数が増減していることから、平成30年度実績値を基に、各地域における人口増減率と平成28～30年度の1人当りの利用回数増減率を加味して算出。 ・城西、武・田上、谷山北部の3地域に新設する予定の地域子育て支援センターの量の見込みは、平成30年度の地域子育て支援センターにおける未就学児1人当りの利用回数を基に、各地域における各年度の未就学児の人口増減率と平成28～30年度の1人当りの利用回数増減率を乗じて算出。 ・上記における令和2～6年度における人口は、コーホート変化率法による人口推計
確保方策の考え方	今後、地域子育て拠点が市内14地域全てに配置されることから、量の見込みと同等の確保ができると考えている。

【量の見込み及び確保方策】

(単位：人日)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考) H30実績
全市	①量の見込み	355,403	350,084	344,814	337,631	333,546	360,409
	② 確保方策	355,403	350,084	344,814	337,631	333,546	
	②-①	0	0	0	0	0	
中央	①量の見込み	30,774	29,726	28,744	27,650	26,543	33,084
	② 確保方策	30,774	29,726	28,744	27,650	26,543	
	②-①	0	0	0	0	0	
上町	①量の見込み	3,505	3,444	3,357	3,309	3,226	4,994
	② 確保方策	3,505	3,444	3,357	3,309	3,226	
	②-①	0	0	0	0	0	
鴨池	①量の見込み	120,173	118,100	115,880	113,312	111,578	124,703
	② 確保方策	120,173	118,100	115,880	113,312	111,578	
	②-①	0	0	0	0	0	
城西	①量の見込み	2,757	2,651	2,485	2,371	2,296	0
	② 確保方策	2,757	2,651	2,485	2,371	2,296	
	②-①	0	0	0	0	0	
武・田上	①量の見込み	4,338	4,232	4,081	3,963	3,869	0
	② 確保方策	4,338	4,232	4,081	3,963	3,869	
	②-①	0	0	0	0	0	
谷山北部	①量の見込み	6,741	6,361	5,939	5,541	5,170	0
	② 確保方策	6,741	6,361	5,939	5,541	5,170	
	②-①	0	0	0	0	0	
谷山	①量の見込み	65,984	66,263	66,811	66,832	67,323	66,790
	② 確保方策	65,984	66,263	66,811	66,832	67,323	
	②-①	0	0	0	0	0	
伊敷	①量の見込み	50,986	49,594	47,796	46,256	45,044	54,683
	② 確保方策	50,986	49,594	47,796	46,256	45,044	
	②-①	0	0	0	0	0	
吉野	①量の見込み	39,885	39,436	39,230	38,205	37,781	41,594
	② 確保方策	39,885	39,436	39,230	38,205	37,781	
	②-①	0	0	0	0	0	
桜島	①量の見込み	147	136	121	115	104	166
	② 確保方策	147	136	121	115	104	
	②-①	0	0	0	0	0	
吉田	①量の見込み	2,230	2,039	1,817	1,693	1,574	5,560
	② 確保方策	2,230	2,039	1,817	1,693	1,574	
	②-①	0	0	0	0	0	
喜入	①量の見込み	621	568	526	498	456	851
	② 確保方策	621	568	526	498	456	
	②-①	0	0	0	0	0	
松元	①量の見込み	3,906	3,515	3,252	2,850	2,631	4,410
	② 確保方策	3,906	3,515	3,252	2,850	2,631	
	②-①	0	0	0	0	0	
郡山	①量の見込み	23,356	24,019	24,775	25,036	25,951	23,574
	② 確保方策	23,356	24,019	24,775	25,036	25,951	
	②-①	0	0	0	0	0	

事業名	一時預かり事業（幼稚園型）
対象年齢	3～5歳
内容	幼稚園等における在園児のうち1号認定子どもを対象とした一時預かり
量の見込み算出の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり事業（幼稚園型）は、幼稚園等の入所児童（1号認定）が利用するものであり、教育の量の見込み（1号認定）と密接な関係がある。 ・第二期計画では、教育の量を減と見込んでいることから、令和元年度の利用者数の見込みを元に、教育の量の見込みの減少割合を用いて算出する。 ・地域ごとの量の見込みは、令和元年度時点の各地域の1号利用定員の割合で求める。
確保方策の考え方	利用者のニーズや施設の状況に応じて実施する。

【量の見込み及び確保方策】

(単位:人日)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考) H30実績
全市域	①量の見込み	355,723	345,051	334,699	334,699	334,699	333,386
	②確保方策	355,723	345,051	334,699	334,699	334,699	
	②-①	0	0	0	0	0	
中央	①量の見込み	31,490	30,546	29,629	29,629	29,629	
	②確保方策	31,490	30,546	29,629	29,629	29,629	
	②-①	0	0	0	0	0	
上町	①量の見込み	21,457	20,813	20,189	20,189	20,189	
	②確保方策	21,457	20,813	20,189	20,189	20,189	
	②-①	0	0	0	0	0	
鴨池	①量の見込み	47,263	45,846	44,470	44,470	44,470	
	②確保方策	47,263	45,846	44,470	44,470	44,470	
	②-①	0	0	0	0	0	
城西	①量の見込み	22,095	21,432	20,789	20,789	20,789	
	②確保方策	22,095	21,432	20,789	20,789	20,789	
	②-①	0	0	0	0	0	
武・田上	①量の見込み	29,982	29,082	28,210	28,210	28,210	
	②確保方策	29,982	29,082	28,210	28,210	28,210	
	②-①	0	0	0	0	0	
谷山北部	①量の見込み	80,086	77,684	75,354	75,354	75,354	
	②確保方策	80,086	77,684	75,354	75,354	75,354	
	②-①	0	0	0	0	0	
谷山	①量の見込み	44,654	43,314	42,015	42,015	42,015	
	②確保方策	44,654	43,314	42,015	42,015	42,015	
	②-①	0	0	0	0	0	
伊敷	①量の見込み	28,068	27,226	26,409	26,409	26,409	
	②確保方策	28,068	27,226	26,409	26,409	26,409	
	②-①	0	0	0	0	0	
吉野	①量の見込み	37,289	36,170	35,084	35,084	35,084	
	②確保方策	37,289	36,170	35,084	35,084	35,084	
	②-①	0	0	0	0	0	
桜島	①量の見込み	0	0	0	0	0	
	②確保方策	0	0	0	0	0	
	②-①	0	0	0	0	0	
吉田	①量の見込み	7,539	7,313	7,093	7,093	7,093	
	②確保方策	7,539	7,313	7,093	7,093	7,093	
	②-①	0	0	0	0	0	
喜入	①量の見込み	3,480	3,375	3,274	3,274	3,274	
	②確保方策	3,480	3,375	3,274	3,274	3,274	
	②-①	0	0	0	0	0	
松元	①量の見込み	0	0	0	0	0	
	②確保方策	0	0	0	0	0	
	②-①	0	0	0	0	0	
郡山	①量の見込み	2,320	2,250	2,183	2,183	2,183	
	②確保方策	2,320	2,250	2,183	2,183	2,183	
	②-①	0	0	0	0	0	

事業名	一時預かり事業（幼稚園型を除く） ※ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て支援施設における一時預かりは含まれていない。
対象年齢	0～5歳
内 容	幼稚園等における在園児のうち1号認定子どもを対象とした一時預かり以外
量の見込み 算出の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育需要が増加傾向にあり、これに伴い、一時預かり事業の利用者も年々増加傾向にある。その一方で、就学前児童数は減少しており、利用者の増加は鈍化すると考えられる。 ・ このことから、令和元年度の利用者数の見込みに、平成27年から31年の4月1日時点の入所児童数の伸び率である3%に、令和元年から6年度の就学前児童数の減少率2%を各年度乗じたもので見込んだ増加率を乗じて算出する。
確保方策の 考え方	利用者のニーズや施設の状況に応じて実施する。

【量の見込み及び確保方策】

(単位：人口)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考) H30実績
全市域	①量の見込み	78,680	80,993	83,326	85,679	88,050	75,002
	②確保方策	78,680	80,993	83,326	85,679	88,050	
	②-①	0	0	0	0	0	
中央	①量の見込み	6,386	6,574	6,762	6,953	7,146	
	②確保方策	6,386	6,574	6,762	6,953	7,146	
	②-①	0	0	0	0	0	
上町	①量の見込み	4,671	4,808	4,947	5,087	5,227	
	②確保方策	4,671	4,808	4,947	5,087	5,227	
	②-①	0	0	0	0	0	
鴨池	①量の見込み	9,504	9,784	10,066	10,350	10,636	
	②確保方策	9,504	9,784	10,066	10,350	10,636	
	②-①	0	0	0	0	0	
城西	①量の見込み	4,993	5,140	5,288	5,438	5,588	
	②確保方策	4,993	5,140	5,288	5,438	5,588	
	②-①	0	0	0	0	0	
武・田上	①量の見込み	6,744	6,943	7,143	7,344	7,548	
	②確保方策	6,744	6,943	7,143	7,344	7,548	
	②-①	0	0	0	0	0	
谷山北部	①量の見込み	20,427	21,027	21,633	22,244	22,859	
	②確保方策	20,427	21,027	21,633	22,244	22,859	
	②-①	0	0	0	0	0	
谷山	①量の見込み	11,681	12,024	12,370	12,720	13,072	
	②確保方策	11,681	12,024	12,370	12,720	13,072	
	②-①	0	0	0	0	0	
伊敷	①量の見込み	6,658	6,854	7,051	7,250	7,451	
	②確保方策	6,658	6,854	7,051	7,250	7,451	
	②-①	0	0	0	0	0	
吉野	①量の見込み	3,905	4,020	4,136	4,253	4,370	
	②確保方策	3,905	4,020	4,136	4,253	4,370	
	②-①	0	0	0	0	0	
桜島	①量の見込み	2	2	2	2	2	
	②確保方策	2	2	2	2	2	
	②-①	0	0	0	0	0	
吉田	①量の見込み	616	634	653	671	690	
	②確保方策	616	634	653	671	690	
	②-①	0	0	0	0	0	
喜入	①量の見込み	2,543	2,618	2,693	2,769	2,846	
	②確保方策	2,543	2,618	2,693	2,769	2,846	
	②-①	0	0	0	0	0	
松元	①量の見込み	116	119	123	126	130	
	②確保方策	116	119	123	126	130	
	②-①	0	0	0	0	0	
郡山	①量の見込み	434	446	459	472	485	
	②確保方策	434	446	459	472	485	
	②-①	0	0	0	0	0	

事業名	病児・病後児保育事業（病児保育事業）
対象年齢	0歳～小学校6年生
内容	保育所に入所中の児童等が病気の回復期にあるため、集団保育等が困難である期間において、一時的に児童を預かることにより、当該児童の保護者の子育てと就労等との両立を支援する。
量の見込み算出の考え方	平成30年度の利用実績とキャンセル待ち児童数の合計を、量の見込みとする。
確保方策の考え方	9施設の小児医療機関への業務委託により実施しており、今後の量の見込みに対しても、現行の体制で対応する。

【量の見込み及び確保方策】

（単位：人日）

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考) H30実績
全市域	① 量の見込み	9,322	9,322	9,322	9,322	9,322	8,474
	② 確保方策	9,446	9,446	9,446	9,446	9,446	
	②-①	124	124	124	124	124	

事業名	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
対象年齢	0歳～18歳
内容	育児や家事の援助を依頼する依頼会員、援助を行う提供会員及びどちらも可能な両方会員で組織されるファミリー・サポート・センターを設置し、会員同士による相互援助活動を実施し、子育てに関する負担の軽減及び児童福祉の向上を図る。
量の見込み算出の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度の実績数をベースに、コーホート変化率法による各年度の人口推計の増減率と過去の活動件数の増減率を加味して算出。 ・妊婦への家事援助については0歳児に含んで算出。
確保方策の考え方	現行体制を維持しながら、利用者のニーズに対応する。

【量の見込み及び確保方策】

（単位：人日）

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考) H30実績
全市	①量の見込み	5,142	5,262	5,380	5,520	5,651	4,882
	② 確保方策	5,142	5,262	5,380	5,520	5,651	
	②-①	0	0	0	0	0	
0～5歳	①量の見込み	3,479	3,559	3,632	3,696	3,787	3,310
	② 確保方策	3,479	3,559	3,632	3,696	3,787	
	②-①	0	0	0	0	0	
6～8歳	①量の見込み	1,501	1,536	1,575	1,648	1,684	1,423
	② 確保方策	1,501	1,536	1,575	1,648	1,684	
	②-①	0	0	0	0	0	
9～11歳	①量の見込み	129	133	138	140	143	118
	② 確保方策	129	133	138	140	143	
	②-①	0	0	0	0	0	
12～18歳	①量の見込み	33	34	35	36	37	31
	② 確保方策	33	34	35	36	37	
	②-①	0	0	0	0	0	

事業名	妊婦健康診査・健康相談事業（妊婦に対して健康診査を実施する事業）
内容	妊娠・出産の安全性の確保及び健診にかかる経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査を公費で実施する。
量の見込み算出の考え方	<p>下記の《参考１》で算出した妊娠届出数に、平成 28～30 年度の一人当たり平均受診回数（12.32 回）を乗じて算出する。</p> <p>《参考 1：妊娠届出数》 令和元年度の妊娠届出数を、平成 28～30 年度の妊娠届出数の実績値平均に、平成 28～30 年度の妊娠届出数の平均減少率を乗じて算出する。以降、算出した令和元年度の妊娠届出数を起点に、平均減少率を乗じて妊娠届出数を算出する。</p> <p>《参考 2：受診回数 14 回》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠 23 週まで : 4 週間に 1 回 ・24 週から 35 週 : 2 週間に 1 回 ・36 週から出産まで : 1 週間に 1 回
確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、全国の医療機関等で実施している。 （県内協力医療機関等は委託契約、県外受診は償還払い） ・提供体制は現状で確保できていることから、今後の量の見込みに対しても、現行体制で対応していく

【量の見込み及び確保方策】

（単位：回）

		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	（参考） H30 実績
全市域	①量の見込み	61,033	58,717	56,487	54,344	52,274	64,159
	②確保方策	61,033	58,717	56,487	54,344	52,274	
	②－①	0	0	0	0	0	

事業名	利用者支援に関する事業（利用者支援事業基本型分）
内容	子育て家庭にとって身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や子育て支援事業等の利用に結び付ける支援を行うとともに、子育て応援ポータルサイト等を活用し、積極的な情報提供を図る。
量の見込み算出の考え方	すこやか子育て交流館及び3親子つどいの広場（東部、南部、北部）にて実施している利用者支援事業を、令和4年度から西部親子つどいの広場でも実施する。
確保方策の考え方	量の見込みの算出の考え方に同じ。

【量の見込み及び確保方策】

（単位：か所）

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	（参考） H30実績
全市域	① 量の見込み	4	4	5	5	5	3
	② 確保方策	4	4	5	5	5	
	②-①	0	0	0	0	0	

事業名	保育コーディネーター配置事業（利用者支援事業特定型分）
内 容	共働き家庭等の増加に伴い、勤務も様々な形態となり、保育ニーズも多様化していることから、保育コーディネーターを配置し、保育を必要としている世帯の相談に応じ、それぞれのニーズに合ったサービスの情報を提供することで保護者の選択肢を増やすとともに、待機児童の減少を図る。
量の見込み 算出の考え方	本庁、谷山支所、伊敷支所、吉野支所の4か所に保育コーディネーターを配置する。
確保方策の 考え方	量の見込みの算出の考え方に同じ。

【量の見込み及び確保方策】

（単位：か所）

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考) H30実績
全市域	① 量の見込み	4	4	4	4	4	4
	② 確保方策	4	4	4	4	4	
	②-①	0	0	0	0	0	

事業名	利用者支援に関する事業（利用者支援事業母子保健型分）
内 容	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する「子育て世代包括支援センター」を設置し、母子保健に関する相談に対応する。
量の見込み 算出の考え方	保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定することにより、妊産婦等に対し、きめ細かい支援を実施するものであるため、5保健センター（北部、東部、西部、中央、南部）を「子育て世代包括支援センター」として位置づけ、実施する。
確保方策の 考え方	量の見込みの算出の考え方に同じ。

【量の見込み及び確保方策】

（単位：か所）

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考) H30実績
全市域	① 量の見込み	5	5	5	5	5	5
	② 確保方策	5	5	5	5	5	
	②-①	0	0	0	0	0	

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進等に関する体制の確保の内容

(1) 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方

子ども・子育て支援新制度では、教育と保育を一体的に行う施設として認定こども園の普及を図ることとしています。

認定こども園は、保護者の働いている状況に関わりなく利用でき、保護者の就労状況が変わった場合でも通い慣れた園を継続して利用できるという特長があります。

そのため、確保方策が不足する地域にあっては、需要と供給のバランスを考慮しつつ、幼稚園・保育所から幼保連携型認定こども園への移行を進めます。

また、幼稚園型認定こども園については、教育時間終了後に預かり保育を利用する子どもの保育需要に対応できることから、基準を満たす場合、認定することとします。

(2) 質の高い教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

子ども・子育て支援新制度は質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じて全ての子どもが健やかに成長できるように支援するものです。

そのため、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の処遇改善、業務負担軽減などの労働環境への配慮、教育・保育等を行う者に対する適切な指導監督・評価等の実施、教育・保育施設における自己評価等を通じた運営改善、及び保育・幼稚園関係団体への助成を通じた研修の充実等による資質の向上など、質の高い教育・保育等に向けた各種施策を推進します。

(3) 教育・保育施設等と小学校との連携

認定こども園、幼稚園、保育所と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、子どもの育ちを小学校につなぐために、幼・保・小連絡会等を通じ、小学校との連携の推進に努めます。

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的な負担軽減に加え、保護者の利便性の向上及び施設の事務負担軽減等の観点を踏まえ、支給の方法や回数など、事務を適切に実施します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監査などの事務については、県や事業者とも連携し、適正な事務の実施に努めます。

第 6 章

第6章 計画の推進にあたって

この計画は、次代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することにより、一人一人の子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備することを目的としています。

このため、行政が子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが重要です。

以下は、各主体における取組の基本的方向を示したものです。

(1) 行政の役割

本市は、幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援並びに、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進する役割を担います。

個々の施策は、それぞれの担当課や学校、幼稚園、保育所や保健センターなどが連携して実施することから、計画を総合的に展開していくために、庁内に推進委員会を設置し、個々の施策の進捗状況の把握と施策間の調整等を行います。

また、学識経験者や保育・教育関係者等の市民による子ども・子育て会議を設置し、毎年度計画に基づく実施状況等について点検・評価を行い、計画の推進に反映させるとともに、その結果を公表します。

なお、教育・保育施設等の利用状況が計画における量の見込みと大きく乖離が生じる場合などは、計画期間の中間年度（令和4年度）を目安として、計画の見直しを行います。

(2) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。

この認識のもと、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、男女を問わず子育てに向き合い、さらに地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要です。

(3) 地域の役割

子どもは地域社会とのかかわりや地域の活動に参加することなどにより社会性を身に付けて成長していくことから、町内会や市民団体、企業などさまざまな主体が活動する中で、すべての子どもが、地域の人々との交流を通じて健全に成長できるような環境づくりに取り組むことが必要です。

(4) 企業・職場の役割

子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められます。

このため、企業・職場自体が、職場の意識や職場風土の改革とあわせ、働き方の見直しに取り組むことが必要です。

(5) 各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすためには、行政だけでなく、地域社会で活動している多くの団体が、行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

資料編

第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画の策定経過

年	月	日	会議名等	内容
30年	10月	3日	平成30年度第1回 策定推進委員会 (庁内委員)	<ul style="list-style-type: none"> ・主な施策の平成29年度実施状況及び平成30年度実施計画について ・第二期子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査等について
	10月	10日	平成30年度第1回 子ども・子育て会議 (庁外委員)	
	11月	14日	第二期子ども・子育て支援事業計画策定に向けた利用ニーズ把握のための調査	就学前児童及び小学校児童の保護者等を対象に、子育て支援に関するニーズ調査を実施 (11月14日～12月6日)
元年 (31年)	1月	29日	平成30年度第2回 策定推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査の結果(速報)について ・幼児教育・保育の無償化の概要について ・第二期子ども・子育て支援事業計画の構成について
	2月	4日	平成30年度第2回 子ども・子育て会議	
	5月	21日	令和元年度第1回 策定推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第二期子ども・子育て支援事業計画策定に向けた利用ニーズ把握のための調査報告書 ・今後のスケジュール(予定) ・第二期子ども・子育て支援事業計画第1章～第3章(案) ・第二期子ども・子育て支援事業計画第4章～第6章構成(案) ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」について(国の手引きに基づく算出結果)[第4章関係]
	5月	28日	令和元年度第1回 子ども・子育て会議	

年	月	日	会議名等	内容
元年 (31年)	7月	26日	令和元年度第1回 保育部会	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画（教育・保育の提供体制）の平成31年4月における実施状況について ・第二期子ども・子育て支援事業計画（教育・保育の提供体制）（案）について ・認定こども園への移行特例について ・夜間保育所の設置について
	7月	30日	令和元年度第2回 策定推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・主な施策の平成30年度実施状況及び令和元年度実施計画 ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業提供体制の点検・評価 ・第二期子ども・子育て支援事業計画第1章～第3章修正（案） ・第二期子ども・子育て支援事業計画第4章（案） ・第二期子ども・子育て支援事業計画第5章・第6章（案）
	8月	1日	令和元年度第2回 子ども・子育て会議	
	8月	22日	令和元年度第3回 策定推進委員会 （書面開催）	<ul style="list-style-type: none"> ・第二期子ども・子育て支援事業計画（素案）について ・第二期子ども・子育て支援事業計画（素案）パブリックコメントの実施について ・幼児教育・保育の無償化について
	8月	29日	令和元年度第3回 子ども・子育て会議	
	10月	31日	令和元年度第4回 策定推進委員会 （書面開催）	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法に基づく基本的な指針の改正等に伴う第二期子ども・子育て支援事業計画（素案）の修正について
	11月	11日	令和元年度第4回 子ども・子育て会議 （書面開催）	
	12月	23日	パブリックコメント手続	<ul style="list-style-type: none"> ・「第二期子ども・子育て支援事業計画素案」について （12月23日～1月27日）

年	月	日	会議名等	内容
2年	2月	18日	令和元年度第5回 策定推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第二期子ども・子育て支援事業計画素案に係るパブリックコメント手続の実施結果について ・第二期子ども・子育て支援事業計画の素案修正内容について
	2月	20日	令和元年度第5回 子ども・子育て会議	
	●月	●日	市長報告	子ども・子育て会議会長が市長に計画案を報告

鹿児島市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第3項の規定に基づき、同条第1項の合議制の機関として設置する鹿児島市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 子育て会議は、委員25人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、子育て会議の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 子育て会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、健康福祉局こども未来部こども政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(鹿児島市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 鹿児島市報酬及び費用弁償条例（昭和42年条例第27号）の一部を次のように改正する。
別表第2区分の欄中「社会福祉審議会」の次に「子ども・子育て会議」を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(鹿児島市報酬及び費用弁償条例の一部改正)
- 2 鹿児島市報酬及び費用弁償条例(昭和42年条例第27号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則(平成26年12月22日条例第61号)

(施行期日)

- 1 この条例は、市長が規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成27年2月4日規則第9号で、平成27年4月1日から施行)

(準備行為)

- 2 第1条の規定による改正前の鹿児島市子ども・子育て会議条例第1条に規定する鹿児島市子ども・子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)附則第9条の規定により、同法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に規定する事項(同法第17条第3項の規定によるものに限る。)を調査審議することができる。

(鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

- 3 鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年条例第37号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則(平成28年3月22日条例第10号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

鹿児島市子ども・子育て会議委員名簿（敬称略）

選任区分	委員名	職名等	備考
公募市民	中原 和歌子	—	
	益山 恵美子	—	
	小出 志織	—	
	上原 志津子	—	
	小森 友美	—	
学識経験者	前原 寛	鹿児島国際大学福祉社会学部非常勤講師	会長
	樋渡 三保子	やまびこ医療福祉センター医師	副会長
	平嶋 慶子	鹿児島女子短期大学児童教育学科准教授	
	根路銘 安仁	鹿児島大学医学部保健学科教授	
保育教育 関係団体	青木 和彦	鹿児島市保育園協会理事長	
	富永 宏	鹿児島市私立幼稚園協会会長	
	牧 浩寿	鹿児島市小学校長会長	
	精松 基	鹿児島市児童クラブ連絡協議会運営研究会委員	
保健医療福祉 関係団体	西蔭 美和	鹿児島市医師会理事	
	榎木 隆一	鹿児島市歯科医師会副会長	
	竹井 昌嗣	鹿児島市薬剤師会常務理事	
	園田 良子	鹿児島県看護協会助産師職能理事	
	森田 洋子	鹿児島県栄養士会理事	
	米山 昭規	鹿児島市社会福祉協議会副会長	
各種団体	内村 きぬ子	鹿児島市民生委員児童委員協議会副会長	
	原田 弘子	鹿児島市母子寡婦福祉会代表理事	
	鉾之原 昌	鹿児島子どもの虐待問題研究会会長	
	田淵 千春	鹿児島市PTA連合会特別支援部会長	
	田中 新吾	株式会社山形屋人事部長兼人事課長	
	伊藤 緒理依	鹿児島市子育てサークル連絡協議会会長	

※上記委員・所属団体・役職は、令和2年2月20日現在のものです。

鹿児島市子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 鹿児島市子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）の策定に必要な事項の調査検討並びに計画及びかごしま市すこやか子ども元気プラン（以下「プラン」という。）の進行管理をするため、鹿児島市子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に必要な事項の調査検討。
- (2) 計画及びプランの進行管理。
- (3) その他計画の策定並びに計画及びプランの進行管理に関し必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、健康福祉局こども未来部長をもって充てる。
- 3 副会長は、保健所長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長等の職務)

第4条 会長は、委員会を代表し、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉局こども未来部こども政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

(かごしま市すこやか子ども元気プラン策定推進委員会設置要綱の廃止)

- 2 かごしま市すこやか子ども元気プラン策定推進委員会設置要綱（平成16年3月31日制定）は、廃止する。

付 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成29年7月27日から施行する。

別表（第3条関係）

鹿児島市子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会委員

総務局総務部人事課長

企画財政局企画部政策推進課長

企画財政局財政部財政課長

市民局市民文化部男女共同参画推進課長

健康福祉局福祉部地域福祉課長

健康福祉局こども未来部こども政策課長

健康福祉局こども未来部保育幼稚園課長

健康福祉局こども未来部母子保健課長

健康福祉局こども未来部こども福祉課長

健康福祉局福祉部障害福祉課長

健康福祉局谷山福祉部福祉課長

保健所保健政策課長

保健所保健予防課長

産業局産業振興部雇用推進課長

市立病院事務局総務課長

教育委員会事務局教育部学校教育課長

教育委員会事務局教育部保健体育課長

教育委員会事務局教育部青少年課長

